

水俣市議会会議録

平成29年6月第3回定例会（6月9日招集）

水俣市議会事務局

平成29年6月第3回定例会（6月9日招集）会期日程表

（会期 6月9日から6月29日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月9日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	11日	日			市の休日（日曜日）
4	12日	月			議案調査
5	13日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	14日	水			議案調査
7	15日	木			議案調査
8	16日	金			議案調査
9	17日	土			市の休日（土曜日）
10	18日	日			市の休日（日曜日）
11	19日	月			議案調査
12	20日	火	午前9時30分		本会議
13	21日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君、高岡朱美君）
14	22日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君、藤本壽子君） 議案質疑 委員会付託
15	23日	金	————	委員会	委員会
16	24日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	25日	日			市の休日（日曜日）
18	26日	月	————	委員会	委員会
19	27日	火		休 会	議事整理日
20	28日	水		休 会	議事整理日
21	29日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

平成29年6月9日（金） —— 1日目 ——

出欠席議員	1-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
全国市議会議長会表彰状の伝達	2
○松本和幸君のあいさつ	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	5
日程第2 会期の決定について	5
日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について	6
休憩・開議	6
常任委員会及び特別委員会の正副委員長互選結果の報告	6
議案上程	7
日程第4 議第28号 専決処分の報告及び承認について	
専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第5 議第29号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第6 議第30号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第7 議第31号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	15
日程第8 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第9 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	18
日程第10 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	20
日程第11 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	21

日程第12 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	1-21
市長の提案理由説明	22
散 会	24

平成29年6月20日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○田口憲雄君の質問	3
1 地域教育戦略について	3
(1) 水俣高校への支援について	
(2) 小中一貫教育について	
2 地域医療について	4
(1) 医療センターの状況について	
(2) 看護人材の確保について	
3 産業支援について	5
(1) 土地確保について	
(2) 人材確保について	
市長の答弁	6
○田口憲雄君の再質問	8
市長の答弁	9
教育長の答弁	9
○田口憲雄君の再々質問	10
市長の答弁	10
教育長の答弁	11
病院事業管理者の答弁	12
福祉環境部長の答弁	13

○田口憲雄君の再質問	2-14
病院事業管理者の答弁	15
○田口憲雄君の再々質問	15
病院事業管理者の答弁	15
副市長の答弁	16
○田口憲雄君の再質問	18
副市長の答弁	18
○田口憲雄君の再々質問	19
副市長の答弁	20
休憩・開議	20
○塩崎達朗君の質問	20
1 水俣市の経済活性化について	21
2 水俣市の防災について	21
3 観光振興について	21
4 市内の小中学校について	21
市長の答弁	21
○塩崎達朗君の再質問	22
市長の答弁	23
○塩崎達朗君の再々質問	24
休憩・開議	24
産業建設部長の答弁	24
総合政策部長の答弁	24
○塩崎達朗君の再質問	26
福祉環境部長の答弁	26
総務部長の答弁	27
総合政策部長の答弁	27
○塩崎達朗君の再々質問	28
福祉環境部長の答弁	28
産業建設部長の答弁	29
○塩崎達朗君の再質問	31
産業建設部長の答弁	32
教育長の答弁	32

○塩崎達朗君の再々質問	2-33
産業建設部長の答弁	34
教育長の答弁	34
○塩崎達朗君の再質問	35
教育長の答弁	35
○塩崎達朗君の発言	36
市長の答弁	36
休憩・開議	36
○田中睦君の質問	36
1 観光振興策について	37
2 小学校運動部活動の社会体育への移行について	37
3 教職員の勤務実態と労務管理について	37
市長の答弁	38
○田中睦君の再質問	38
市長の答弁	39
○田中睦君の発言	40
教育長の答弁	40
○田中睦君の再質問	41
教育長の答弁	42
○田中睦君の発言	43
教育長の答弁	43
○田中睦君の再質問	44
教育長の答弁	45
○田中睦君の発言	46
散 会	47

平成29年6月21日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2

開 議	3-2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○野中重男君の質問	2
1 水俣病について	3
2 水俣市職員の時間外労働とサービス残業について	3
3 厚生労働省が各県につくらせた地域医療構想と水俣市立総合医療センターの新改革プラン（新公立病院改革プラン）について	3
市長の答弁	3
○野中重男君の再質問	6
市長の答弁	8
教育長の答弁	9
○野中重男君の再々質問	9
市長の答弁	10
総務部長の答弁	10
○野中重男君の再質問	11
総務部長の答弁	13
○野中重男君の再々質問	14
総務部長の答弁	14
病院事業管理者の答弁	15
○野中重男君の再質問	16
病院事業管理者の答弁	17
○野中重男君の再々質問	18
病院事業管理者の答弁	19
休憩・開議	19
○高岡朱美君の質問	19
1 国民健康保険都道府県単位化について	19
2 新電力供給実証試験とさらなる地域資源の活用について	19
3 発達障害者支援法改正と本市の取り組みについて	20
市長の答弁	20
福祉環境部長の答弁	20
○高岡朱美君の再質問	21

福祉環境部長の答弁	3-24
休憩・会議	25
○高岡朱美君の再々質問	25
福祉環境部長の答弁	26
市長の答弁	27
市長の答弁	27
○高岡朱美君の再質問	29
市長の答弁	30
○高岡朱美君の再々質問	31
市長の答弁	31
福祉環境部長の答弁	32
○高岡朱美君の再質問	33
教育長の答弁	35
福祉環境部長の答弁	35
○高岡朱美君の再々質問	36
教育長の答弁	37
福祉環境部長の答弁	37
散 会	38

平成29年6月22日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願・陳情文書表	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○牧下恭之君の質問	3
1 子どもの貧困対策と学校給食無償化について	3
2 教員の「働き方改革」と教職員の異動について	3

市長の答弁	4-4
○牧下恭之君の再質問	6
市長の答弁	7
○牧下恭之君の再々質問	8
市長の答弁	8
教育長の答弁	9
○牧下恭之君の再質問	10
教育長の答弁	11
○牧下恭之君の再々質問	12
教育長の答弁	12
休憩・開議	12
○藤本壽子君の質問	12
1 水俣の農業振興について	13
2 脱原発、CO2削減を指針に電力の地産地消を推進する政策について	13
3 小、中学校等で実施されているフッ化物洗口について	13
4 グリーンスポーツみなまたの今後について	13
市長の答弁	14
産業建設部長の答弁	14
○藤本壽子君の再質問	15
産業建設部長の答弁	17
○藤本壽子君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	18
市長の答弁	18
市長の答弁	19
○藤本壽子君の再質問	20
市長の答弁	20
○藤本壽子君の発言	20
教育長の答弁	21
○藤本壽子君の再質問	22
教育長の答弁	23
○藤本壽子君の再々質問	24
教育長の答弁	24

教育長の答弁	4-25
○藤本壽子君の再質問	25
市長の答弁	26
休憩・開議	27
教育長の答弁	27
○藤本壽子君の再々質問	27
教育長の答弁	28
休憩・開議	29
質 疑	29
日程第2 議第28号 専決処分の報告及び承認について	
専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第3 議第29号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第4 議第30号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第5 議第31号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	30
日程第6 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第7 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	30
日程第8 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	30
日程第9 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	30
日程第10 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	31
議案上程	31
日程第11 議第37号 工事請負契約の変更について	31
市長の提案理由説明	31
休憩・開議	32
質 疑	32
○高岡利治君の質疑	32
総合政策部長の答弁	32
○高岡利治君の再質疑	32

総合政策部長の答弁	4-33
委員会付託	33
散 会	33

平成29年6月29日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第28号 専決処分の報告及び承認についてから日程第10議第37号工事請負契約 の変更についてまで10件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
○谷口明弘君の質疑	13
○厚生文教委員長の答弁	13
討 論	13
採 決	13
日程第11 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	14
採 決	14
閉会中継続審査・調査申出書	15
議案上程	15
日程第12 議第38号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	15
市長の提案理由説明	16
休憩・開議	17
質 疑	17
委員会付託	17
休憩・開議	17

発言取り消し（牧下恭之君）	5-17
発言取消申出書	17
○総務産業委員長の報告	18
委員会審査報告書	18
委員長報告に対する質疑	19
討 論	19
採 決	19
議案上程	19
日程第13 議第39号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする ことに関する同意について	19
市長の提案理由説明	20
質 疑	20
討 論	20
採 決	21
議案上程	21
日程第14 議第40号 農業委員会委員の任命について	21
日程第15 議第41号 農業委員会委員の任命について	22
日程第16 議第42号 農業委員会委員の任命について	22
日程第17 議第43号 農業委員会委員の任命について	22
日程第18 議第44号 農業委員会委員の任命について	23
日程第19 議第45号 農業委員会委員の任命について	23
日程第20 議第46号 農業委員会委員の任命について	23
日程第21 議第47号 農業委員会委員の任命について	24
日程第22 議第48号 農業委員会委員の任命について	24
日程第23 議第49号 農業委員会委員の任命について	24
日程第24 議第50号 農業委員会委員の任命について	25
日程第25 議第51号 農業委員会委員の任命について	25
日程第26 議第52号 農業委員会委員の任命について	25
日程第27 議第53号 農業委員会委員の任命について	25
市長の提案理由説明	26
質 疑	29
討 論	30

採 決	5-30
閉 会	32

平成29年6月9日

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成29年6月9日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成29年6月9日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成29年6月29日午後5時59分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成29年6月9日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時8分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第1号

平成29年6月9日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

第4 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第31号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

第8 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第10 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第11 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第12 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

平成29年6月第3回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第3号	水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について	水俣市深川940-3 山本 尚哲		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成29年第3回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（福田 斉君） 会議に入ります前に、去る5月24日、東京都で開催された全国市議会議長会第93回定期総会において、松本和幸議員が議員30年勤続、谷口眞次議員が議員15年勤続、高岡利治議員が議員10年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（福田 斉君） 被表彰者を代表し、松本和幸議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

松本和幸議員。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 ただいま福田議長より、全国市議会議長会における表彰を伝達していただきました。

今回3名の表彰ということでございますので、代表して挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、監査委員であります高岡利治議員が10年、そして、副議長であります谷口眞次議員が15年、そして私、松本が30年ということで、今回勤続表彰をいただいたところでございますが、私の場合は30年という長きに渡り、これまで多くの市民の御支援と御協力の賜物であると、あらためてこの場をお借りして感謝を申し上げる次第でございます。初当選が58年4月の統一選挙でございまして、当時の浮池市長から、57年12月だったと思っておりますが、会社の方に電話がありまして、直ぐ市長室にくるようにとのことで、何事だろうと非常に不安を持っていたんですが、市長室に行きましていきなり、来年の市議会議員選挙に出るようとお話がありまして、私も当時、チッソ開発に営業担当としていましたので、帰りまして社長に報告したところ、市長からそういうふうと言われるんだから、とにかく立候補しなさいと社長からもお話をいただき、そこで立候補の決意をしたわけです。

それ以来、30年ということで、西田市長を含め6名の市長と仕事をさせていただきましたし、非常にいろんな話を当時の市長ともさせていただきまして、一番最初に私の仕事ということは、当時、ヘドロ事業で建設省が埋立湾の工事をしておりまして、建設省が全国にマリントウンプロジェクトということを奨励をしておりますので、全国で初めて沖縄が第一号の指定を受けまして、せっかく水俣の工事を建設省がやっているの、なんとか水俣もその指定をもらえないかということで、当時の深水良彦県議のほうに御相談をしまして、深水さんのほうから建設省にいろんな資料をとっていただいて、私も一般質問をしたわけですが、その時、小島政策審議員室長の部下に、今、教育長であられる吉本さんもおられまして、当時、資料を吉本さんに渡した記憶があります。当時の執行部の皆さんが一生懸命努力をさせていただいて、今の親水護岸のマリントウンプロジェクトが建設省の指定を受けて、あの橋までを作るという前提のもとに、工事が進めら

れた、最初の仕事がそれでございます。その間、いろんなことも提案してきましたし、今の西田市長にも個人的にいろいろ提案をしてきておりますけれども、まあ、しかしその中で実現するというのはなかなか難しい問題でもありますので、これからもいろんな提案をしていきたいと思っておりますし、これまでの経験と人脈を生かして、水俣発展のために最大限の努力をしていきたいと思っております。

今回受賞されました高岡利治議員、谷口眞次議員、まだまだお若いですから、これからぜひ水俣の発展のために当分の間、議員を続けていただいて、水俣市のために働いていただければと私も願うところでございます。最後になりますが、この賞をいただくにあたって、私の家族の応援がなければできなかったというふうに思っております。感謝申し上げまして、お礼の言葉に変えさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(福田 斉君) あらためまして、御三方にねぎらいと今後の御活躍を期待申し上げ、温かい拍手をお願いしたいと思います。(拍手)

以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長(福田 斉君) これから本日の会議を開きます。

○議長(福田 斉君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した請願1件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日、市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の報告2件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告1件、地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越しの報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定による水俣市土地開発公社及び株式会社みなまたの経営状況報告各1件、以上6件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成29年1月分、2月分、3月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、帆足総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、深江総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、吉本教育長、藪教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において藤本壽子議員、中村幸治議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成29年6月第3回定例会（6月9日招集）会期日程表

（会期 6月9日から6月29日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月9日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	11日	日			市の休日（日曜日）
4	12日	月			議案調査
5	13日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	14日	水			議案調査
7	15日	木			議案調査
8	16日	金			議案調査
9	17日	土			市の休日（土曜日）
10	18日	日			市の休日（日曜日）
11	19日	月			議案調査
12	20日	火			午前9時30分
13	21日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	22日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	23日	金	—————	委員会	委員会
16	24日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	25日	日			市の休日（日曜日）
18	26日	月	—————	委員会	委員会
19	27日	火		休 会	議事整理日
20	28日	水		休 会	議事整理日
21	29日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（福田 斉君） 日程第3、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私、福田斉、桑原一知議員、塩崎達朗議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、高岡朱美議員、谷口明弘議員、谷口眞次議員、以上8人を総務産業常任委員に、小路貴紀議員、田中睦議員、高岡利治議員、牧下恭之議員、松本和幸議員、中村幸治議員、岩阪雅文議員、野中重男議員、以上8人を厚生文教常任委員に、桑原一知議員、田口憲雄議員、田中睦議員、高岡利治議員、岩阪雅文議員、野中重男議員、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員を、それぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任を終わりました常任委員会及び議会運営委員会では、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開催願います。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委員長 田口憲雄議員

副委員長 藤本壽子議員

厚生文教常任委員会

委員長 牧下恭之議員

副委員長 田中 睦議員

議会運営委員会

委員長 野中重男議員

副委員長 岩阪雅文議員

以上です。

日程第4 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第31号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第8 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第28号専決処分の報告及び承認についてから、日程第12、議第36号平成29年度水俣水道事業会計補正予算第1号についてまで、9件を一括して議題とします。

議第28号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

専第2号

専 決 処 分 書

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成29年3月31日専決

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

同条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた日から施行日前までの期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第29号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成29年3月31日専決

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書

を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第14項を次のように改める。

14 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を

「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第

30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知

書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の規定 公布の日
- (2) 附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを水俣市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会

を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（水俣市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「水俣市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b

第6条 水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中水俣市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第2条を次のように改める。

（水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第30号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西田弘志

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第4号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成29年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第31号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西田弘志

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

専第5号

専 決 処 分 書

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,326千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,857,686千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第11号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
11 分担金及び負担金		157,376	△763	156,613
	1 分担金	5,691	△763	4,928
13 国庫支出金		2,281,608	△12,312	2,269,296
	2 国庫補助金	549,498	△12,312	537,186
14 県支出金		1,473,023	△10,479	1,462,544
	2 県補助金	722,678	△10,479	712,199
17 繰入金		576,834	46,474	623,308
	1 基金繰入金	576,447	46,474	622,921
19 諸収入		421,675	△2,546	419,129
	1 雑入	260,109	△2,546	257,563
20 市債		2,121,614	△67,700	2,053,914
	1 市債	2,121,614	△67,700	2,053,914
補正されなかった款に係る額		8,872,882		8,872,882
歳 入 合 計		15,905,012	△47,326	15,857,686

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,028,136	△6,204	2,021,932
	1 総務管理費	1,681,817	△6,204	1,675,613
3 民生費		5,856,504	△794	5,855,710
	1 社会福祉費	3,464,041	△794	3,463,247
4 衛生費		2,010,351	△12,739	1,997,612
	1 保健衛生費	360,847	△2,476	358,371
	2 清掃費	795,854	△9,980	785,874
	4 環境対策費	228,978	△283	228,695
5 農林水産業費		428,613	△13,539	415,074
	1 農業費	328,655	△12,923	315,732

	3 水産業費	50,532	△616	49,916
7 土木費		1,423,252	△1,964	1,421,288
	2 道路橋りょう費	343,730	0	343,730
	3 河川費	36,425	0	36,425
	4 港湾費	15,088	△1,964	13,124
8 消防費		925,532	△9,929	915,603
	1 消防費	925,532	△9,929	915,603
9 教育費		1,054,479	△213	1,054,266
	4 社会教育費	320,598	△213	320,385
10 災害復旧費		123,125	△1,944	121,181
	1 農林水産施設災害復旧費	26,416	△1,944	24,472
	2 公共土木施設災害復旧費	94,927	0	94,927
補正されなかった款に係る額		2,055,020		2,055,020
歳 出 合 計		15,905,012	△47,326	15,857,686

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財政管理経費	千円 3,132
3 民生費	1 社会福祉費	一般事務経費（障害者福祉費）	1,728

第2表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
内部情報システム使用料（公会計分） （総務課）	自 平成28年度 至 平成31年度	千円 1,755

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	千円 34,900				千円 34,700			
地方道路等整備事業	63,900				58,600			
緊急防災・減災事業	486,300				485,800			
過疎対策事業	834,600				795,600			
災害復旧事業	121,600				98,900			
補正されなかった事業に係る額	580,314				580,314			
計	2,121,614				2,053,914			

議第32号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	9	を
------	-------------	---------------	------	---	---

」

「

田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	7	に
------	-------------	---------------	------	---	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

田平団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のように制定しようとするものである。

議第33号

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,644,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
13 国庫支出金		2,035,020	4,057	2,039,077
	2 国庫補助金	469,069	4,057	473,126
14 県支出金		1,077,544	6,612	1,084,156
	1 県負担金	677,605	337	677,942
	2 県補助金	342,088	6,075	348,163
	3 委託金	57,851	200	58,051
18 繰越金		1	31,413	31,414
	1 繰越金	1	31,413	31,414
19 諸収入		467,883	△2,883	465,000

	4 雑入	327,029	△2,883	324,146
補正されなかった款に係る額		11,024,768		11,024,768
歳入合計		14,605,216	39,199	14,644,415

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		157,455	475	157,930
	1 議会費	157,455	475	157,930
2 総務費		1,864,809	2,855	1,867,664
	1 総務管理費	1,526,909	12,541	1,539,450
	2 徴税費	177,271	△3,530	173,741
	3 戸籍住民基本台帳費	86,516	△11,537	74,979
	4 選挙費	31,993	661	32,654
	5 統計調査費	8,174	4,720	12,894
3 民生費		5,016,706	33,899	5,050,605
	1 社会福祉費	2,941,707	15,932	2,957,639
	2 児童福祉費	1,559,717	16,707	1,576,424
	3 生活保護費	515,282	1,260	516,542
4 衛生費		2,206,544	△3,706	2,202,838
	1 保健衛生費	359,926	2,871	362,797
	2 清掃費	1,024,984	△2,248	1,022,736
	4 環境対策費	195,218	△4,329	190,889
5 農林水産業費		387,302	△1,527	385,775
	1 農業費	244,423	△3,397	241,026
	3 水産業費	42,509	1,870	44,379
6 商工費		413,779	△4,229	409,550
	1 商工費	251,073	△4,465	246,608
	2 総合経済対策費	162,706	236	162,942
7 土木費		1,672,352	6,407	1,678,759
	2 道路橋りょう費	541,367	1,061	542,428
	5 都市計画費	675,281	△4,328	670,953
	6 住宅費	374,646	9,674	384,320
8 消防費		411,718	100	411,818
	1 消防費	411,718	100	411,818
9 教育費		954,966	4,925	959,891
	1 教育総務費	260,654	△2,626	258,028
	2 小学校費	132,139	1,022	133,161
	3 中学校費	88,698	560	89,258
	4 社会教育費	234,438	3,529	237,967
	5 保健体育費	239,037	2,440	241,477
11 公債費		1,504,543	0	1,504,543
	1 公債費	1,504,543	0	1,504,543
補正されなかった款に係る額		15,042		15,042
歳出合計		14,605,216	39,199	14,644,415

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
基幹システム使用料 (総務課)	自 平成30年度 至 平成30年度	千円 1,036
内部情報システム使用料 (総務課)	自 平成30年度 至 平成31年度	1,167

議第34号

平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,782,124千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9 繰入金		289,737	1,442	291,179
	1 他会計繰入金	263,499	1,442	264,941
10 繰越金		1	6,182	6,183
	1 繰越金	1	6,182	6,183
補正されなかった款に係る額		4,484,762		4,484,762
歳 入 合 計		4,774,500	7,624	4,782,124

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		71,604	1,442	73,046
	1 総務管理費	38,190	413	38,603
	2 徴税費	27,408	1,029	28,437
2 保険給付費		3,148,799	0	3,148,799
	1 療養諸費	2,799,300	0	2,799,300
3 後期高齢者支援金等		372,296	0	372,296
	1 後期高齢者支援金等	372,296	0	372,296
4 前期高齢者納付金等		264	1,043	1,307
	1 前期高齢者納付金等	264	1,043	1,307
6 介護納付金		150,348	5,139	155,487
	1 介護納付金	150,348	5,139	155,487
補正されなかった款に係る額		1,031,189		1,031,189
歳 出 合 計		4,774,500	7,624	4,782,124

議第35号

平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 保険料		243,187	5,810	248,997
	1 後期高齢者医療保険料	243,187	5,810	248,997
3 繰入金		145,189	5,371	150,560
	1 一般会計繰入金	145,189	5,371	150,560
補正されなかった款に係る額		503		503
歳 入 合 計		388,879	11,181	400,060

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		388,508	11,181	399,689
	1 総務管理費	17,205	3,718	20,923
	2 徴収費	8,388	1,204	9,592
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	362,915	6,259	369,174
補正されなかった款に係る額		371		371
歳 出 合 計		388,879	11,181	400,060

議第36号

平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成29年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 水道事業収益	522,896千円		120千円	523,016千円
第1項 営業収益	474,637千円		0千円	474,637千円
第2項 営業外収益	48,257千円		120千円	48,377千円
第3項 特別利益	2千円		0千円	2千円

	支	出	
第1款 水道事業費	413,801千円	△5,381千円	408.420千円
第1項 営業費用	379,808千円	△5,381千円	374,427千円
第2項 営業外費用	32,991千円	0千円	32,991千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条第1号中、職員給与費「117,897千円」を「112,396千円」に改める。

平成29年6月9日提出

水俣市長 西田弘志

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第28号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、消防団員等が、公務中、事故で休業補償が発生した場合、損害補償の算定基礎となる額の扶養親族加算額及び加算の対象区分を改めるものです。

次に、議第29号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、個人市民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長、固定資産税における課税標準の特例で市町村条例で定める割合の制定等であります。

次に、議第30号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における低所得者軽減措置の拡充であります。

次に、議第31号専決処分の報告及び承認について、専第5号平成28年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,732万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ158億5,768万6,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源としまして、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、財政管理経費ほか1件を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、公会計整備に係る内部情報システム使用料の廃止を計上いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか4件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第32号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、田平団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のとおり制定しようとするものであります。

次に、議第33号平成29年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,919万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ146億4,441万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に保育対策総合支援事業、次世代育成支援施設整備事業、第5款農林水産費に水産振興対策事業、第6款商工費に商店街活性化支援事業、第7款土木費に耐震改修促進事業、第9款教育費に市民競り舟大会開催経費、「幼・保等、小、中連携実践研究事業」などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として、内部情報システム使用料他1件を追加いたしております。

次に、議第34号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ762万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,212万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に人事異動による人件費の増額、第4款前期高齢

者納付金及び第6款介護納付金の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第35号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,118万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の増額及び後期高齢者医療保険料軽減特例見直しに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第36号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を12万円増額して、補正後の収益的収入の額を5億2,301万6,000円に、収益的支出の額を538万1,000円減額して、補正後の収益的支出の額を4億842万円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的収入には児童手当繰入金の増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の補正等を計上しております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第28号から議第36号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御承認及び御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明6月10日から19日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、6月20日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により6月20日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6月13日正午まで、議案質疑の通告は6月20日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時08分 散会

平成29年6月20日

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月20日（火曜日）

午前9時30分 開会

午前14時23分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 17人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）
総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）	福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）
産業建設部次長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（藪 隆 司 君）
総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）	総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第2号

平成29年6月20日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 田口憲雄君 | 1 地域教育戦略について
(1) 水俣高校への支援について
(2) 小中一貫教育について
2 地域医療について
(1) 医療センターの状況について
(2) 看護人材の確保について
3 産業支援について
(1) 土地確保について
(2) 人材確保について |
| 2 塩崎達朗君 | 1 水俣市の経済活性化について
2 水俣市の防災について
3 観光振興について
4 市内の小中学校について |
| 3 田中睦君 | 1 観光振興策について
2 小学校運動部活動の社会体育への移行について
3 教職員の勤務実態と労務管理について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田口憲雄議員に許します。

(田口憲雄君登壇)

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。

政進クラブ田口でございます。

昨年4月、平成28年熊本地震が発生し、1年がたちました。被災された全ての皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

復旧復興にはたくさんのお金とたくさんのお人の力が必要になります。国の予算や関係職員の派遣、そして県内外の労働力が復旧復興のスピードと関係があると思います。復旧復興にはまだまだ時間がかかると思いますが、今こそ熊本の底力を発揮するときです。

それでは、本題に入ります。

世界の人口は約75億人と増加しており、新興国、BRICS等を中心に生産人口を拡大し、グローバル化を加速させています。人口と個人所得が国の経済力の比較ポイントとなることも事実だと考えます。一方、日本の人口は、平成26年をピークに1億3,000万人を下回り、人口減少に歯どめがきかない状態です。

景気動向では、株価は2万円台に回復、為替も1ドル110円前後と安定し、バブル景気より長く好景気が続いているというものの水俣のような地方では実感できないのも事実です。

地方創生と呼ばれる昨今、都市の利便性に生産人口は集中し、地方の不便性の中で、少子高齢化は加速し、消滅市町村として不安を抱えている状況があります。日本全国での人口集中状況は、3大都市圏では拡大し、3圏域を合わせると6,578万人になり、また、都市部での対象範囲を通勤圏に広げると約7,500万人にもなります。日本の人口1億2,709万人に対して半数以上が集中していることになり、地方へ行くほど人は少なくなります。

経済は人の流れの中で発達していきます。地方ではいかに人をとどめ、ふやしていくかが喫緊の課題であります。また、地方の企業に対する税制優遇が企業を安定させ、新たな企業の誘致につながっていくと思います。マンパワーとお金こそが地方創生の最も重要な課題と考えます。

そこで、人材の確保と働く場の確保について、それぞれ質問をしたいと思います。

1、地域教育戦略について。

(1)水俣高校への支援について。

昨年6月の一般質問で、水俣高校への具体的支援について質問しました。その後の状況等を踏まえて、改めて水俣高校への支援についてお尋ねします。

平成24年に新設水俣高校が発足して5年余り、今や水俣市の唯一の高校として平成28年度には文部科学省から熊本県で2校目となるスーパーグローバルハイスクールに指定され、グローバルリーダーの育成に取り組んでおられます。しかし近年では、中学校卒業と同時に熊本市内を初め

他の地域の高校に進学する生徒の割合がふえており、水俣の将来に向けて今こそ高校への支援をすべきと思い、そこで3点質問します。

①、近年の水俣高校と芦北高校の出願者数と倍率はどうなっているのか。

②、水俣市において、水俣高校の生徒、保護者への支援や学校の教育活動の支援につながる事業として、どのようなことを行っているのか。

③、水俣高校の活性化に向けた支援について、芦北町の事例等も参考に地域の高校を盛りたてる新たな取り組みを検討する考えはないのか。

(2)小中一貫教育について。

平成25年6月閣議決定の教育振興基本計画の中で、小中一貫教育の記述があり、子どもたちの成長に応じた柔軟な教育システム等に触れられています。

最近、小中一貫教育がテレビなどで取り上げられており、全国でもいろいろな形態の小中一貫教育校が配置され、特色ある取り組みが進められています。水俣市教育委員会におかれましても、本年度から小中一貫教育の研究を進められると聞いております。

そこで、小中一貫教育について3点質問します。

①、熊本県内には、小中一貫校は何校あるのか。

②、当初予算の小中一貫教育研究推進校事業助成金による取り組みは、どのようなものか。

③、今回の補正予算に計上された県委託金の幼・保等、小、中連携実践研究事業委託料による事業はどのようなものか。

次に、2、地域医療について。

医療法に基づき、熊本県においてもことし3月、地域医療構想が策定され、公表されております。この地域医療構想は、平成28年熊本地震からの復旧・復興という課題に加え、団塊世代が75歳以上となる2025年に急激に変化・増大すると見込まれていることから医療、福祉ニーズに対応した医療提供体制を確保するために策定されたものです。

この中で、厚労省の算定式によると、2025年の芦北医療圏の必要病床数が現在より約47%減少すると試算されています。特に、急性期病床は約68%と減少率が高くなっています。

そのような状況の中、今後の地域医療について質問します。

(1)医療センターの状況について。

①、地域の急性期病院として維持、存続をどのように考えているのか。

②、策定された地域医療構想を受け、医療センターでは新公立病院改革プランを策定されたと聞いている。その内容はどのようなものか。

③、平成30年度に高速道路が水俣まで開通する。交通の便がよくなることにより、患者が八代や熊本に流出することが懸念されるが、どのように考えているのか。

地域医療構想の施策の中に、医療従事者・介護従事者の養成・確保というマンパワーの課題がありますが、市内の民間病院、福祉施設でも看護師不足が問題になっていると聞いています。

市の医療体制、特に看護人材の確保について質問します。

(2)看護人材の確保について。

①、医療センターでは、看護師確保のために奨学生制度をつくり、看護学生を支援しているが、その効果はあったのか。また、現在、看護師は足りているのか。

②、市として今後看護人材の確保について、どのように考えているのか。

次に、3、産業支援について。

(1)土地確保について。

平成30年度には、西回り自動車道のインターが水俣も開通予定です。交通インフラが整備されることは産業支援の強力な武器になります。しかしながら、今後前回の質問でも尋ねましたが、現在の産業団地には残地がありません。

地場企業が事業の拡大を計画したとき、また新規企業が進出計画したとき、立地場所がなければほかの地域に移ってしまいます。

そこで、①、産業発展させるための取り組みとして、まず、企業の立地場所をどのように考えるのか。

産業を発展させるためには、立地場所を確保することが必要です。そこで、水俣市における土地活用について、お尋ねします。

土地活用に制限を加えるものとして、都市計画法、農地法が代表的な法規制になっています。

②、市において都市計画法、農地法の法規制によるメリット、デメリットはどのようなものがあると思うか。

(2)人材確保について。

ことしの3月21日に水俣高校体育館でしごと発見塾を実施されています。水俣や芦北の事業所などの取り組みを知ってもらうためのいい取り組みだと思います。

①、水俣高校の生徒は、できれば水俣で働きたいと考えている子が多いが、働く場が多くないため、やむなく市外、県外に就職している現状をどう思われるのか。

現在、地元の事業所では、JNCを初め、新卒者を受け入れてもらっているところがありますが、現在以上に多くの事業所に多くの新卒者を採用してもらいたい。平成29年度からは即戦力の中途採用を受け入れていた新栄合板、大学や短大の卒業生を採用していた信用金庫も水俣高校の新卒者の採用を行います。

働く場がふえるということは、ある意味で企業誘致であり、若者の流出の歯どめにもなります。

②、地場の事業所と話し合い、水俣高校の新卒者採用をふやすことはできないか。また、水俣

高校の新卒者の採用をしやすくなるような制度の創設はできないのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域教育戦略については私から、地域医療については病院事業管理者から、地域医療についてのうち、看護人材の確保に関する市の考え方については福祉環境部長から、産業支援については副市長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、地域教育戦略についての御質問のうち、水俣高校への支援について、順次お答えします。

まず、近年の水俣高校と芦北高校の出願者数と倍率はどうなっているか、との御質問にお答えをいたします。

熊本県教育委員会が公表しておりますデータにより、過去3年分の募集人員と出願者数及び倍率を申し上げます。

平成27年度の水俣高校への出願者数は、募集人員250人に対し138人であり、倍率は0.55、芦北高校は募集人員72人に対し出願者数37人であり、倍率は0.51となっております。平成28年度は、水俣高校の出願者数は募集人員254人に対し138人で倍率は0.54、芦北高校は募集人員76人に対し出願者数20人で倍率が0.26です。平成29年度は、水俣高校の募集人員255人に対して出願者数129人で倍率は0.51、芦北高校では、募集人員60人に対し出願者数が57人で倍率が0.95という状況でございます。

次に、水俣市において、水俣高校の生徒・保護者への支援や学校の教育活動の支援につながる事業としてどのようなことを行っているか、との御質問にお答えします。

水俣市において行った支援で主なものとしましては、慶應義塾大学等と連携した遠隔授業やワークショップ、ベンチャー企業等によるセミナーや講演会、中高生の研究学会の開催等、また、姉妹都市デボンポート市との国際交流事業における渡航費の補助が挙げられます。このほか、地元企業と水俣高校生をつなぐ事業としておしごと発見塾の開催支援も行っております。

事業への参加を通して、高校生が多角的、国際的に視野を広げるだけでなく、より地域を知り、また見詰め直し、自分の育った地域に自信を持ち、好きになってくれるような事業とできればと考え、実施しているところであります。

また、このほかに、経済的な支援としまして、本市出身の松本眞一様の御遺族からいただきました寄附をもとに、平成27年度に給付型奨学金を創設しております。本奨学金は水俣高校生に

限ったものではありませんが、経済的な理由で学ぶことを断念せざるを得ないというような生徒を少しでも減らすことができればと考えております。

次に、水俣高校の活性化に向けた支援について、芦北町の事例等も参考に地域の高校を盛り立てる新たな取り組みを検討する考えはないのか、との御質問にお答えします。

本市唯一の高校である水俣高校は、地域の人材育成の拠点ともなる場所と認識しており、地域一丸となった水俣高校の活性化、教育環境の充実や魅力向上にも資する支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、芦北町が芦北高校に対し行っている支援の内容としましては、教科書購入費や入学金支援、通学費支援のほか、生徒のスキルアップに資する講座等の事業費、検定等の費用助成など、直接的に経費負担の軽減に資するものとなっております。

本市における支援の考え方としましては、先端研究や国際的視点に触れるなどのさまざまな機会の創出を行うことで、教育環境の充実を図り、生徒たちの豊かな成長、ひいては地域に根差し、かつ世界とつながり、広範な視点や主体性を身につけ、将来への可能性をみずから切り開くことのできる次世代の地域を担う人材の育成につながる、そのような支援を長期的な視点で実施してまいりたいと考えております。

平成29年度からは、新たな水俣高校の支援として、企業版ふるさと納税を活用した支援の実施を計画しているところであります。その内容としましては、地域の環境をテーマに水俣高校生が基礎的な科学研究や調査の手法・視点を学ぶことを通して、国内外の他地域との比較や調査結果等が社会でどのように活用されるのかを具体的に学ぶプログラムや地域の企業で実際に行われている研究・開発等について知り、地域の企業への理解を求めるプログラム、また、海外都市や大学、留学生との交流を行い、広範囲・多分野にわたる人的ネットワークを構築し、世界に目を向け、世界から水俣を見る視点を持った人材を育成することを目的としたプログラムの実施を検討しているところであります。

今後、水俣高校と密に連携・協議をしながら、具体的に内容等を検討し、より実情に応じた、かつ効果的な事業展開を図ってまいりたいと考えています。

次に、小中一貫教育について、順次お答えします。

まず、熊本県内には、小中一貫校は、何校あるか、との御質問にお答えします。

県内には、7校あり、そのうち1校が義務教育学校です。

次に、当初予算の小中一貫教育研究推進校事業助成金による取り組みは、どのようなものか、との御質問にお答えします。

本市における小中一貫教育の実施について検討を始めるに当たり、その課題について研究を行う事業であります。

今回、小中学校が隣接しており、連携、一貫した教育が展開しやすい袋中学校を研究推進校に、袋小学校及び水俣さくら保育園、みどりの森こども園を研究協力校にそれぞれしたところがあります。

今後目指す子ども像の共有や小中学校9年間を通じた教育課程の編成等の取り組みを実践し、系統的な教育を行うための仕組みづくりを研究していく予定です。

次に、今回の補正予算に計上されている県委託の幼・保等、小、中連携実践研究事業委託料による事業はどのようなものか、との御質問にお答えします。

本事業は、熊本県教育委員会から本市への委託事業であり、発達や学びの連続性を踏まえた認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校・中学校の連携の実践研究に取り組む先進的な地域を育成し、その成果を普及、啓発することを趣旨としています。

先ほどの小中一貫教育研究推進事業は、仕組みづくりを研究するもので、本事業は、より具体的な連携方策を実践研究するものであり、内容としては、連携カリキュラム、接続カリキュラム、家庭、地域との連携等について研究していく予定であります。

○議長（福田 齊君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

水俣高校への支援についてですが、答弁でも触れていただきましたが、芦北町では、平成28年度から芦北高校の生徒・保護者に対して、手厚い支援を実施されています。

また、この制度の対象者は、芦北町民だけでなく、町外からの通学生、もちろん水俣市からの通学生にも及ぶものとなっており、芦北町の地域の高校を盛り立てるために町を挙げて取り組むという意志を感じさせるものです。結果として、芦北高校の志願者数は、平成29年度において、前年の約3倍に増加しており、倍率0.95倍、最も高い林業科では1.45倍という数字になっています。

そこで質問ですが、芦北町の支援の取り組みについて、どのように考えられるのか。

次に、昨年も同様の質問をしましたが、水俣市でも地域唯一の高校である水俣高校を大切に思っておられ、地域一丸となって、その活性化、教育環境の充実、魅力の向上に支援を行ってきたいというお考えはわかりました。

芦北高校の成果が全て支援制度のおかげだとは私も思っておりませんが、地域に根差した教育活動を通してつくり上げた信頼関係や中学校との連携づくりなど、地道な努力があつてのことだと思いますし、これは、水俣高校においても日々取り組んでおられることだと思います。その取り組みを支援するという意味でも同様の支援制度をさらにインパクトのある支援を検討するお考えはないか、2つ目ですね。

次に、小中一貫教育について、答弁では、県内の小中一貫校は7校ある、3つの取り組みの中の義務教育が1校ということですね。それと、小中一貫教育研究推進事業助成金の取り組みにつ

いて、袋地区で子ども像の共有をして小中9年間の教育研究をする。また、小中連携実践研究事業委託料による事業は、より具体的に連携カリキュラム、接続カリキュラム、そして家庭、地域との連携等について研究するという事だったと思います。

そこで、小中一貫教育は、子どもたちにとって、地域にとって、そして、水俣市にとってどのようなメリットがあるのか。また、県内で先行して実践されている小中一貫校教育における成果は、どのようなものがあるのか。以上4点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点ございました。答弁は、少し教育長と分けて答弁させていただきたいというふうに思います。水俣高校の御質問については、私のほうから答弁させていただきます。

2つございました。芦北町の支援実施、こういったものを実績が出ているがどう考えるかというのが1つだったと思います。それと、もう一つは、同様な支援をできないかというこの2点だったと思っております。

芦北町の支援策は直接的経済支援であることから、進路選択のインセンティブ、動機づけとしては一定の効果を上げられているというふうに考えております。しかしながら、本市におきましては、支援の継続性なども鑑み、また長期的な視野を持って、先ほども述べましたように、生徒たちに対するさまざまな体験機会の創出などによる教育環境の充実により、教育内容に厚みを持たせ、高校全体のレベルアップにつながるような支援をしていきたいというふうに現在は考えているところでございます。これらを通しまして、水俣高校の魅力向上を図ることで水俣高校に進学をしたい、させたいと思う小中学生、また保護者の方々がふえるようにしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 小中一貫教育は、子どもたちにとって、地域にとって、そして水俣市にとってどのようなメリットがあるのかと。それと、県内の小中一貫校における成果について、どのようなものがあるのかというお尋ねだったかと思えます。

小中一貫教育は、義務教育9年間の学びのつながり、育ちのつながりをそろえ、教職員が責任を持って、教育活動を行うことができる仕組みづくりを行うことで、事業力や学力の向上、不登校の未然防止や自尊感情の向上、地域とともにある学校づくりの推進等を目指して取り組まれています。

そのメリットとして、子どもたちにとっては、学習や生活の仕組みがそろえることで、不安感が減少し、学校生活への積極性が増す傾向にあることが挙げられます。また、小中学校の教員が相互に授業に乗り入れたり、学習規律を整えたりすることで、学力の向上が図られ、小中学生の多様な交流を通して、社会性や協調性の育成が期待できます。そして、地域にとっては、児童・生

徒にかかわる人の意識の高揚や学校を核とした地域ネットワークの充実が期待されます。さらに、本市にとっては、心豊かな児童・生徒の育成に加え、特色ある学校づくりを通じた地域の活性化が期待されます。

また、県内の小中一貫校における成果としては、一貫性のある教職員意識の高揚、不登校やいじめの未然防止、保護者や地域住民の9年間を通して育てるという機運醸成等が報告されているところです。

○議長（福田 齊君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をします。

水俣市では、地域や大学などとのさまざまな交流の中から、生徒たちの心を動かす体験の機会を提供すること、それと教育環境の充実を図ることを通じて、生徒たちの豊かな成長を促し、地域を担う人材の育成につながるような支援を長期的な視点で実施していきたいということだったと思います。しかし、全国の都道府県、市町村では、まち・ひと・しごと地方創生に向けたさまざまな取り組みを進められており、まさに地域づくりは地域間競争という時代であると思います。高校の生徒数の維持、ひいては地域の学校を守るためには、水俣に人を集め、生徒を集めることが必要だと思えます。

実際に、隣の町、芦北では、支援策が実施され、一定の成果を上げていると思えます。水俣高校の取り組みをさらに効果あるものとするため、支援金の部分でもスタートラインを同じにしてあげるといことも教育環境の充実だと思えますが、どのように考えられますか、これが1つです。

次に、小中一貫教育についてですが、小中一貫教育は、授業力や学力の向上、地域とともにある学校づくりを目指し、子どもたちにとって、地域にとって、そして、水俣市にとってもメリットがあることがわかりましたが、やってみないとわからない部分もあると思えます。

小中一貫教育の先進事例の成果や今年度の袋中学校での研究を踏まえ、教育委員会として、今後、小中一貫教育をどのように進めていくのかをお尋ねして、地域教育戦略の質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 田口議員のお考え、また御指摘のところは十分わかっているつもりではございます。

御指摘のように、生徒数の確保に関しては、競争という面もあるかというふうに思っております。芦北町の支援が水俣市の生徒に及ぶものであるということは、水俣市の高校進学者への地域外流出の一つの契機となっている可能性は否定できないところでございます。一方で、先ほど申し上げましたように、入試出願者数のデータは、ここ3年間、水俣高校の出願者数が底がたく推移をしているのも事実でございます。スーパーグローバルハイスクールの活動や各種部活動での

活躍、水俣市のさまざまな事業への御協力など、地域の活力の拠点として水俣高校の存在は非常に大きいものだというふうに考えております。

先生方、生徒さんたちの頑張りを支えるという意味からも、さまざまな形の支援について、今後手法や財源なども含めて、検討はしていきたいというふうに考えております。

考え方として、商売に例えるとちょっとまた違うかもしれませんが、サービスをよくしてお客さんをふやすのか、それともお店の価値を上げてブランド化していくか、その両方だと思っ
てですね、高校の支援も。うちは、この高校のブランド化というか、水俣全体のブランド化をして、そして高校に来ていただきたい、そういった支援を今のところはやりたいというふうに思っています。その中で、ここ2年ぐらいやっていますのが、九州大学との連携協定、慶應大学との連携協定、台湾の南榮科技大、そういったところとの連携、今は東洋大学とも少し話を進めているところがございますけど、いろんなそういったことを水俣市が連携協定をやることで、それを水俣高校につなげていって、ぜひ、今、水俣の子どもたちが八代とか残念ながらよそに流れているのも事実でございます。それをまず、よそで学ぶより水俣高校で学んでもいいよねという高校にしたいというふうに思っております。

教育なので、少し時間がかかるんじゃないかなというふうには思っております。よく1年先に収穫とか楽しみを得るなら稲を植えろ。10年後の楽しみを持ちたいなら、木を植えろ。100年後楽しみを持ちたいなら、人を育てろというふうに言われます。やっぱり人を育てるには少し時間がかかると思いますが、そういったことを田口議員のいろいろな御指摘も受けながら、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 教育委員会として、今後小中一貫教育をどのように進めていくのか、というお尋ねであったかと思いますが、本年度から実施する2つの事業の研究成果と課題を検証し、今後検討していきたいと考えています。

現時点では、小学校、中学校を1つの学校として9年間の教育を実施するいわゆる義務教育学校ではなく、組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態である小中一貫型小学校、中学校の中で、併設型小学校、中学校による小中一貫教育をイメージしているところです。

小中一貫教育を行うためには、各中学校区の実態に応じて取り組んでいく必要があります。

例えば、袋中学校区の研究で示された成果や課題は、そのまま他中学校区に当てはめることができる事項とそうでない事項に分別することができます。これらを精査した上で、児童・生徒及び保護者並びに地域住民に向けた啓発を通して機運醸成を図る必要があります。このような取り組みと検証を重ねながら、本市における小中一貫教育の形を模索していきたいと考えています。

○議長（福田 斉君） 次に、地域医療について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

(病院事業管理者 坂本不出夫君登壇)

○病院事業管理者(坂本不出夫君) 地域医療についての御質問のうち、医療センターの状況について、順次お答えします。

まず、地域の急性期病院として維持、存続をどのように考えているのか、との御質問にお答えします。

熊本県が本年3月に策定した地域医療構想によると、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、水俣芦北地域における必要病床数は国の試算で、1,403床から746床となることが推計されております。病床機能別に見ると、特に急性期病床の減少率が大きく、495床から160床に減少することが推計されております。国の病床機能報告において、当院は、稼働病床351床のうち、299床を急性期病床として国へ報告しているところであります。

現在は、この規模で常勤医師を49名確保し、24時間態勢で救急医療の提供を行っているところでありますが、国の試算どおり急性期病床が減少していくと、現在の医師数は確保できなくなり、24時間の救急医療体制も維持できなくなってくるものと考えられます。救急医療が維持できなくなることで、この地域の過疎化を一層加速させてしまうという負の連鎖とさせないためにも、当院が救急医療体制を維持できる病床数を確保し、地域の急性期病院として将来にわたって維持、存続していかなければならないものと認識しておりますし、そのことを県にアピールしていかなくてはならないと考えております。

次に、策定された地域医療構想を受け、医療センターでは新公立病院改革プランを策定されたと聞く。その内容はどのようなものか、との御質問にお答えします。

県の地域医療構想に基づき、プランの中で掲げた主な3つの取り組みについて紹介させていただきます。

まず1つ目は、病床機能分化の推進です。当院の入院患者で、病床機能別にどのくらいの患者がいるのか調査しましたところ、全入院患者のうち、平均で26人が高度急性期、52人が急性期、134人が回復期、61人が慢性期の状態にあることがわかりました。当院では、このような4つの状態にある患者さんの大半を1つの機能、いわゆる急性期の病棟で全て診ていることとなります。これは医療資源の活用という視点で見ると効率がよいとは言えない状況であります。しかし、急性期を過ぎた回復期、慢性期の患者さんをそのような機能を持った他の機関へ紹介したいとしても、受け入れ先の機関は、ほぼ満床に近い状況であることもわかっていることから、院内に回復期機能を持った病棟を導入するという計画を立てました。また、現在はこの地域にありませんが、将来必要とされている高度急性期病床の導入も計画に入れております。

2つ目に、経営効率化に向けた取り組みです。

ここでは、これまでも運用してきたバランス・スコアカードによる目標管理、後発薬品への切りかえ推進等による経費削減などの取り組みを掲げております。

3つ目に、ネットワーク化です。

ここでは、県医師会が運営しているくまもとメディカルネットワークの活用や、芦北地域医療構想調整会議などの場を通じた調整及び当院の行動指針としてきた圏域を超えた医療連携の推進を掲げております。以上が、当院が策定したプランの主な内容となっております。

次に、平成30年度には高速道路が水俣まで開通し、交通の便がよくなることにより患者が八代や熊本に流出することが懸念されるが、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

地域医療構想によると、2025年、芦北医療圏から他の医療圏への流出率が23.4%となることが見込まれておりますが、それ以上に他の医療圏から芦北医療圏への流入率が高く、33.6%となることが見込まれております。このことは、この地域の強みであると同時にこれを維持していくために当院が担う役割は重要であると認識しているところであります。

今後も、当院が掲げているビジョンである地域の中核病院として、急性期医療を中心に高度で安全な医療を提供するとともに、経営的にも自立した、患者さんに選ばれる病院を目指し、改革を推進してまいりたいと考えております。

次に、看護人材の確保について順次お答えします。

まず、医療センターの奨学生制度の効果はあったのか。また、現在、看護師は足りているか、との御質問にお答えします。

看護学生奨学金貸付制度は、平成25年度に開始しましたが、現在まで11名の奨学生が入職しており、今後18名が入職予定となっております。本年度採用しました14名の看護師のうち、7名は奨学生でありますので、安定的な看護師確保に効果があったと考えております。

また、看護師の充足状況については、現在、届け出ている施設基準に必要な看護師数は確保しておりますが、近年、産休や育児休業等の増加により夜勤が可能な看護師が少なくなるなど、病棟への配置に苦慮している状況となっております。

今後、さらなる医療の高度化、複雑化の進展に伴い、看護師が担う役割も高まっていくと考えられますので、新規採用だけではなく、勤務環境改善による離職の防止や増員が見込まれる再任用職員の効率的な配置など、地域住民に求められる医療機能の維持に必要な看護師を確保していきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、市としては、今後、看護人材の確保についてどのように考えているか、との御質問にお答えします。

看護師の充足等の状況については、熊本県が作成しているくまもと看護職員の現状という調査資料があり、調査は地域の人口から見た充足数と地域の医療機関の病床数から見た看護師の充足数の二通りのデータとなっております。

水俣芦北地区の人口から見た看護師数は全国平均を上回っていますが、病床数に対するデータで見ますと、平成27年度調査では病床数100床に対する看護師数は、県平均約44人及び全国平均約51人に対して水俣芦北地域では約38人と下回っています。前回、平成23年度の調査からは微増となっているものの、依然として平均看護師数は下回っている結果となっています。安定した地域医療サービスの提供を行うためには、必要な看護師の確保は医師の確保と同様に欠かせないものと認識しております。

このようなことから医療現場における実態の把握や、必要に応じて公的職業紹介機関であるハローワークや熊本県ナースセンターが行っているナースバンク熊本の情報を活用しながら、関係機関との意見交換等を通して、どのような取り組みが求められるのかなどを見きわめてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

地域の急性期病院としての維持、存続について伺いました。救急医療体制を維持できなければ、地域の過疎化が加速する。そうならないために、医療センターが救急医療体制を維持できる病床数を確保し、地域の急性期病院として県にアピールしていく必要があるということだったと思います。

新公立病院改革プランについては、3つの取り組みがあると。1つ目は、院内に回復期機能を持った病棟や将来必要とされる高度急性期病床を導入する計画、2つ目は、経営効率化に向けたバランス・スコアカードを取り入れたり、後発薬品への切りかえの推進、3つ目は、県域を超えた医療連携の推進などのネットワーク化などを進めておられるということだったと思います。

また、西回り南九州自動車道の開通による他の医療圏への流出に対しては、流出も心配されるが流入率はそれを上回ることが見込まれている。今後も地域の中核病院として、高度医療の提供に頑張っていくということだったと思います。

医療センターの奨学生制度については、安定的な看護師確保に効果があったと。看護師の充足状況については、必要な看護師の数は確保しているが、産休や育児休業等の増加により、夜勤が可能な看護師が少ない中、病棟への配置に苦労しているということだったと思います。

そこで、2回目の質問をしたいと思いますが、新改革プランにおいて、病床機能の分化を推進しているということですが、進捗状況はどのようになっているのか。

次に、人材確保については2つあります。

看護奨学生の今後の募集予定はどうなっているのか。

次に、再任用職員の今後の見通しはどうなっているのか、以上3つです。

○議長（福田 斉君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 新改革プランにおける病床機能の進捗状況でございますけれども、現在、第1弾として西4病棟50床を回復期機能を持つ地域包括ケア病棟に転換する準備を行っているところであります。早ければ9月から本稼働することとなっております。また、高度急性期機能を持つ病床の導入については、施設の改修や人員配置等の課題があることから、これから具体的な検討を行うこととしております。

また、看護奨学生の今後の募集予定でございますけれども、看護奨学生は平成25年度から平成27年度までは募集しておりましたが、現状では将来的な必要人数が大きく増加する見込みではないため、平成28年度以降は募集を停止しております。また、平成30年度からの奨学生募集についても現段階では実施の予定はございません。

再任用職員数の今後の見通しにつきましては、現在、看護師の再任用職員は5名在籍しておりますが、年金支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、再任用期間も最長5年になる予定であることから、再任用職員は年々増加していく見込みとなっております。

このことから、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、これらの再任用職員を効率的に配置していくことがより一層重要であると認識しております。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をします。

看護師の部分では、再任用職員をどうやって今から使っていくかというのは、かなりいろんな問題があると思いますけど、新改革プランによる病床機能の分化について、回復期機能を持つ地域包括ケア病棟への転換については9月から本稼働、高度急性期機能を持つ病床の導入については課題が多いので、これから検討していくと。

人材のところですけども、奨学金制度とかも停止にされているということですけども、その中ではやっぱり若い人たちが入ってこなくなると、病棟自体も今いる人たちが結構苦勞する部分が出てくるんじゃないかなと思います。その辺は頑張ってもらっていただければいいと思いますけれども、かなり問題も出てくるのかなというふうに私は懸念しているところです。

新改革プランについて、1つ質問をしますが、取り組みの中で今後の経営の見通しはどうなっていくのかお尋ねして、地域医療についての質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 最初におっしゃいました奨学生の募集は停止しておりますけれども、我々が今採用予定で募集しております看護師の募集に関しては、募集定員を大幅に上回

るような受験者がおりますので、そういう意味では世代交代はきちんと行えるような体制をとっていきたいと思います。

また、今回の新改革プランの対象である平成29年度から32年度までの期間で申し上げますと、病床機能の分化の推進等による効率化、または増収も見込めることから、黒字経営は維持できるものと見込んでおります。

○議長（福田 齊君） 次に、産業支援について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、産業支援についての御質問のうち、土地確保について順次お答えいたします。

まず、産業を発展させるための取り組みとして、企業の立地場所をどう考えるのか、との御質問にお答えいたします。

本市の企業誘致における立地場所につきましては、平成9年度に水俣産業団地を造成し、環境技術関連企業を中心に誘致活動を展開しております。その結果、全41区画のうち38区画を民間企業が取得され、残りの3区画についても、民間企業がリース契約で利用されており、現在、市が企業誘致に活用できる土地がない状況となっております。

一般的に企業が進出先を選定する際の優先事項といたしましては、業種にもよりますが、用地・労働力の取得が容易である、市場への近接性、本社、研究部門等への近接性といったものなどが考えられますが、これらを勘案しますと、本市の企業誘致を取り巻く環境は厳しいものがございます。しかしながら、企業誘致につきましては、実現すれば雇用の創出、誘致企業と地元企業とのネットワーク拡大等につながるものであり、地域振興策として大変重要なものと考えております。

また、企業が進出する要因につきましては、さきに述べましたもののほか、交通アクセスの利便性が挙げられると思いますが、本市は、水俣港や九州新幹線新水俣駅に加え、平成30年度には南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが開通予定となっております。この交通アクセスの利便性がさらによりよくなるメリットを生かす上でも、企業誘致に係る適地の調査、検討を行いたいと考えております。

次に、市において都市計画法、農地法の法規制によるメリット、デメリットはどのようなものがあると思うか、との御質問にお答えいたします。

都市計画法により規制を行うメリットとしましては、用途地域の指定により土地利用が誘導できたり、開発行為を行う場合に開発許可が必要となり、一定の規制が課せられることができますので、無秩序な開発が抑制され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることが可能となりま

す。デメリットとしましては、良好な都市環境の形成を図るために、土地の利用や建築物の建築に一定の制限が課せられること、各種申請や許可を受けるための手続に時間を要することなどが考えられます。

農地法の法規制のメリットとしましては、農地の無秩序な開発の防止、優良農地の確保、農地以外への転用規制などにより、食料の安定供給や農業振興に資することです。デメリットとしましては、農地以外の利用目的がある場合に、転用できなかつたり、許可手続に時間や手間を要することなどが挙げられます。

次に、人材確保について、順次お答えします。

まず、水俣高校の生徒はできれば水俣で働きたいと考えている子が多いが、働く場が多くないため、やむなく市外、県外に就職している現状をどう思うか、との御質問にお答えいたします。

地元就職を希望していても、やむなく市外に就職する生徒がいる現状の背景には、希望する職種が地元になんか思っていることも考えられます。実際に水俣高校からは、近年の水俣・芦北地域内の事業所からの求人は増加傾向であると伺っております。地元からの求人はふえている一方で、それが生徒たちの選択肢の中にはないということが、市外に就職される一つの要因ではないかと考えております。

そのような中、本市では平成27年度に就職希望の3年生、2年生を対象に地元事業所みずから高校生に仕事の魅力を伝える「おしごと説明会」を開催いたしております。

また、平成28年度は、昨年度まで対象としていなかった進学希望者も含めた全1、2年生を対象とし、さらに芦北町、津奈木町、その他地域内の商工団体、ハローワーク等とも協力して、水俣高校、芦北高校、芦北支援学校が主体となる「しごと発見塾」の開催を支援してまいりました。これは、地域内の高校生が、進学・就職を問わず、地元の事業所の仕事や働く魅力を知る機会をつくることで、高校卒業後に就職を希望する生徒たちに地元での就職も選択肢の一つとして考えてほしいという思いと、大学、専門学校等へ進学を希望する生徒たちに対しましても、卒業後にはUターンして地元での就職の選択肢をつくりたいという思いから実施しているものであります。

本市といたしましては、本人の希望がかなうことが一番であると考えておりますけれども、広い視野で多くの選択肢の中から市内での就職を考えていただけるよう地元にも既に魅力的な事業所に気づいてもらえるような機会の創出も引き続き行っていきたいと考えております。

次に、地場の事業所と話し合い、水俣高校の新卒者採用をふやすことはできないか。また、水俣高校の新卒者を採用しやすくするような制度の創設はできないか、との御質問にお答えいたします。

水俣、芦北地域内の事業所から水俣高校への求人は、近年増加傾向であり、そのうち実際に地

元就職をした高校生は、平成26年度は24人、平成27年度は33人、平成28年度は20人であったと伺っております。

本市といたしましては、まずはこの状況に関し、高校や事業所等からの情報収集や調査、分析などを行い、その上で、最も適切な支援策ができないか検討してまいりたいと考えております。

また、水俣高校の新卒者を採用しやすくするような制度につきましても、まずは他自治体の取り組み等を参考に調査を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

土地の確保については、産業団地の全区画にあきはない。誘致企業を取り巻く環境は厳しく、適地の調査、検討を行っていくということ。また、規制法である都市計画法、農地法のメリットとしては無秩序な開発が抑制されること、デメリットとしては手続に時間や手間がかかるということだったと思います。

土地のない水俣市では都市計画法や農地法などの規制法の研究を前に進めてほしいという思いがあります。本市の地形は、約7割は山林地域の土地であり、山を削ったり、海を埋めたりしなければ土地の確保はできません。そこで、働く場所の確保として産業用地確保の調査、研究を早急に進めていってほしいという思いがありますが、どのように考えるのか。

人材の確保についてですが、新卒者を採用していただくための支援策の検討は本当にやってほしいと思います。採用しやすくなる制度は、小規模事業所が多い水俣においては、採用して3年間ぐらい補助をしていけばという話を私もずっとさせてもらっています。事業所と行政と一緒に若者を育てるような制度を考えてほしいということを2つ目にして、2回目の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。2点あったかと思いますが。

まず土地を確保していくことが重要だけれども、調査、検討を早く進めていただきたいということだったと思います。

先ほど、田口議員もおっしゃいましたように、本市では約70%が山林で平地が少なく、企業活動に活用できる土地の確保というのは確かに難しい状況でございます。しかしながら、企業誘致活動や企業からの進出の相談があった場合などに常に対応できるよう一定の土地を確保していくことも大変重要だと思っております。

実は平成23年度にも調査を行っているところでございますけれども、改めまして民間、行政の所有地を含め、現在本市にどのような遊休地等があるのか、また企業誘致に活用できそうな土地や建物等がないのか、その土地への法規制等はないのかなどの調査をできるだけ早急を実施した

いと思っているところでございます。その上で、その調査結果に基づきまして、企業誘致に係る適地等、可能性等の検討を行いたいと思っております。

次に、若者を育てるといいますか、できるだけ地元企業に入っていただいて、それを育てるといことだと思えますけれども、確かに少子高齢化、これはもう全国一斉のことですけれども、少子高齢化や若年層の市街流出による人口減少が進む中でございますので、市内事業所の人材確保というのは本市の産業振興を図る上でも喫緊の課題ではないかと思っております。ただ、近年全国的にも求人倍率等が上昇傾向ということでございます。水俣高校におきましても都心の大手企業等からの求人もふえていると伺っております。

そのような状況の中、市内の事業所と行政が一緒になって若者といえますか、勤務いただく人を育てていく取り組みの必要性は当然高まってくるものと思えますけれども、まずは、高校生が地元の事業所に目を向けるきっかけをつくるために、先ほど答弁いたしましたしごと発見塾等の開催支援などを行ってきておりますし、そのほかにも27年度、28年度の広報みなまたにおいて、市内の企業を紹介させていただきました。

このようないろいろな広報等も通じて、地元で働く若者等を集めて、進路に悩む高校生に対して、一つの情報を今後も発信していければと思っております。それが地元で働くことにつながればというふうにも思っております。

今後も引き続き、高校生を中心にした若い世代に地元で働く魅力を伝えていくとともに、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、信用金庫でも地元枠で採用を考えていただいているということでございます。できるだけ地元の企業さんのほうにもやっていただけますよう、これだけではなく、例えば子育て支援、産休と育休とかいろいろございますけれども、そういうものを含めた上で、ぜひいろいろな方法を検討できればと思っております。

○議長（福田 齊君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をします。

地方創生の中で、まちとまち、地方間の競争の時代に入っていて、どこも一生懸命やられていると思います。水俣市においてもどのような産業を持ってこれるかということを考えながら、戦略的に進めていかなければならないと思います。

ことしの4月13日の熊日新聞で、「熊本市、人に投資、補助増額」という記事がありました。あの熊本市でもいろんなことを考えながら、産業支援を進めておられると思います。熊本市ですべき産業支援と水俣市ですべき産業支援はもちろん違うと思いますが、地域間競争の現在で、水俣市でできることから少しずつ進めていくべきと考えます。

最後に質問になりますが、産業用地の確保についてですが、どれぐらいの面積をいつまでに確保しておくのか、数値的な目標を決めるべきだと思いますがどうかを最後の質問にします。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 先ほどもお答えしておりますけれども、企業誘致用の土地の確保というのは大変重要だと思っております。そのためにも早急に活用できる土地や建物等の調査を行いたいと思っておりますので、なかなかどれだけの土地が今の段階で必要かどうかの数値というのを今すぐ示せるわけではございませんけれども、その調査をもとにしまして、可能性がある場合に職種等をいろいろ考えながら、検討させていただきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 おはようございます。

真志会の塩崎達朗です。

今年度に入り、議場がこのもやい館になり、初めての一般質問となります。

昨年は、大きな災害が発生した年でしたが、ことしは平穏に過ぎてほしいと願っています。

さて、水俣市では若年層の市外流出による人口減少、高齢化率の上昇に歯どめがかからない状況が続いております。若年層の市外流出は中学進学のプロセスから発生しています。雇用創出が期待される市外からの企業進出もなく、店舗が閉まったり、ほかのまちに移転したり、本市の産業全般は低迷していく一方に思えます。地場企業、地場産業の活性化や交流人口の拡大も重要ですが、合わせて企業誘致活動は必要不可欠だと思います。何かをやるにも人がいないと時間と費用がかかってしまうと思います。

3月議会における市長所信表明の中で、地域の活力と誇りを取り戻し、人が集い、豊かに暮らせる地域づくりに向けて、新しい水俣のイメージづくりに取り組み、これを発信していきたいと言われました。「イメージづくり」に取り組むという言い方でなく、「現実」に取り組むと言ってほしかったです。

新しい水俣、新庁舎の建設場所も人が集いやすい利便性の高いところがいいと思います。

仮庁舎での業務が始まり、はや6カ月になりますが、「市役所はどこですか。」「この建物は何ですか。」とよく聞かれることあります。玄関口に水俣市役所仮庁舎と表札はありますが、できればもっとわかりやすいように建屋の2階部分の壁に看板やそれとわかりやすいものを何か掲げ

られたほうがいいのではないかと思います。極端に言うと、もうできれば赤いラインを引いても構いません。

今回も会場設営等に尽力された議会事務局の方に感謝し、通告に従い質問に入ります。

大項目 1、水俣市の経済活性化について。

①、地域経済活性化のために、交流人口の拡大も重要であるが、雇用創出が期待される市外からの企業誘致活動として、どのような取り組みをしているか。

大項目 2、水俣市の防災について。

①、高齢化が進む水俣市の防災対策について、今後どのように考えているか。

②、地域防災マネージャー制度の進捗状況と今後の予定は何かあるか。

③、デジタル化された防災行政無線の運用が始まったが、戸別受信機の設置率はどれくらいか。また、今後の活用法としてどのようなことを考えているか。

大項目 3、観光振興について。

①、湯の児海岸線の整備事業の進捗状況はどのようになっているか。また、桜並木の整備は考えていないか。

②、湯の鶴温泉街に足湯を設置したが、現在までの利用状況と今の場所に設置した理由は何か。また、お湯がぬるく、冬場の利用は厳しいと思うがいかがか。

③、競り舟が老朽化し、予算約1,090万円をかけ、来年新船となるのを機に、市民競り舟大会を観光事業として位置づけたらどうか。また、新船建造の進捗状況はいかがか。

大項目 4、市内の小中学校について。

①、小中学校の普通教室へのエアコン設置について検討されたか。また、今後の予定として何かあるか。

②、廃校となった学校施設を有効利用しているか。また、今後の有効利用法を考えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 塩崎議員の御質問に順次お答えをします。

まず、水俣市の経済活性化については私から、水俣市の防災については総合政策部長から、観光振興については産業建設部長から、市内の小中学校については教育長からそれぞれお答えします。

まず、水俣市の経済活性化について、地域経済活性化のために、交流人口の拡大も重要であるが、雇用創出が期待される市外からの企業誘致活動として、どのような取り組みをしているか、

との御質問にお答えします。

本市における企業誘致活動といたしましては、さまざまな支援制度を整備し、企業誘致に努めております。具体的な支援制度といたしましては、水俣市企業立地条例に基づき、最大3カ年の固定資産税課税免除、雇用促進奨励金の交付を行っております。また、水俣市誘致企業立地促進補助金制度があり、これは、市の誘致企業として立地協定を締結した企業について、投下固定資産額や操業開始時の新規地元雇用者数等が一定の基準を満たす場合、最大5,000万円を補助する制度であります。その他、熊本県企業誘致連絡協議会へ入会し、企業、熊本県、他自治体と企業誘致等に係る情報提供をいただいております。さらに平成28年度には北九州市で開催された「エコテクノ2016～エネルギー先端技術展～」にみなまた環境テクノセンター、水俣市で出展するなど、本市の情報や環境モデル都市の取り組みの発信を行ったところであります。

しかしながら、現在、本市においては企業誘致に係る適当な事業用地が不足していることなどもあり、現状では十分な誘致活動ができていない状況にあります。このような状況ではございますが、昨年度は、ベンチャー企業2社の誘致が実現しております。

具体的に申し上げますと、1社につきましては、医療機器開発等を業種とする企業、もう一件につきましては、医薬研究開発等を業種とする企業で、いずれも今後の成長、可能性が期待されるベンチャー企業です。

今後は、新幹線や平成30年度に開通予定の南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ等、交通アクセスの利便性というメリットを生かす上でも企業誘致に係る適地の調査、検討を行うとともに、引き続きベンチャー企業等の誘致、育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 答弁をいただきました。

企業誘致活動として、支援制度を設けたり、企業、県、他自治体から誘致に係る情報提供をいただいたりと、さまざまな取り組みをされているのはよくわかりました。

今後、南九州西回り自動車道が水俣まで開通し、交通アクセスが便利になれば、誘致に関する話も少しは多くなるかと思えます。ただ、現状では、企業誘致に係る適当な事業用地が不足していて十分な誘致活動が展開できていないとのことで、企業を誘致するための事業用地がなければ、進出しようと考えている企業も足踏みをして、ひょっとしたらほかの市町村へと進出していくのではないかと、そういう懸念もあると思えます。

企業誘致は雇用機会の確保と税収の確保ではないかと思えます。事業用地として利用できる工場跡地、遊休地、空き工場の情報収集など実施していると思われそうですが、そこで実際、適地の調査、検討はしているのか。また、市は事業用地としてどれくらいの土地の広さが必要と思っておられるのか。

また、ここに書いておりますが、先ほど言われましたベンチャー企業2社の誘致が実現しているとのことですが、起業場所、企業名、雇員人数などどうなのか。また、いずれも今後の成長、可能性が期待されると言われましたが、将来どれぐらいの雇用ができると期待されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点あったかと思えます。実際の企業誘致の場所ですね、適地の調査はしているか。また、広さはどのくらいを考えているかということが1点目、2点目ですね。3つ目は、ベンチャー企業についての場所、企業名、雇員人数の現状、4つ目が今後、ベンチャーが大きくなったとき、雇用等が期待できるかという4点だったというふうに思えます。

まず、適地の調査等につきましては、平成23年度に本市が管理します不動産、または熊本県宅建協会水俣支部がございまして、そういったところを通じまして、土地敷地面積500平方メートル以上の土地及び土地に附属する建物を対象とし、企業誘致を行う際に協議できる物件について調査を行っているところでありますが、誘致に活用できそうな土地は現在のところはないというふうに報告を受けております。

また、必要な土地の広さにつきまして、誘致する企業の業種規模等によって変わるとは思いますが、一概にどのぐらい必要かというのは難しいところではございますが、産業団地の状況を考えますと、大体500平米ぐらい、約150坪ぐらいですかね、そのくらいが基準になるのではないかというふうに思っております。

それと、ベンチャー企業についてでございますが、場所は水俣環境テクノセンター内の一角に入所しております。企業につきましては、先ほどの答弁の中で業務内容について少しお伝えをしたところでございますが、医療系、遠隔の診療等の医療機器の研究開発を行うAMI株式会社、そしてもう1社が、機能成分を用いた医薬等研究開発を行うナノデックス株式会社という会社でございます。

雇員人数につきましては、今、創業されたばかりで、まだ研究開発を行うベンチャー企業ということでありますので、現在のところ1社、ナノデックスが2名雇用されております。そして、もう一社のAMIのほうはまだ現在では雇用に至っていないというふうに報告を受けております。

4番目の雇用の見込みですね。現在、創業間もないベンチャー企業ということでありますので、水俣市で研究開発を行っていく中で大きく成長していただき、より多くの雇用創出を期待するところでございます。また、市内の企業との業務提携等により、市内産業の発展に寄与されることを望んでいるところでございます。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 一応、土地の広さとして150坪、これは業種によっても違うんでしょうけれども、ベンチャー企業で今テクノセンターの一角を利用してやっておられるというふうな形で説明がありましたけれども、そういった事業所をテクノセンターしかなかったのか。ほかに例えばそういう場所としてあいている事業所とかそういうところを活用して、そこに入れるということはできなかったのかというのを1つお聞きをしたいんですけども。ベンチャー企業ですから、製造をやっているわけでもない、ただ研究というふうな形が主になってくるのかと思いますけれども、将来的にどれぐらい水俣のためにと言ったらおかしいですけども、起業してくれるのかというその期待を込めて、今やっておられると思いますけれども、企業としてこういうことをやって、こういうふうにするんですよというはっきりした目標というか、そういうのを示されて、企業誘致されたのか、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時7分 開議

○議長（福田 齊君） 再開します。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 塩崎議員の3回目の質問にお答えいたします。

まず、現在来ているベンチャー企業が今のテクノセンター内で十分だったのか、という御質問だったと思いますが、現在やられている2社ともネットを活用して医療関係とかナノシステムとか、そういったのをやっておられまして、また開発中のございまして、進出のお話があったときに、この部屋で、この場所で、こういったネット環境で十分なのかということをお聞きしたところ、ここで十分でございますと。将来的にまたそういった拡大するとかあったときは、また御相談させていただきますということで伺っております。

2番目の目標関係なんですけど、進出する際には、地域間競争でございまして十分に進出される企業の要望等を聞いて、そこが活動しやすい、またそれに見合った雇用が得やすいようなことを十分配慮して誘致に当たっております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市の防災について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、水俣市の防災について、順次お答えします。

まず、高齢化が進む水俣市の防災対策について、今後どのように考えているか、との御質問に

お答えします。

近年の災害では、情報伝達や避難行動のおくれにより、高齢者等が被害に遭うことが問題となっています。昨年8月には東北地方に上陸した台風10号により、岩手県の高齢者グループホームの入所者9人が全員死亡するなど、甚大な被害が発生しました。本市でも、昨年11月に発生した丸島地区の建物火災では、お一人の高齢者の方がお亡くなりになられています。

高齢者の中には、避難所までの移動に時間がかかり、災害のときに周囲の助けが必要となる方もいらっしゃることから、高齢者自身が日ごろから防災準備を整えるとともに、災害発生時に適切かつ迅速に避難できるよう、あらかじめ避難場所や避難経路を決めておくことが重要であります。また、高齢者の避難を家族や地域住民が支援することは、とても有効であることから、地域と密接にかかわり、いざというときに助け合える環境の整備が大切であると考えます。

本市としましては、災害が発生するおそれがあるときは、防災行政無線や戸別受信機等による早目の情報伝達を行うとともに、地域の自主防災組織が行う防災訓練などを積極的に支援し、市民の安心・安全の確保に取り組んでまいります。

次に、地域防災マネジャー制度の進捗状況と今後の予定は何かあるか、との御質問にお答えします。

危機管理体制及び防災体制の強化を図り、災害発生時等における市民の安全を確保するために、昨年度から、地域防災マネジャー制度の活用を検討しているところです。昨年12月議会で、水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定し、受け入れ体制を整備するとともに、自衛隊熊本地方協力本部を訪問しながら、地域防災マネジャーの資格を持つ方の紹介を継続してお願いしてまいりました。その結果、先月、自衛隊熊本地方協力本部から担当の方が来庁され、地域防災マネジャーの資格を持っている方及び今後取得予定の方などの紹介を受けたところであり、今後、紹介された方の面接などを予定しております。

次に、デジタル化された防災行政無線の運用が始まったが、戸別受信機の設置率はどれくらいか。また、今後の活用法としてどのようなことを考えているかとの御質問にお答えします。

まず、戸別受信機の設置としましては、施設入所等の世帯を除いた本市の対象世帯数は1万522世帯あり、このうち設置済み世帯数は、7,090世帯で、設置率は67.4%です。

今後の活用法についてですが、デジタル化移行時に設置した水俣市防災行政無線施設整備検討委員会において、防災情報等の伝達に伴うもの、水俣病犠牲者慰霊式や戦没者慰霊式など、市内全域にかかわる情報のお知らせで、市報や回覧等では周知できない情報、またはそれだけでは周知が不足すると思われる情報としており、今後も同様な取り扱いで活用していきたいと考えております。また、各地区の自治会が屋外拡声子局を利用し、地区遠隔放送をする場合、事前に市へ申請を行い、許可することとしております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 ちょっと3つに分けて質問をしていきたいと思います。

①の高齢化が進む水俣市の防災対策についてということで2回目の質問ですけれども、本市では、災害が発生するおそれがあるときの避難準備情報の伝達が行われております。要配慮者への避難を促して被害が拡大しないように努めている。これはとても大事なことだと思います。そして、その方たちの生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、避難援護することが大切であり、災害時によく言われる「自助、共助、公助」の共助が適切に発揮できて被害者の拡大を最小限に食い止めることができるのではないかと思います。

以前から尋ねておりますけれども、本市の避難行動要支援者名簿作成、情報提供について避難行動要支援者の登録台帳、個別計画の作成、地域の支援組織への提供等、スケジュールはどのようになっているのか、①ではちょっとお伺いします。

②では、ことしの2月9日に水俣市の文化会館にて熊本県防災気象講演会があり、その中で県の危機管理防災企画監の「防災スペシャリストになる！」という講演を聞きました。幾多の災害で救助・救援活動を経験した人からの話ということで、短い時間でしたけれども、とてもためになりました。災害時の緊迫した時間の中で、的確な指示を出すことの難しさはあると思いますけれども、実際、体験・経験したからできることなのではないかとそのときに感じた次第です。

講演で言われた「防災での失敗は命にかかわる。他人事にしない。」という言葉が印象的でした。地域の防災、危機管理能力を向上させるために検討していた地域防災マネジャー制度の実現性が出てきているということで、本市としては、今後どのようなことをその防災マネジャーに期待していくのかというのを1つお伺いします。

③ですけれども、この4月から約10億円をかけてデジタル化された防災行政無線と戸別受信機の運用が始まりました。これからの季節、使用頻度が増してくると思います。今までは、大雨などのとき、外部の防災無線機からの放送が全く聞き取れない状況にありましたが、戸別受信機の設置により状況の把握ができるようになり、安心の度合いは格段に向上したと思っております。

そこで、戸別受信機の設置率が67.4%というのは、ちょっと少ないのではないかと。なぜその67.4%という数字が出てきているのか、そこを1つお伺いします。

以上、3つ質問です。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 塩崎議員の2回目の質問のうち、最初の避難行動要支援者の登録台帳、個別計画の作成、地域の支援組織への提供等、スケジュールはどうなっているのか、との御質問にお答えします。

災害時に避難勧告などの災害情報の入手や判断が困難な方、自力で避難できない方、避難に時

間を要する方、家族などの支援が望めない方について、地域の助け合いによる避難支援体制づくりが必要であると考えております。

本市では、本年2月に自宅で暮らしている高齢者や障害をお持ちの方で、①要介護認定3から5を受けている方、②身体障害者手帳1級、2級の第一種を所持する方、③療育手帳Aを所持する方、④精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する単身世帯の方、⑤市の生活支援を受けている難病患者の方、これらの合計614名を対象として災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難ができるよう地域の支援者へ個人情報提供を行うことについて、本人の同意確認調査を実施いたしました。その結果、約300名の方から同意の回答を得ているところです。

今後、同意された方につきましては、7月から12月にかけて訪問調査等を実施して、来年1月末までに避難行動要支援者として登録作業を行い、登録台帳、個別計画を作成します。2月には、地域の支援組織の代表者への説明会を実施して、避難行動要支援者の情報を提供する予定としております。

また、本年2月の同意確認調査で回答がなかった方につきましても訪問等を実施し、同意の確認を行って、対応していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 次に、地域防災マネジャーにどのようなことを期待しているか、との御質問についてお答えいたします。

自衛隊等での知識、経験、人脈等を生かし、防災訓練及び防災講習、災害対策本部等における指導、助言ほか、災害発生時等における円滑な災害対応及び復旧、復興等に当たっていただき、本市の危機管理体制及び防災体制の強化を図っていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 最後、3番目の戸別受信機の設置率67.4%、少ないのではないか、という御質問でございました。

先ほど答弁いたしました設置率につきましては、対象世帯数1万522世帯に対して、設置希望世帯数、これは7,973世帯でございます。この設置希望世帯数から見た設置率を申しますと、約75.8%という数字になりますが、実際、申請後のキャンセル、また連絡がとれなかった世帯が880世帯あったことから、戸別受信機の設置率としますと、67.4%という状況になっております。

今後は、市報等で再度周知を図り、連絡のとれなかった方々、世帯等の設置を進めてまいりたいと考えております。

なお、転入者などの申請は随時受け付けておりますので、設置率は今後は伸びていくものと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 戸別受信機の設置率という形で、最終的に市内に住んでおられる皆さんに設置をしてほしいというふうに思いますので、そこは職員の方は大変でしょうけれども、頑張ってください、戸別受信機の設置100%という目標を持ってやっていただけたら、災害にちょっと強い水俣市にもなっていくのかなと、そんな感じで思います。

要支援者の名簿なんですけれども、平成25年の8月、内閣府の防災担当の災害対策基本法の改正というのが行われております。この中で、4ついろいろ書いてあるんですけれども、要支援者名簿の作成を市町村に義務づけ、作成に際し、必要な個人情報を利用できること。要支援者本人から同意を得て、避難支援関係者に情報提供すること。現に災害が発生、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援者等関係者その他の者に提供できること。名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すこと。市町村においては、名簿情報の漏えい防止のため必要な措置を講ずること、こういうことが定めてあって、個人情報という言葉は出てくるんですけれども、やはり個人情報というのは物すごく壁が高いなというような感じで、今、本市でも本人さんの同意を得てこういうふうな形で避難者名簿に名前を挙げていいですかというのを一々聞きながら作業を進めておられると。その辺でちょっと時間もかかっているんだろうとは思いますが、なるべく早目にスムーズにそこが進んでいくようお願いしたいなと。

そこで、この名簿の提供先ですけれども、支援組織と書いてありますが、どのようなところを予定されているのか。

また、市民の皆さんに福祉避難所の所在を周知することや、福祉避難所では被災者のケアに当たる専門家を確保するため、関連団体と連携することなどが大切だと思います。また、避難行動要支援者を受け入れる態勢が重要になってくると思いますが、受け入れるほうの福祉避難所側で問題になっていることというのは何かないのか、この2つをお聞きをしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 塩崎議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、情報の提供先ということでございますけれども、地域の民生委員、それから自治会及び自主防災組織、そして消防、消防団、警察署、こういったところに提供することとしております。

それから、福祉避難所の受け入れ体制等についてのお尋ねでございました。

福祉避難所につきましては、現在、もやい館を指定しまして、30名の受け入れを想定しております。しかし、大規模災害が発生した場合に、避難者が多数になることが予想され、もやい館だけでは対応できないと思われまますので、福祉避難所の数をふやしていく必要があると考えております。そのために、市内の介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設を運営する法人等と

協議をしながら、協力をお願いしてまいりたいと思います。

現在、避難行動要支援者の登録台帳、個別計画を策定する作業を進めておりますが、災害時の避難行動支援につきましては、喫緊の課題でありますので、合わせまして福祉避難所等の受け入れ態勢の拡大について市内の福祉施設との協定を結ぶことについて、準備を進めているところでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、観光振興について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、観光振興について、順次お答えいたします。

まず、湯の児海岸線の整備事業の進捗状況はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

湯の児海岸線は、路面性状調査で舗装の傷みぐあいをA、B、Cの3段階にランクづけしましたところ、総延長4.4キロメートルのうち、早急に修繕が必要な区間Aが約1.8キロメートル、劣化の進行が見られる状況を見て修繕を行う区間Bが約2.5キロメートル、良好である区間Cが約0.1キロメートルという状況でございました。

整備につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、区間Aの約1.8キロを平成27年度から着手し、平成28年度までに約0.7キロメートルを整備いたしました。今年度の整備は、主に和田岬公園から明水園までの間で約300メートルを予定しております。引き続き、区間Aの残りや区間Bの道路についても、順次整備を行っていきたいと考えております。

車両用防護柵につきましては、総延長636メートルを整備する計画でございますが、そのうち、平成28年度に456メートルを整備しており、残る180メートルは本年度中に整備完了する予定であります。

また同時に桜並木の整備につきましては、樹齢約60年に近い老木を中心に、強い風が吹くと倒れたり、枝が折れたりするなどの被害が目立ち始めております。そこで、眺望の改善と日照の確保を目的に、周辺の桜以外の樹木の伐採を進め、健全度が低いと判断される老木につきましては、少しずつではございますが、若木へ植えかえる作業も行っております。ただ、植えかえたばかりの若木と伐採前の老木では、どうしても花つき量に違いがございますので、将来、立派な桜に成長するまで、長い目で見守っていただければと考えております。

さらに、湯の児海岸線を訪れた際、車をおりられる方のことも考慮し、散策しやすい環境づくりの一環として一部の路肩を駐車帯とする整備も進めております。

次に、湯の鶴温泉街に足湯を設置したが、現在までの利用状況と今の場所に設置した理由は何か。また、お湯がぬるく、冬場の利用は厳しいと思うがいかがか、との御質問にお答えします。

湯の鶴温泉街の整備等につきましては、平成22年3月に策定いたしました湯の鶴振興計画に基づき、これまで、湯の鶴観光物産館鶴の屋、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯などの整備を行ってまいりました。足湯につきましても、同計画に基づき整備を行い、平成28年12月末から利用を開始しております。

これまでの利用状況については、どなたでも利用可能であり、管理者が常駐しているわけではないため、はっきりした利用者数は把握できておりませんが、地元住民の方からお聞きいたしますと、湯の鶴七滝や矢筈岳のトレッキング、湯の鶴温泉街を散策する観光客の方などが利用している姿がたびたび見受けられると聞いております。

場所の選定につきましては、温泉街を通る県道沿いに空き家があり、以前の土地所有者から、湯の鶴温泉のためにぜひ活用してほしいと無償で土地の提供があったこと、また、その土地の目の前に、以前は湯の鶴温泉組合が共同で活用し、近年は使っておりませんでした水俣市が所有する泉源がございまして、この泉源について活用及び再生が可能だったことなどから、現在の場所に足湯を整備いたしました。

お湯の温度に関しましては、泉源の温度が39度であり、冬場は少しぬるいと感じる場合があるかもしれませんが、現時点では、源泉かけ流し式としており、お湯の温度を上げるボイラー等の機器を設置していないため、対応が難しく、苦慮している状況でございます。

次に、競り舟が老朽化し、予算約1,090万円をかけ、来年、新船となるのを機に市民競り舟大会を観光事業として位置づけたらどうか。また、新船建造の進捗状況はどうか、についてお答えします。

まず、観光事業としての位置づけについてですが、現在、本大会は市民相互の親睦と健康づくり及び地域コミュニティーの醸成等を主な目的として、市民のためのスポーツ行事として実施しているところでございます。今後も本大会を継続し、さらに盛り上げていくために、強化プラスチック製であるFRP製の競り舟を新たに12艇建造いたしまして、舟の小型化、漕ぎ手の少人数化を図り、減少している参加チーム数の増加を図りたいと考えております。

議員御提案のとおり、本大会を観光事業として位置づけ、他イベントとの同時開催などが実現できれば、さらなる交流人口の増加が期待できます。しかし、そのためには、本大会の目的自体の見直し、会場の変更や組織体制の見直し等、全庁的、全市的な議論が必要であると考えております。

次に、新船建造の進捗状況につきましては、今年度、舟を建造し、来年度の大会から新しくなった競り舟で実施できるように進めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 湯の児海岸線の舗装の傷みぐあいということで、A、B、Cと3段階にランクづけてやっておられるんですけれども、Aランクが一番傷んでいて、早急に修理が必要。Bランクが2番目で劣化の進行が見られる状況、Cは良好な区間ということで、総延長4.4キロのうち、今舗装をやらなくていいのが0.1キロ、100メートル。考えてみると、4.4キロの100%はやっぱり舗装が必要じゃないのかと、そういうふうな形で思います。

A区間1.8キロを27年度から着手をされて、2年目の28年度までに0.7キロが終わりました。今年度は0.3キロの舗装予定をしておられると。舗装工事に時間がかかり過ぎているような気がするんですけれども、2年前に一般質問をしたときに、3年計画で整備するような話ではなかったかと思っております。いかにせん財源がないのか、それをやらしてもらえない人がいないのか、そこはちょっとわかりませんが、なるべくこういう道路補修というふうな形で早目にやってほしいなというふうな感じで思っております。あと、車両防護柵の整備については、本年度中に完了予定ということで安全面では物すごくよかったと思うし、また期待しております。

そこで質問ですけれども、区間Aの残り部分ですけれども、この舗装工事は何年度までを目標として整備をするつもりなのかを1つ伺います。

湯の鶴温泉の足湯のことですけれども、足湯の源泉温度は39度で、冬場は少しぬるいと感じる場合があると言われましたけれども、湯の鶴の現状を考えて、冬場というふうな感じでその地域性を考えると、39度では冷たくて足湯に足をつける人はいないんじゃないかと思えます。また、ボイラー等の設置がないのでということで、そのボイラー等で沸かすのもまた燃料費もかかってしまうというふうな形でちょっとマイナスじゃないのかなと。湯の鶴温泉自体が源泉かけ流しのイメージがあって、せっかく立派な足湯をつくってもらったのに何かもったいないなと思えます。

そこで近くの温泉旅館というのがあります。そこに熱い温泉が多分出ていると思うんですけれども、そこからお湯を分けてもらえるような相談とかはできないのか。また、ほたるの湯も沸かし湯ですけれども、湯の鶴の温泉旅館も沸かし湯なのか。それとも、沸かし湯でなければ、どれくらいの源泉温度があるのかをお尋ねしたいというふうに思えます。

あと、競り舟ですけれども、近年参加チームが減少している、参加チーム数の増加を図りたいということですが、昨年、一昨年という形で53チーム、54チーム、水俣市の今の人口とか高齢化とかを考えると、結構出てこられているんじゃないかなというふうな感じで考えますけれども、もっとこの競り舟というのを新しい舟をつくって制度を変えてやりますということであれば、やはり多方面にもっと競り舟に参加してくださいよというふうな形で人を集めることもできるんじゃないかと。そのためには、観光事業としてやっていくのが一番いいのではないかとというふうな感じで思えます。

質問ですけれども、新船建造後の旧木造船、これは何か利用法は考えておられるのか。あと3

月議会で1,088万7,000円という予算が上がってきています。ただ、今度の6月議会の補正で331万8,000円という予算が計上されてきているんですけども、これはなぜなのか。3月議会を通して、二、三カ月もしないうちにまた新たに補正予算が上がってきている、これはなぜなのかというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 塩崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、道路関係と足湯については、私からお答えをいたします。

道路の残り約1キロメートルございますけど、何年度を目標に進める考えか、についてですが、事業の財源であります国の社会資本整備事業、整備交付金の内示率が近年は要望額に対してかなり低い、前回はたしか数%の内示率であったかと思えますけど、そういった状況でなかなか思うように整備ができていないというのが現状でございます。しかし、残りの道路も早急な整備が必要という判断をしておりますので、A区間の整備につきましては平成31年度を目標に進めていきたいと思えます。

続きまして、足湯の件なんですけど、近くの温泉旅館から熱い温泉を分けてもらえるように相談したらどうか、についてです。

近くの温泉旅館から温泉を分けてもらう場合、まずは泉源管理者の承諾、それから熊本県への温泉利用許可申請、配管のための道路や川をまたぐ場合がありますので、そういった河川の使用許可申請などが必要になります。経費的にも温泉の使用料、お湯を送るために必要なポンプなどの整備を新たに設置する費用、その配管工事費、それらに係る維持管理費など、新たに経費が必要となってまいります。しかしながら、足湯につきましては、今後も今ある条件の中でできるだけコストがかからないように改善に努めていきたいと思えます。

それから、3番目の御質問、湯の鶴の温泉旅館は沸かし湯なのか、また沸かしでなければ、どのぐらいの泉源温度があるのか、についてお答えをいたします。

湯の鶴の温泉旅館というのが、現在、あさひ荘、鶴水荘、喜久屋旅館の3つがございます。各旅館にお聞きしましたところ、全ての旅館とも一切沸かし湯は行っていないとのことでした。泉源温度につきましても、あさひ荘が58度、鶴水荘が53度、喜久屋旅館が56度ということでした。

以上です。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 競り舟の現木造船の今後の活用ということでお尋ねがございましたが、

新船建造後の木造船につきましては、競り舟検討委員会での議論を踏まえ、現段階では12艇のうち、1艇は資料用として保存し、残り11艇につきましては、処分する予定で予算を確保しております。ただ、市内のチームから練習用に使いたいと、そういった要望があれば、柔軟に対応していきたいと考えております。

それから、予算についてですが、6月補正予算において競り舟の購入費が上がっている、その理由についてでございます。

競り舟の購入につきましては、昨年10月の水俣市競り舟大会検討委員会からの提言を受けまして、これまでの木造船からFRP艇を導入することを決定し、本年度当初予算に承認いただいたところでございます。しかし、予算要求時に見積もりを依頼した事業所が本年度に入り辞退されたため、再度建造が可能な事業所を調査したところ、現予算では不足することが判明したため、追加の予算をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 予算がふえたのはなぜかということで、今、御答弁ありました。詳しいことはまた委員会のほうでも話が出てくると思いますので、そちらの委員会の方に任せたいと思います。

競り舟に関して、本大会を観光事業と位置づけ、ほかのイベントの合同開催などが実現できれば、さらなる交流人口の拡大が期待できる。これは本当に宿泊者の増加も期待できると思うんですよね。大会の目的自体の見直し、会場の変更や組織体制の見直しなど、全庁的な論議は必要であるというふうな感じですけども、これはぜひ議論していただいて、本当に観光事業としてできないかというのをもんでいただければと思っております。

あと、湯の児の桜の整備とか道路状況の整備についてですけども、やはり日本の桜名所100選と指定されているこの水俣チェリーライン、桜の季節になるととてもきれいな風景を演出してくれていますけれども、道路整備や舗装工事ということを早く完了させて、桜並木の整備をやって、ゆっくりと桜を楽しませるようにすることで、花見客や湯の児温泉への観光客の増加というの見込まれると思いますので、この点はまた早期の実現を思っておりますので、平成31年度とは言わずにもっと早目にできるように頑張ってもらいたいというふうに思います。

足湯を整備したことで、湯の鶴温泉の魅力が増すということで、これはもう水俣を訪問する観光客の方の増加につながっていくだろうと。宿泊者の数もふえ、経済の活性化にもつながる。本当に湯の鶴自体、お湯がちょっとぬるかったりすると、やっぱり湯の鶴自体のイメージというのがちょっと狂ってこないのかなど。やはり、湯の鶴はつるつるしたお湯で、熱いお湯でという形で物すごく今まで湯の鶴の温泉はいいですよと言われてきている。そこを同じような温泉を使って、うわー、これは冷たかと、冬場入れんばいって、何かこう湯の鶴温泉のイメージというのが

物すごくここで崩れてくるような感じがするんですね。やはりその辺は、せっかく温度の高い温泉を出しておられる旅館さんも近くにあることですから、何かそういうふうな感じで話をされて、どうにかお金のかからないような感じでもっとお湯を引き込んでというふうな感じでできればいいのかなと、そこを思っております。

鶴の屋さんとか、いろいろほたるの湯とか今、整備をされてこられて、今度、公園化というのを予定されているんですけれども、喜久屋さんの土地を提供していただいているということで、家屋の解体工事と実施設計、公園整備等がことし入ってきているということであるんですけれども、ここにどのような公園をつくれる予定なのか。また、公園内にはきちっとしたトイレとか整備はされるのかというところをお聞きをしたいなと思うんですけれども、1点だけです。よろしいですか。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 塩崎議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

昨年度、用地を寄附をいただきまして、今年度ようやく国の環境事業を使いながら解体工事ということを見せていただくようになりました。そこは、後ろが急傾斜地区でありまして、また手前が湯出川が流れております。こちらからのアクセスというのが非常に橋をかけるのも難しい、またそこに行くには、喜久屋さんの中を通っていかなければならないということでございまして、地元の方々とも相談したんですけれども、いやしの空間として、こちらの湯の鶴温泉のちょうど入り口になるものですから、まずは老朽化した旅館を解体いたしまして、その後、モミジとかあるいは地元の方にはアヤメとか季節の花を植えて、管理していただいて、こちらから見て、湯の鶴に来てよかったなというような感じでいやしの空間的なスポット公園としての整備を今のところ考えております。

トイレはございません。行くのが非常に難しいものですから、トイレの設置は考えておりません。

○議長（福田 齊君） 次に、市内の小中学校について答弁を求めます。時間も迫っておりますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、市内の小中学校について、順次お答えします。

まず、小中学校の普通教室へのエアコン設置について検討されたか。また、今後の予定として何かあるか、との御質問にお答えします。

近年の夏の猛暑から、児童・生徒の体調管理を考慮すると、教室への空調設備の設置は必要であると考えておりますので、平成29年度予算編成において普通教室への空調設備設置事業を検討

いたしました。しかし、空調設備設置の財源となる国の交付金の採択が厳しい状況であり、財源の確保が難しいことから、予算計上するには至りませんでした。

なお、国の交付金は予算総額が少なく、本年度予定している外壁改修及びトイレ改修事業についても現在のところ採択されておらず、事業の先送りが心配されるところでございます。

また、今後の予定としましては、文部科学省に対し交付金の要望を続けるとともに、代替案として扇風機の設置を検討する必要があると考えております。

次に、廃校となった学校施設を有効利用しているか。また今後の有効利用法を考えているか、との御質問にお答えします。

学校の再編に伴い廃校となっている学校は、旧深川小学校、旧石坂川小学校、旧湯出中学校、旧久木野中学校、旧水俣第三中学校の5校あり、このうち、旧深川小学校、旧石坂川小学校の校舎に関しましては、社会教育施設に転用して活用しております。

また、旧湯出中学校の校舎に関しましては、教室の一部を15区自治会に活動の場として利用していただいております。なお、旧久木野中学校、旧水俣第三中学校の校舎に関しましては、建物の耐震診断を実施しておらず、また耐震性の不足が考えられるため、現在使用しておりません。今後の利活用についても、現状のままでは難しいと考えています。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 この小中学校のエアコン設置に関しては、今までも数名の議員さんたちからいろいろ質問があっていると思うんですけども、予算等がないということでできていないと。でも、これはやっぱり生徒さんたちのことを考えると財源がないからということで取りやめてほしくないなど。ぜひ早目に何か検討されて、例えば文科省に対して交付金の要望を続けるということであれば、やはり首長みずから何回も出向いて、そういうところからの補助金というような感じで、ちょっと取ってきてほしいなというふうな考えもあります。

このエアコン設置検討されているということで、早期実現はちょっと望めそうにない状況なんですけれども、事業費は幾らぐらいで、設置教室はどのような教室を想定されているのかお伺いしたい。

それと、空き教室、廃校になった学校の利用法として、ここの教室があいていますよとか、こういうところを使いませんかという感じで、市民に対して情報提供されているのか、その2つをお伺いしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、第1点ですが、エアコン設置についての事業費、それと設置教室はどのような教室かということですが、全小中学校への空調設備設置に係る事業費は総額で約7億円を想定いたしております。

空調設備を設置する教室は、普通教室と特別教室で、部屋数は全小中学校の合計で182部屋を想定しております。

それから、空き教室の利活用について、広報広聴等したのかということですが、現在のところは一般には広報広聴はいたしておりません。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 済みません、もう時間がないんですけれども、これはもう要望みたいな感じでやりたいと思いますけれども、昨年度、桑原議員が質問されたときに、市長のほうから子どもたちの環境改善のため、このエアコンについてぜひ整えたいという答弁をされましたけれども、今その気持ちは変わられておりませんか。市のトップとして、前に進めるべきと思いますが、そのところを1つ、その意気込みだけちょっとお願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣市の子どもたちの環境の整備ということは、ぜひ行っていきたいというふうな思いは全然変わっておりません。

最終的にはこの問題は以前からずっと積み残しできた問題で、財源等いいものがあつたらやっていきたいと思っておりますので、その辺はアンテナを張りながら、また要望等も国にも上げていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時4分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。

無限21の田中睦です。

報道各社の世論調査によると、安倍内閣の支持率が軒並み50%割れになりました。中には、不支持率が支持率を上回ったところもありました。当然のことだと思います。共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法を委員会審議を打ち切って強引に本会議採決を行い成立させたこと、また、森友学園疑惑、加計学園疑惑に対する安倍内閣の対応への批判のあらわれではないでしょうか。多くの国民からの批判や疑問に誠実に向き合わず、丁寧に応えようとしない現政権の姿勢は、内閣支持率の低下のみならず、我が国の政治に対する国民の不信を生み出しました。数の力

に頼った現政権の姿勢は批判されて当然だと思います。

水俣市議会においても、議員それぞれ考え方の違いはあっても、いろいろな意見を出し合い、議論していくことが大切ではないでしょうか。執行部においても、疑問や批判に対しては真摯な姿勢で対応されるよう前置きして質問に入ります。

1、観光振興策について。

①、(仮称)水俣インターチェンジ開通を好機と捉えた施策はどのようなものか。

②、2011年(平成23年)3月11日、その日の記憶が生々しくよみがえってくる東日本大震災が発生し、その翌日に九州新幹線が全線開通しました。新幹線全線開通時の事業とその後の効果はどうだったのか。

③、水俣・芦北1市2町が連携した取り組みにはどのようなものがあるか。

2、小学校の運動部活動が社会体育に移行することについて、質問します。

①、平成31年度からの実施に向けて、現在の進捗状況はどうなっているか。種目協会との連携や指導者確保の見通しはどうか。

②、昨年10月に実施されたアンケート調査の分析でわかったことは何か。

③、昨年9月議会で考えられる課題について幾つか示しました。

保護者による送迎等、時間的、経済的負担について、指導者確保について、放課後の時間の過ごし方について、活動時間が遅くなることなど、そのほかに今後の検討課題として考えられることは何か。

④、今後のタイムスケジュールはどうなっているか。

3、教職員の勤務実態と労務管理について質問します。

先ごろ、文部科学省が教員の勤務実態調査の結果を公表しました。10年前より悪化していると多くの新聞が取り上げていました。現場の職員なら文科省の調査を待つまでもなく、全ての人が感じていることです。

①、基本的なところで、教職員の労務管理を行う立場にあるのは誰かをお尋ねします。

②、2年前から毎回尋ねていますが、教職員の超過勤務は減っているのでしょうか。

③、土曜授業分の振りかえはきちんと取られているのでしょうか。

昨年12月議会で、学校からの報告と実質的な振りかえ取得数のズレを指摘しました。これについては調査したいと答えられました。その点検の結果はどうだったかをお知らせください。

④、ストレスチェックの内容、結果はどうだったか。また、ストレスチェックの活用をどのように考えているのかお尋ねします。

以上が本壇からの質問です。

○議長(福田 齊君) 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、観光振興策については私から、小学校運動部活動の社会体育への移行について及び教職員の勤務実態と労務管理については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、観光振興策について、順次お答えします。

まず、(仮称)水俣インターチェンジ開通を好機と捉えた施策はどのようなものか、との御質問にお答えします。

南九州西回り自動車道水俣インターチェンジは、平成31年春に開通が予定されておりますので、本市といたしましても、この時期が交流人口拡大の絶好の機会だと考えております。さらに、熊本県が水俣港内に浮棧橋を現在整備しておりますので、陸からのアクセスだけではなく、海からのアクセスも考慮し、新たに道の駅、海の駅の機能をあわせ持つ地元農産物、水産物等の販売・加工施設を整備することによって、交流人口の増加を図り、観光振興と地域経済の活性化を目指していきたいと考えております。

次に、新幹線全線開通時の事業とその後の効果はどうだったのか、との御質問にお答えします。

観光統計によりますと、平成10年の水俣市の観光入込客数は約70万人でしたが、その後、減少傾向が続いており、平成21年には、約35万人と半減しました。九州新幹線鹿児島ルートは、平成23年3月12日に全線開通しましたが、それに向けて平成20年度から、水俣出身の漫画家である江口寿史さんにポスターの原画製作を依頼し、ポスター、観光パンフレット、絵はがきなどを製作し、観光PRを行ってまいりました。その効果もあり、その後の観光客数は増加に転じ、現在は約50万人で推移しております。加えて、平成21年に観光物産館まっぼっくり周辺が道の駅に登録されたことが、観光客増加の大きな要因の一つだと考えております。

なお、開通記念イベントについては、東日本大震災が発生したため、中止しております。

次に、水俣・芦北1市2町が連携した取り組みにはどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

水俣・芦北1市2町が連携した取り組みとしましては、水俣・芦北1市2町及び芦北地域振興局と連携し、水俣芦北地域観光推進協議会を組織しております。具体的な内容としましては、ドライブマップの作成、みなまたあしきた海老いろ色フェア等の1市2町の垣根を越えたイベントの開催、それぞれのイベントへの協賛、観光施設や宿泊施設を対象におもてなし研修などを行い、1市2町が連携した観光振興にも努めております。

○議長(福田 斉君) 田中睦議員。

○田中 睦君 市の第5次総合計画第2期基本計画では、観光入込客数を平成24年の44万人弱から

本年度は48万1,000人にするという目標設定でしたが、これについては既に目標達成しているということでもいいわけですね。まずこれが1点、確認しておきたいと思います。

次に、九州新幹線は2004年（平成16年）3月に新八代から鹿児島中央まで開通し、その7年後の2011年（平成23年）3月に博多までの全線が開通しました。新幹線全線開通時の事業とその効果について尋ねているのは、水俣インター開通に向けての事業展開において、新幹線効果があったのかなかったのか、その検証をして、それを今回の水俣インター開通に向けた取り組みに生かすことが大切だと思ったからです。

2011年（平成23年）に新幹線元年事業が展開されました。これは、新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部及び県内11地域推進本部が実施主体として行ったもので、水俣・芦北地域では、県南3地域が連携した取り組みを行っています。「味めぐりアードわくわく体験」をキャッチフレーズに事業を展開しています。

今、答弁にあった海老いろ色フェア、それから冬の膳、春の膳、ローズカフェ、湯の児の海上花火大会、スイーツスタンプラリーなどが計画されました。これらの事業に対して、水俣市としての総括はどうだったのか、これを2つ目の質問とします。

ちなみに、芦北町は芦北インター開通で御立岬の客は少し減ったというふうに聞いていますが、でこぼんは当然のことですが、客数がふえたということでした。また、津奈木インター2016年2月開通に向けて、津奈木町では2カ所に看板を設置し、四季彩は浴槽とレストランの改修、食事と温泉のセットメニューなどで客数がふえているとのこと。グリーンゲートも店舗とトイレ改修をして、売り上げを伸ばしているということでした。

水俣の場合、新たな海の駅構想がありますが、国道から少し入ったところになるので、わかりやすい看板の設置などの検討が必要となってくるというふうに思います。

3つ目は、1市2町の連携についてです。

これからの時期は、海と温泉をPRしていけばどうかなというふうに思っています。芦北から水俣にかけての海は景観が大変すばらしいと思います。湯の児の海水浴場は、環境省の水質調査で最高の評価が出ていますし、波も静かで小さな子どもたちも安全に楽しむことができます。また、タツノオトシゴの繁殖地としてもアピールできると思います。ただ、タツノオトシゴたちにとっての生息環境が人間によって壊されないよう配慮しなければなりません。近隣の人吉や伊佐市など、海から少し離れている市への働きかけはなされているのでしょうか。

以上3点を質問いたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。順番に答弁させていただきます。

まず1つ目は、第5次の総合計画2期基本計画、平成29年度の入込客数が48万1,000人、それ

を達成しているか、ということでございますが、観光統計によりますと、平成28年の入込客数52万人でございますので、現在で目標は上回っているというふうに考えております。今後もPR活動を積極的に行い、さらなる観光客増加に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の新幹線開通によって総括をしたか、ということだというふうに思います。

この新幹線開業に伴う事業に関する効果について、総括、検証というのはしていない現状でございます。しかしながら、議員のおっしゃられるとおり効果を検証して次の施策につなげることは大変重要なことだと思っております。今後、この道の駅、海の駅開通、関連の施設の整備後につきましては、効果の検証をきちっとやって、次の施策につなげていきたいというふうに考えております。

それと3つ目、湯の児の温泉をPRしていったらどうか、ということと、海がない地域、人吉、伊佐、そういったところにPRを積極的にやったらどうか、ということだと思っております。

湯の児海水浴場は昨年1万人の利用がございました。夏休み期間中に利用者のアンケートをとりました。その結果、熊本県内の水俣市外の利用客が約45%、県外の利用客が29%でありました。市外の利用客を見てみると、八代以南、出水、伊佐など、1時間以内で来られる地域の利用客が多数を占めておりましたので、今後ともそういった地域から来ていただけるようより一層PR活動を行って、利用客の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。やはり来やすいところに積極的にPRはやっていくべきかなというふうに思っているところでございます。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 残念ながら、新幹線全線開通の際の事業については、総括はされていないということで、やはり何か事業をやったら、きちんと総括をして次に生かすという姿勢を持っておかないと、今回の水俣インター開通に向けての事業が絵に描いた餅にならないように、新幹線とインターチェンジの開通というのはそのまま重ならないとは思いますが、やはり事業の検証をきちんとやって、次に生かすべきではないかというふうに思います。これは指摘にとどめておきます。

海の駅構想は観光入込客の増加を目指すだけでなく、地元の第1次産業を6次産業化につないでいくことにもなると思いますので、綿密な計画のもと進められるよう要望して、次に移りたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、順次お答えします。

まず、平成31年度からの実施に向けて、現在の進捗状況はどうなっているのか。種目協会との連携や指導者確保の見通しはどうか、との御質問にお答えします。

本年5月25日に3回目の検討委員会を開催した議論を踏まえ、5月30日の水俣市体育協会常任委員会、翌週の6月6日の水俣市体育協会理事会にて協力依頼と今後の進め方について説明を行いました。また、6月13日には、市内校長会や市PTA連絡協議会にアンケート調査結果の報告等を行いました。今後につきましては、検討委員会内に作業部会を設置するとともに、6月末から随時、各種目協会へのヒアリング、アンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

また、指導者確保の見通しについては、各種目協会へのヒアリング等を通して現状把握を行い、各種目協会と協議しながら確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年10月に実施されたアンケート調査の分析でわかったことは何か。今後の検討課題として考えられることは何か、との御質問にお答えします。

3月議会でも答弁いたしました。各小学校長からは、社会体育移行についてはほとんどが賛成であるが、移行するに当たっては、いつから移行を開始するのかの期限を示すことや、各部活動ごとではなく、市内の小学校が一斉に取り組むことなどを求める声が多く、課題として、指導者の確保、社会体育による指導の過熱化、運動しない児童の増加による体力低下等が挙げられました。

また、保護者からは、子どものやりたい種目ができることについては賛成であるが、活動場所への送迎や経済的な負担が出てくることに対して反対である。また、保護者への負担がかかることから運動の機会を奪われてしまう児童が出てくるのではないかなどが挙げられております。

次に、今後のタイムスケジュールはどうなっているか、との御質問にお答えします。

今後のタイムスケジュールとしましては、6月末から各種目協会のヒアリング等を実施するとともに、保護者等からのアンケート結果等を踏まえ、作業部会の中で基本方針案を作成し、9月ごろには検討委員会を開催して基本方針案を検討し、基本方針を策定してまいります。

その後、基本方針に基づき具体的な方策等について内容を詰め、平成31年4月からの完全実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 では、2回目の質問をします。

部活動の小学校運動部活動の社会体育への移行については、昨年9月に質問しております。そのときは、10月にアンケート調査を行い、その結果をもとに月1回程度の検討委員会開催をやりたい旨の答弁がありました。また、ことしの3月議会では高岡利治議員が質問されました。そのときは、今年度（29年度）中に基本方針を決定し、30年度に具体的な環境整備を図っていき、モデル事業を実施すると答えておられます。私は動きが大変遅いように感じています。平成31年度

実施まであと2年近くあるように感じますが、そうではないというふうに思います。あと1年間で体制を整える必要があるのではないかとこのように思っています。

県は、移行準備が整った地域、学校、種目から順次移行を進めるというふうに言っています。今後のタイムスケジュールについて、6月末から各種目協会のヒアリングを実施するということがでしたが、なぜこれまで実施されなかったのか大変疑問に思います。というのは、社会体育への移行は平成27年3月に示されているわけですから、昨年度のうちに体育協会や体協加盟の種目協会への相談や依頼を早目しておくべきではなかったかと思うのです。今言っても仕方がないことかもしれませんが、今後スピードアップして取り組む必要があるというふうに思います。この点についての見解を伺います。これが1つ目です。

社会体育への移行については、昨年度は学校でも余り話題になっていないような気がします。保護者の皆さんは昨年10月のアンケート時点ではどの程度、社会体育への移行について知っておられたのでしょうか。これが2点目です。

3点目は、作業部会についての質問です。検討委員会の中に作業部会を設置するということがありますが、作業部会の役割、何をするのかをお尋ねします。

4つ目は、子どもたちの活動時間です。市の体育施設条例によると、学校開放事業に係る体育施設の使用時間は午後7時30分から午後9時30分までとされています。

学校の部活動ならば、放課後から学校の施設を使うことができますが、社会体育活動になった場合に、7時半からしか使えないのでしょうか。

以上、4点質問します。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 社会体育移行への準備作業がおこなわれているんじゃないか、という質問がございましたけれども、全県的に見まして、各市町村の事情もございまして、スケジュールのおくれについては一概に比較はできないところでございます。平成31年の4月までには実施できるようにスピード感を持って実施していきたいと思っております。

私としましても、若干おくれぎみだなというのは強く自覚しておりますので、その辺はぜひ31年の4月までにできますように進めていきたいというぐあいに考えています。

次に、保護者の認知度合いについてのお尋ねがございましたけれども、保護者へのアンケートを実施した時点では、約8割の保護者の方から回答をいただいたと。2割からは回答をいただけてなかったんですけれども、そのアンケートの回答者のうち75%の保護者が知っていたという回答がございまして、全体的には少なくとも6割、ないし6割以上の保護者の方に認知はされているのではないかなというぐあいに考えています。

それから、検討委員会の中に作業部会を設けたいと先ほど申し上げましたけれども、その役割

についてですが、アンケートやヒアリング等の集計や分析等を行い、検討委員会で基本方針等を検討するための資料づくりを行っていただく予定であります。細かい作業がたくさん出てまいりますので、その辺を作業部会、特別にプロジェクトを組んで、スピードアップを図っていききたいというぐあいに考えております。

それから、社会体育施設の利用時間についてでございましたが、社会体育に移行になれば、社会体育施設の利用時間帯等についても当然検討案件に上がってくると考えています。そういった課題はまだ案として固まっておりませんが、今後議論を重ねて利用時間帯等についても結論を出していきたいというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 私が何人かの体育関係者あるいは種目協会の人から聞いたところによると、これまでほとんど教育委員会からの働きかけがなかったという声が聞こえてきました。これは、私が聞いた範囲ですから、正確なものではないかもしれませんが、そういう声が聞こえてきました。

繰り返しになりますが、ぜひ関係する団体と連携を密にして、スピードアップして行われるよう要望しておきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、教職員の勤務実態と労務管理について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教職員の勤務実態と労務管理についての御質問に順次お答えします。

まず、教職員の労務管理を行う立場にあるのは誰か、との御質問にお答えします。

本市内教職員の労務を初めとする服務全般を監督するのは、本市教育委員会であり、教育長の職務となります。ただし、勤務時間や休日の代休日、休暇等、幾つかの事項につきましては、本市小中学校管理規則において校長が管理すると規定しています。

次に、教職員の超過勤務は減っているのか、との御質問にお答えします。

平成27年度の超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は17.2%であり、延べ400人いました。小中学校別の割合では、小学校9.5%、中学校27.9%でした。平成28年度の超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は17.1%であり、延べ392人いました。小中学校別の割合では、小学校12.1%、中学校26.3%でした。過去3年間の4月、5月を比較すると、平成27年が24.2%、平成28年が19.9%、平成29年が17.4%となっており、年度初めの繁忙期にも減少してきています。

次に、土曜授業分の振りかえはきちんと取られているのか、点検の結果はどうだったか、との御質問にお答えします。

平成28年度12月議会において、全ての教職員が全て振りかえを取得しているとお答えいたしました。学校は、振りかえを付与しているところですが、議員の指摘もあり、改めて調査をしたところ、小学校で19.1%、中学校で37.7%、平均で26.7%の職員が自主的に業務を行っていたことがわかりました。業務の内容としましては部活動対応、学校での事務作業がありました。

全ての職員が振替日に業務を行うことがないように、計画的な業務遂行や部活動練習計画と振替日の確認等を各学校に改めて指導しています。

次に、ストレスチェックの内容、結果はどうだったのか。また、活用をどのように考えているのか、との御質問にお答えします。

平成28年度は、本市教職員を対象に熊本県教育委員会が8月にメンタルヘルスチェックを実施しています。質問項目は、業務に関することでは、就労時間、業務の負担ややりがい、業務の満足度や相談相手等、健康面では、睡眠や起床、心身の状況等があります。結果は、ストレスの原因と考えられる因子、ストレスによって起こる心身の反応、ストレス反応に影響を与えるほかの因子という内容ごとに数値化され、毎年3月までには各個人に送付されました。また、所属全体を取りまとめたものが、別途各学校及び当教育委員会にも送付されています。

本市全体で見ますと、よかった点として、働きがいや自分の技能を発揮していると感じている教職員が多く、また、職場や家族のサポートもあり、満足度もおおむね高いという結果が出ています。しかしながら、課題として、量や質ともに業務の負担があり、疲労を感じている人が多いということが挙げられます。

そこで、各学校に向けて、結果を活用して職場環境を見直すとともに、各教職員の健康の保持増進を図るよう指導しているところです。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 教職員の勤務については、これまで何回も同様の質問をしてきました。

昨年度、一昨年度の数字が示されました。月に100時間以上の時間外勤務がある人の割合はほとんど減っていないことがわかりました。月に100時間以上の時間外勤務、これは平均すると毎日5時間以上の超過勤務、つまり学校で14時間ぐらい過ごしているということになります。こういう過労死ラインを超える人が小学校で8人に1人、中学校では4人に1人という数字になります。

年度初めの4月、5月を過去3年間比較した数字の報告がありましたが、減ってきているのは好ましいことだと思います。しかし、もともとの数字が高いので、手放して喜ぶことはできません。ただ、年度初めの時期に時間外勤務が100時間を超える人の割合が減ってきた要因を探っていけば、超過勤務削減のヒントがその中に隠れているかもしれません。

それで、今後機会があれば、ぜひその要因について調べてもらえればというふうに思います。

これは要望しておきます。

教職員の労務管理は服務監督権者である市の教育委員会が行う。勤務時間については、現場の校長が管理するということですね。

芦北町では2010年（平成22年）にタイムカードを使って、職員の出勤時刻、退勤時刻を把握していますが、水俣ではタイムカードは使われていません。どうやって職員の勤務時間を把握をしていますか。これが1つ目の質問です。

日常の超過勤務、さらに土曜授業の振替日に仕事をしている人の割合が小学校よりも中学校の先生に多い結果が出ていますが、この理由は何だと思えますか。

最後に、ストレスチェックの活用について、お尋ねします。

今聞いていると、結果の活用については、各学校を指導する。必要によっては学校に任せるといふふうを受け取れます。市の教育委員会は、服務全般を監督する責務があるので、職員が働きやすい環境づくりにもっと積極的に対応してほしいというふうに思います。ストレスチェックの結果を各学校ごとに分析して、より具体的な指導を行い、現場で対策を立てるようにしなければならぬというふうに思いますが、どうでしょうか。

以上、3点を質問いたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 超過勤務時間の把握について、適切に把握されているのか、ということかと思いますが、現在、各校長先生が各教職員それぞれに勤務時間記録表を月初めに配付して、毎日の出勤、退勤時刻及び超過勤務時間を記載したものを月末に提出させ、把握をしているところでございます。

また、校長は当教育委員会に対しまして、その報告を挙げ、教育委員会としましては、熊本県教育委員会にそれぞれ報告をしているところでございます。

中学校で超過勤務や土曜授業振りかえについて、業務を行っている職員が多いということですので、その理由はどのようなものか、ということですが、まず中学校において超過勤務率が高いことについてですけれども、主に部活動対応に起因していると推察しています。

週休日に部活道の練習や試合を設定すると超過勤務の時間が多くなります。しかしながら、一定時間以上の指導業務には、いわゆる部活動手当も支給対象になりますので、区別して考える必要があると考えております。

次に、土曜授業振替日の業務実態についてですけれども、業務内容のうち3時間30分未満の部活動対応と3時間未満の事務作業がほとんどでした。理由としましては、部活動練習計画と振替期日の整合が図れていないことや、業務遂行が計画的になされていなかったこと等が推察されま

す。今後も各学校を通じて、教職員に休むときはしっかり休むという意識高揚を図っていきたいというぐあいに考えております。

職場環境としての学校の各学校の結果については把握しているのか、ということでございますが、各学校ごとの結果については、各学校に送付してございます。当教育委員会への送付はございません。したがって、各学校の結果については、当教育委員会では把握しておりません。このことは実施主体である熊本県教育委員会の規定によるものと思われまます。しかし、送付資料については、実施主体から職場環境等の改善に向けて助言も記載されていまして、各学校において結果を活用して、できるところから改善するよう指導しているところです。

本年度、特に水俣市が実施主体となるストレスチェックを実施する計画でございます。本年度分は各学校の結果を把握できますので、学校の実態に応じて指導することが可能となっております。学校任せにしないということで、教育委員会としても指導してまいりたいというぐあいに思っています。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 公立学校の教員には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、略して給特法というふうに呼んでいますが、その給特法というのが適用されています。

これにより、公立学校の教員は労働基準法に定められた時間外や休日労働に対する割増賃金規定から除外されています。校長は原則、残業を行わせることはできないことになっています。緊急な場合に限って、例えば学校行事、あるいは緊急・臨時の職員会議あるいは非常災害等の場合、その限定4項目と言いますが、その4項目に限って残業を命じることができるというふうに規定されています。でも、今申し上げたように、労基法に言う残業手当はできません。そのかわりと言ってはちょっとおかしくなるかもしれませんが、一律に4%の調整額というのが支給される仕組みになっています。この基本給の4%というのは、時間外勤務に換算すると、月に8時間程度です。つまり多くの教員が手当のない時間外勤務を強いられているわけです。

教育長は、先ほど土曜授業振りかえのところで、26.7%が自主的に業務を行っているというふうに言われました。これは自主的ではないですよ。勤務時間内に終わらないから、休みに出てきて仕事をしたり、毎日遅くまで学校に残って仕事をしているんです。決して、自主的に仕事をしているわけではない。形の上では残業がないから、そういう規定がないから、勤務時間の把握はしても、労務管理の重要な部分の安全衛生管理意識というのが大変薄いというふうに言わざるを得ません。これは教育委員会にも現場の校長にも言えることです。きょうはこの点については、指摘をしておきます。今後、もうちょっと時間をかけて議論をしていきたいというふうに思っています。

以上で終わります。

○議長（福田 齊君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明21日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時23分 散会

平成29年6月21日

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月21日（水曜日）

午前9時30分 開会

午前12時06分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 17人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）
総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）	福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）
産業建設部次長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（藪 隆 司 君）
総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）	総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

平成29年6月21日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 水俣市職員の時間外労働とサービス残業について |
| | 3 厚生労働省が各県につくらせた地域医療構想と水俣市立総合医療センターの新改革プラン（新公立病院改革プラン）について |
| 2 高岡朱美君 | 1 国民健康保険都道府県単位化について |
| | 2 新電力供給実証試験と、さらなる地域資源の活用について |
| | 3 発達障害者支援法改正と本市の取り組みについて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、おはようございます。

日本共産党の野中重男です。市民生活の向上を願いつつ、質問をします。

さて、今、国政は大揺れです。一昨日の世論調査で、内閣支持率が7社全ての調査で下落いたしました。毎日新聞では、支持が36%、不支持が44%、テレビ朝日では支持37%、不支持41%、

日本テレビでは支持39%、不支持41%と、いずれも不支持が支持を上回りました。

共謀罪に関しては、政府が十分説明していると思うかという問いに、81.3%が思わないと答えています。加計学園の獣医学部新設に関しては、行政がゆがめられたことはないという政府の説明に多数が納得いかないと答えています。そして、昨日は、加計学園に関する新たな文書が文部科学省から出てきました。それこそ国民が納得するように国会で説明されるべきではないでしょうか。

それでは、以下通告に従い質問します。

1、水俣病について。

①、水俣病特措法等37条では何が書かれているか。

②、熊本水俣病においてどのような事実からどのような手続でチッソの加害責任と国や県の加害責任が確定し、社会的に定着したのか。

③、水俣病資料館は水俣市が設置している。その設立の趣旨と目的は何だったか。

④、スポーツ大会会場での差別発言事件については3月議会でも質問が出ていた。その後、相手校では子どもたちが学習する機会はつくられているか。また、水俣市教育委員会は学習のためにどのような援助をしたか。

2、水俣市職員の時間外労働とサービス残業について。

①、今、日本社会では過労死自殺が社会問題になっている。大企業電通では女性職員が自殺した。これはどのような勤務が原因と言われているか。

②、各課の人件費はどのような経過を経て市の予算案になっているか。

③、この1年間の全職員の時間外勤務の実態はどのようになっているか。

④、なお、この時間数は時間外勤務手当が支払われた時間か。

3、厚生労働省が各県につくらせた地域医療構想と水俣市立総合医療センターの新改革プラン（新公立病院改革プラン）について。

①、熊本県の地域医療構想はどのようなものか。また、国と県がつくった必要病床数の推計ではどのような内容が書かれているか。

②、これらの構想や推計の問題点はどこにあると考えているか。

③、医療センターが本年3月に新しくつくったプランはどのような内容か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病については私から、水俣市職員の時間外労働とサービス残業については総務部長から、厚生労働省が各県につくらせた地域医療構想と水俣市立医療センターの新改革プラン（新公立病院改革プラン）については病院事業管理者からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病について、順次お答えをいたします。

まず、水俣病特別措置法第37条では何が書かれているか、との御質問にお答えします。

平成21年7月に成立した水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法、通称水俣病特措法の第37条は、見出しは調査研究となっており、4つの項で構成されております。

第1項は、政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下、指定地域等居住者という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする」と記載されております。第2項は、前項の公表に当たっては、指定地域等居住者またはその家族の秘密または私生活もしくは業務の平穩が害されることがないように適切な配慮がされなければならないと記載されております。第3項は、政府は、第1項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする」と記載されております。第4項は、関係地方公共団体は、第1項の調査研究に協力するものとする」と記載されております。

次に、熊本水俣病においては、どのような事実から、そしてどのような手続でチッソの加害責任と国や県の加害責任が確定し、社会的に定着したのか、との御質問にお答えします。

水俣病は、昭和31年5月1日に公式確認され、発生した当初はその原因はわからず、奇病とされておりました。その後、原因については、専門家により調査研究がなされ、さまざまな説が発表されましたが、昭和43年に政府が、水俣病はチッソ水俣工場の工場排水に起因する公害病であることを発表しました。水俣病が公害に認定されたことによって、水俣病患者団体は患者補償をめぐり、厚生省へ補償内容を一任する一任派と、いわゆる訴訟派に分裂し、昭和44年6月、患者・家族28世帯112人は、チッソを相手に賠償訴訟、つまり水俣病第1次訴訟を提訴しました。最大の争点は、チッソの加害責任でした。この訴訟は、昭和48年3月に判決が出され、チッソの加害責任が確定しました。

また、国及び熊本県の水俣病発生、拡大を防止する義務を怠った国家賠償上の行政責任及びチッソの加害責任を追及するため、昭和55年5月には、未認定患者とその家族85人は、国、熊本県及びチッソを相手取り、いわゆる水俣病第3次訴訟による損害賠償請求を熊本地裁に提訴しました。同時期に、昭和57年から63年にかけて、関西訴訟、東京訴訟、京都訴訟、福岡訴訟が提訴され、長期的に延べ2,000人を超える原告が裁判で争うようになりました。

このような状況の中、平成2年の東京訴訟を皮切りに相次いで和解勧告が出され、平成7年9月に与党3党による最終解決案が提示され、政府は同年12月に関係当事者間の合意を踏まえ、解決策を決定し、内閣総理大臣談話を発表しました。

平成8年5月には、解決策の実施を受けて、関西訴訟を除く各訴訟の原告団の組織である水俣病被害者・弁護士全国連絡会議とチツとの間で紛争解決のための協定が締結されました。

なお、政府解決案に応じずに続けられた唯一の訴訟である関西訴訟では、平成16年10月の最高裁判決で、国及び県には水質二法・県漁業調整規則の規則権限を行使せず、昭和35年1月以降水俣病の発生拡大を防止しなかったことにつき賠償責任があるとの原判決を支持し、国と県の加害責任が確定して、これらのことが社会的に定着したことになっております。

次に、水俣病資料館の設置の趣旨と目的は何だったか、との御質問にお答えします。

水俣市立水俣病資料館は、平成5年1月に開館し、本年で24年目を迎え、本年中に来館者100万人を達成する見込みであり、現在もたくさんの方々に御利用いただいております。

その設置の趣旨と目的につきましては、水俣病に関する資料を収集・保存し、水俣病の問題の教訓を後世に生かして、環境問題への情報発信に資するため設置すると条例に定めております。

水俣病資料館が設立に当たっての経緯としましては、昭和63年12月に、水俣市百人委員会提言書及びその前年の水俣湾埋立地及びその周辺地域の活用策についての提言書などにより、多くの水俣市民によって建設が望まれる施設として提言を受けたと承知しております。さらには、当時熊本県が検討していた水俣環境センター構想、現在の熊本県環境センターの建設についてをまとめるに当たり、環境の体験学習、環境文化の普及、水俣病資料の警鐘を事業化する提案がされており、水俣市としてその提案を真摯に検討してきたと考えております。

平成元年から平成4年には、水俣地域個性形成事業の指定を国土省から受け、水俣地域個性形成推進プログラムの策定に向け、策定委員会を設置し、さまざまな議論を重ねていただいたことは、現在の資料館運営に大きな示唆をいただいていると考えております。

さて、提言をいただいた中で、資料館に求められる要素として、収集された資料を活用して広く人々に語りかけていくためのさまざまな活動を積極的に展開し、発信性の高いものとする。ここに来れば、水俣病に関することが全てわかるという情報の蓄積が必要であり、集積拠点として国内外の人々に認知される。水俣が歩んできた中で関係者団体、人などとの緊密な関係を築き、発信性と網羅性を高める。水俣病の事実を忘れることなく、また環境の大切さを世にアピールするための拠点として、また、環境モデル都市を象徴する施設としての性格を持つ、市民みずから施設の建設、資料の収集、運営、利活用を推進することで、市民に愛される生きた施設となるといったことを掲げられています。

これらの経緯を踏まえ、熊本県環境センターと連動しつつも、水俣市としての独自性を保つこ

とを念頭とした水俣病資料館の設立がなされるべきといった提言の趣旨や目的に基づき、現在まで資料館の運営を継続してきたものと考えております。

次に、スポーツ大会会場での差別発言事件については、3月議会でも質問が出ていた。その後、相手校では子どもたちが学習する機会はつくられているか。また、水俣市教育委員会は学習のためにどのような援助をしたのか、との御質問にお答えします。

差別発言に係る新聞報道の後、相手校を所管する教育長が本市教育委員会を来訪され、吉本教育長に直接謝罪がありました。

その際、水俣病学習を初めとする人権教育にさらに努めていきたいという決意の言葉を伝えられ、吉本教育長は、ぜひやってくださいと返答し、今後の学習の充実に期待していると聞いております。そして、相手側では、臨時の教育長・校長会議を開かれ、人権教育の推進を指導されており、当該学校の枠を超えて、水俣病学習を初めとする人権教育の推進を図っておられます。さらに、5月に実施されました県の教育長会議の際にも吉本教育長が重ねてお願いをしたところがあります。

また、本市教育委員会が主催する学校教育改革プロジェクト会議において、ふるさと学習資料作成委員会を設置し、平成23年に作成しました水俣病学習に係る教師用指導資料である市環境学習資料集の改訂作業に着手しています。改訂作業の際に、公開授業を行いますので、県内の各学校に案内し、授業を通じた水俣病の啓発を行ってまいります。完成した際には、県内各学校等へ配付し、水俣病学習に活用してもらおうとともに水俣のよさを発信する予定であります。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

私は、水俣市政がずっと続く限り水俣で起きたこの水俣病という問題は市政の心に刻むべきものとして、しっかり位置づけておかなければならないことだというふうに思っています。そういう意味で今回も質問をしているということなんです。

改めて、当時のことをああだった、こうだったというふうにあげつらうことはしたいと思いませんけれども、基本的事実は何だったのかということのを改めて市長を初め執行部のほうも、あるいは私ども議員もきちっと心に刻まなきゃいけないという趣旨で取り上げているということをもまず市長初め御理解いただきたいというふうに思います。

それで、最初に質問しました特措法関係なんですけれども、答弁がありましたように特措法37条3項のところでは、効果的な調査をするためには疫学的な調査をしなければいけないというふうに書いてあるんですね。ところが、環境大臣はことしの5月1日の式典に来たときに、記者会見で潜在患者掘り起こしを目的としないということと言ったというふうに報道されています。ところが今答弁あったように、特措法には疫学的な調査も行う、行わないと詳しいことはよくわか

らんだらうということを書いてあるんですね。

以前、国は水質二法だとか、あるいは食品衛生法もそうだと思いますけれども、必要な法律があるにもかかわらず、それを適用して法の執行をしなかった。そのことが今、国と県の加害責任が問われる水俣病の責任になっているんですね。同じことを今環境省は繰り返そうとしていないかということなんです。調査をすべきだということを書いてあるのに、それをちゃんとやろうとしない。不作為の違法じゃないかというふうに私は思っていますけれども、この点については、どうお考えでしょうか。

それから、2点目です。

水俣病資料館の設置については、今、市長から詳しく答弁ありましたように、そういう流れで進んだんだと思います。あるいはチッソや国の加害責任についても、今答弁あったように、幾つかの訴訟を経て、現在の状況に立ち至っていると思います。そして、昭和48年3月の熊本地裁判決では、34年12月に締結された見舞金契約も公序良俗に反するというので、これは判決で厳しく糾弾されているという中身になっています。その判決をもとに患者さんたちがチッソと交渉して勝ちとったのが今の協定書であるということなんです。

それで、実はこの判決が出るまで加害責任確定しなかったと。判決が出ても、実は補償協定等がつくられなかったというのは水俣だけじゃないんです。大気汚染についてもイタイイタイ病についても新潟県の水俣病についても、みんな一緒なんです。判決があって、その後、被害者の人たちが加害企業と交渉して今のそれぞれの協定がつけられているというのが日本の公害裁判あるいは公害の歴史でもあります。

それで、振り返りますと、今言った4大公害訴訟で日本で確立したわけですから、その以前はどうだったかと言うと、明治時代に起きた足尾鉍毒事件を振り返って考えなければいけないと思うんですね。

最近、資料を調べました。以前、本は読んでいましたけれども、より正確にするために改めて調べたんですけども、1899年、群馬県と栃木県の鉍毒事務所が調査したところによると、渡良瀬川のアユは死んで、山は、はげ山になって、水田の稲は立ち枯れになって、死者と流産は1,064人にのぼっているんです。住民が東京に陳情に行こうということで、土手をみんなで行進していると、警察から弾圧されるということも起きたというふうに書いてありました。原因は特定されず、延々と採掘は続いて、精練は続けられた。その結果、谷中村という村が1つ完全に消えてしまうということも起きています。

何を言いたいかと言うと、要するに明治時代からこういうような状況だったんだということなんです。日本で私たちは例えば交通事故を起こしたら、起こした人が責任の割合に応じてちゃんと賠償する。そのほかでも法的に定着しています。これはどういうことの実事の積み重ねでこう

いうふうになったかということを考えるときに、この4大公害訴訟で勝ち取った事実というのは、日本の法体系そのものを変えたんです。

もっと端的に言いますと、今、子どもたちは日本社会や世界で起きていることが当たり前と
思っていますけれども、それは明治時代は当たり前ではなかったんだと。人間社会の基礎になっ
ているこういう法体系だとか約束事はどういう事例で確立されてきたのかということを読んでい
るんだというふうに考えるべきなんだろうと思うんです。

そういう意味で、一番冒頭に言ったことなんですけれども、水俣市政として心に刻んで取り組
まなければいけないことがある。そして、それは私たち議会も一緒だというふうに思いますが
けれども、事実を包み隠さず、日本と世界に発信するというふうに資料館のところの答弁で言われま
したけれども、これからは私もそういう姿勢はずっと貫き続けて進むべきだと思いますけれど
も、これについては、どうお考えでしょうか。

それから、今回の事件が起きてから、その他の学校などに援助をされたかということについて
は、県の教育長会議などで吉本教育長が発言されたということも紹介されましたし、あるいは宇
城地区の校長会などで人権教育として強化しようというのがありましたけれども、その他の学校
での学習などに教育委員会が援助されたという事例があったら示していただきたいというふう
に思います。

以上、3点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。教育関係の部分は、教育長のほうから答弁をさせたい
というふうに思います。

まず、1点目の特措法に疫学的な調査を図ると書いてあると。それについて実施しないこと
についてどう思うか、健康調査についてだというふうに捉えております。

健康調査につきましては、国が実際に行うと水俣病特措法に明記されているわけでございま
す。現在、国のほうでその調査、手法を開発中と聞いておりますので、本市といたしましては、
水俣病の早期解決及び市民の健康不安が解消されるよう、できるだけ早くその調査、手法を開発
し、実施していただくよう国をお願いをしたい、そういった考えでございます。

2つ目の資料館についての事実について、正しく伝える立場、そういった運営をしているか、
ということだったというふうに思います。

議員御指摘のとおり、市民の財産として存在している資料館の展示につきましては、市の独自
性を持って運営し、誰もが異論のないような客観的な事実を伝えられるよう表現するとともに、
被害を受けられた方々の意見にしっかりと耳を傾けるよう、これからは努力していきたいという

ふうにご考慮しております。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 今回の事件が起きてから、その他の学校などに学習の援助をしたことはないのか、というお尋ねでございましたけれども、今回の事件が起きて、公式確認60年を経た後に今もって水俣病学習の深まりを見ていないという現実を知らされたわけですが、非常に私にとっては残念なことでございます。

当該地区の教育長が私のところを来訪されまして、謝罪されたことを受けて、水俣病学習を初め、人権学習にかかわる学習をさらに深めていただきたいということを強くお願いをいたしました。ただ、その他の学校への直接的な学習支援援助ということは今のところ行ってございません。学校以外では、芦北町議会議員から市環境学習資料集の提供依頼がございました。依頼がありましたので、お渡しをいたしましたところでは。

これからも学習についての援助依頼があれば積極的に支援していきたいと考えておりますし、現在、市環境学習資料集の改定を行っているところです。完成いたしましたら、他の地区、県内初めいろいろ必要とされるということであれば、こちらからも学習の援助、資料集を使って援助していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 特措法については、言われたとおり、法律に基づいてちゃんとするというので、ぜひ働きかけていただきたいというふうに思います。

それで、教育のところは教育長が答弁されましたけれども、やはり基礎的事実をきちっと学ぶことで理解は深まるわけですから、引き続き水俣市の教育委員会ならではの援助をぜひ続けていただきたいというふうに思います。

3回目の質問に入ります。

5月1日に環境大臣がおっしゃったことにもつながるんですけども、環境大臣は環境省の掘り起こしをしろというふうに言っているんだというふうに言われているんですけども、そんな話じゃないということなんです。患者団体が要望しているのは、掘り起こしではないんです。

例えば、環境省が特措法で救済対象地域外とした地域でも多くの被害者があなたもそうでしたって認めているでしょう。全部救済された人たちの16.5%は地域外の人たちですから、これを考えても、自分たちが線引きした地域がそれでよかったのかということを当然検討するのが環境省じゃないんでしょうか。ですから、地域外のところの汚染がどうだったのか、健康被害はどうかということ調査してくださいという意味で言っているんです、患者団体は。

同じように昭和44年12月以降生まれの被害者は年代的にもう患者ではないというふうに環境省

は言っているわけですね。ところが44年12月以降に生まれた人でも自分たちが調査してみて、そうでしたということで、救済対象にしている人が何人も出てきているじゃないですか。ということは、44年11月までが汚染の範囲、救済対象範囲としてしまって、それ以降はもう汚染はないんだと自分たちが言ってきたことが間違いだということをも自分たちで認めているということなんです。だったら、もう少し範囲を広げて調査するというのをしないと、被害の実態はわからないんじゃないですかというのを被害者団体は言っているんですね。

これについても、特に44年12月以降の方たちは水俣市内が人数的には多いと思います。そういう市民がいらっしゃるということをも前提に市長においては、しっかり環境省にも物を言うということをしていただきたいというふうに思っているのですけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、議員述べられました特措法で救済対象地域外として、地域住民やまた昭和44年12月以降に生まれた住民が特措法の救済対象となっている事実を踏まえまして、熊本県と連携等をして、健康調査の実施について、環境省のほうにそういった要望をしたらどうかということだというふうに思います。

これにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、健康調査の実施については、国が実施するということになっております。現在、その調査、手法を開発中と聞いておりますので、できるだけ早くその調査、手法を開発をしていただき、実施をしていただくよう国には要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市職員の時間外労働とサービス残業について、答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、水俣市職員の時間外労働とサービス残業について順次お答えします。

まず、大企業電通で女性職員が自殺した。これはどのような勤務が原因と言われているか、との御質問にお答えします。

新聞等に報道されている内容では、女性職員は、2015年4月に電通に入社し、インターネット広告業務を担当。本採用となった10月以降、仕事量が著しく増加し、1カ月の時間外労働が約105時間にのぼったことにより、心理的負荷による精神障がいと過労自殺に至ったと労災認定されております。

次に、各課の人件費はどのような経過を経て、市の予算案になるのか、との御質問にお答えし

ます。

人件費のうち時間外勤務手当につきましては、各課から当初予算要求の際に現状の人員配置や次年度に実施されるイベントなどの臨時的なものを考慮した上で要求がなされます。要求が上がってきた後、その所属の業務量や職員の人員配置及び非常勤職員や臨時職員の配置などを考慮し、総務課と財政課で査定を行った上で各課に内示を行い、予算案として議会で提案される運びとなります。

次に、この1年間の全職員の時間外勤務の実態はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

平成28年3月から平成29年2月までの1年間における時間外勤務の実績について申し上げます。

月ごとの全職員の総時間外勤務時間は、平成28年3月は3,307時間、4月は8,380時間、5月は1,085時間、6月は2,223時間、7月は3,897時間、8月は659時間、9月は1,794時間、10月は2,185時間、11月は1,493時間、12月は2,148時間、平成29年1月は1,026時間、2月は1,244時間でした。

また、職員1人当たりの平均時間外勤務時間は、平成28年3月は14.8時間、4月は22.4時間、5月は7.6時間、6月は10.9時間、7月は12.1時間、8月は5.8時間、9月は7.6時間、10月は9.8時間、11月は8.1時間、12月は6.7時間、平成29年1月は8.8時間、2月は10.1時間となっております。

平成28年3月と4月の時間外勤務が多くなっている原因といたしましては、3月は年度末の業務繁忙期に県知事選挙が重なったことが考えられます。4月は、熊本地震の対応が挙げられます。

次に、この時間数は時間外勤務手当が支払われた時間数か、との御質問にお答えします。

時間外勤務手当は、所属長の時間外勤務命令を受けて行うことになっておりますので、時間外勤務命令を受けた時間外勤務については、時間外勤務手当が支払われております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたけれども、電通の高橋まつりさんの残業時間は105時間と言われました。亡くなる直近では130時間を超えていたという資料もあります。しかも、残業時間については、入社以来、労使が合意している70時間と申告しなさいという指導もあってきたというのが国会答弁の質疑の中で出てきております。なお、労使が結んだこの協定70時間を超えたということで、強制捜査が入るとということがされたというのが同じく国会答弁で出てきているものがあります。

高橋まつりさんのお母さんはこういうふうに言われています。生きて社会に貢献したかったであろう。親としてはそのとおりでろうなというふうに思います。

総務省の統計があります。ちょっと古いんですけども、2014年度の統計ですけれども、全国で76人の公務員の死亡事故があって、58件が公務死亡で、そのうち23件が労災認定の死亡という統計になっています。ですから、公務員の労働で自殺者が2014年には23人出ているということな

んです。こういうのはそれぞれのみずからの自治体に引き直して考えることも必要ではないかと思っております。

それで、以下質問しますけれども、統計資料が出されましたけれども、特徴は去年の4月の地震時の時間外労働の多さが今おっしゃった統計の特徴であろうと思います。職員の総時間数が8,380時間ですから、本当に一たびこういう災害等が起きると、大変な時間外労働が発生するということがよくわかります。水俣の場合も、例えば避難所の開設だとかがもっと長引けば、この時間が伸びたのではないかなというふうに思います。

資料を紹介しますと、5月30日の熊日新聞は、昨年の熊本地震時の県と熊本市職員の時間外労働の数字を出しています。数字は、100時間以上だった職員は何人か。県職員で818人、市職員で3,432人、2カ月連続で80時間超えて残業している職員は、県職員で668人、市職員で2,925人です。

なお、厚生省が過労死ラインとしている時間はどのようなものかということ、2カ月連続で80時間を超える、あるいは月100時間以上の労働は過労死ラインを超えるというふうに厚労省は言っています。東日本大震災のときも、3県においては、長時間の過労勤務が続きまして、長期休暇の職員が大幅にふえているというふうに言われています。具体的な数字はつかんでおりませんが、新聞報道によるとふえているということでした。このような時間外勤務の実態からわかるように、いざ災害となったら自治体の職員が住民を守る最前線に立っているということではないでしょうか。

振り返りますと、水俣でも行政改革だというふうに言われて、随分市役所の職員を減らせというのが議会でも言われました。執行部のほうでもそういうことを何回か言われたということを経験にしていますけれども、しかし、こういう大きな災害がいつ起こるかかわからないし、起こったとしたら、市役所の職員がそれこそ市民生活を守るために最前線に立たなきゃいけないというのが事実だというのが明確になってきたと思います。特にこの間の全国で起きている災害等を見て、本当に自治体職員を減らせ、減らせということでもいいのかということが今見直されてきているというふうに思います。

それで、もう一つ資料を紹介します。

2001年に厚生労働省は大臣告示を出しています。どういう告示かということ、こういうことになっているんです。脳、心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書というのがあるんですけど、その日の疲労がその日の睡眠で回復できる状態を維持するには残業時間は月40時間までと結論しているということなんですね。過労死ラインとかいろんな線が引かれているわけですが、これらをしっかり守っていかなきゃいけないというふうにも思います。

ですから、改めて1人当たりの時間外労働をなくすという意味でも、あるいは、後で質問していますから出てくるとは思いますけれども、80時間超え、100時間超えという職員がいるというこ

とを確認しているということですから、そういうのが発生しないように適切な人員をきちっと配置するということが必要なんではないかと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

さて、もう一つの視点からの課題ですけれども、答弁があったように、統計には、支払われていない時間外勤務の時間は集計されていないということでした。今幾つか数字をずっと言われたんですけれども、これは支払われた賃金の時間数の集計であるということですよ。そういうことでいいんでしょうか、これは確認です。

3番目、80時間を超えたり100時間を超えたりする職員は確認できていますか、これは人数まで出していただきたいと思えます。

4番目、なぜ、こういうサービス残業が発生するかというのを推測すると、当初予算をつくる段階で各課が要求した時間外勤務の予算要求が査定などを経て最終的に予算になるんですけれども、このつくり方が正確であったかどうかということが点検されなければいけないんじゃないかなというふうに思います。これについては、原課から予算要求があって、査定があって、それで最終的には予算案として議会に提案されるという、この流れで、基本的な流れはいいかどうかということをちょっと確認したいと思えます。

以上4点、お願いします。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 2回目の質問ですが、まず1人当たりの時間外労働を減らす点からも適正な人員の確保は必要と考えるか、との御質問につきましては、適正な人員確保は必要であると考えております。そのため、毎年退職者の補充、組織機構の見直しや事務量等各課の状況を考慮し、新規職員の採用を行っております。

また、年度途中などであっても人員が不足すると思われる部署については、所属長のヒアリング等をもとに人事異動や臨時職員の採用、配置等を行い、適正な人員の確保に努めております。

次に、支払われていない時間外勤務時間は集計していないということか、という御質問ですが、時間外勤務命令を受けて実施した時間外勤務については把握しておりますけれども、時間外勤務命令を受けていないものについては把握はできておりません。

次に、80時間を超えたり、100時間を超えたりしている職員は確認しているか、との御質問ですが、これにつきましては、平成28年度につきましては、100時間を超えている職員は8名ございます。あと、2カ月連続80時間の職員はいませんが、月80時間を超えた職員につきましては11名おります。

最後に、各課が時間外勤務の実態を総務課に連絡し、各人が翌月に時間外勤務手当の支払いを受けるか、との御質問につきましては、時間外勤務手当の支払いの方法については、おおむねこのような流れでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。3回目の質問をします。

命令を受けていない時間外労働については把握していないということでしたから、別の統計数字があるのかもしれませんが、ここについてもぜひ把握して、次年度の予算づくりに反映するというをしていただきたいというふうに思います。

最後に2点だけお伺いします。

組合との三六協定、三六協定というのは、労使が協定を結んで、時間外労働はここまで認めましょうというふうに取り決めた時間を三六協定というふうに言うんですけども、三六協定だとか、過労死ラインの把握、それを超えた人がいないかどうか。あるいは先ほど紹介しましたが、労働大臣告示、月45時間という話でしたね。サービス残業の実態などは人員体制を整える上で必要ですので、綿密な統計をとっていただきたいというふうに思いますけれども、どうお考えでしょうか、これが第1点目。

2点目は、サービス残業を根絶するには幾つかの方法があると思います。どういう方法が一番いいのかというのは役所で総務課のほうで人事管理をされていると思いますので、その辺のところが一番知恵はあるんじゃないかと思いますので、具体的に言いませんけれども、基本的にはサービス残業をなくすということで、必要な段取りだとか工夫だとかをしていただきたいというふうに思いますけれども、これについていかがでしょうか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 3回目の質問についてお答えいたします。

まず、サービス残業はどれぐらいされているかなど、人員体制を考える上からも調査が必要と考えるが、統計をとっていかないか、との御質問につきましては、職員の時間外勤務の状況については、これまでも総務課において把握し、長時間の時間外勤務による職員の健康への影響を未然に防止するため、1カ月の時間外勤務が100時間を超えるなどの職員については、産業医の面接指導などを指導するとともに、必要に応じて人員の配置を行ってまいりました。

今後も時間外勤務の実施状況や実情の的確な把握に努め、各所属長にも実態を把握し、対応を行うよう周知し、時間外勤務を減らしていくように努めてまいりたいと思います。

次に、来年度から調査をもとにサービス残業が発生しないようにすべきと考えるが、との御質問につきましては、時間外勤務は所属長の命令を得て行い、その所属長は職員の時間外勤務の必要性や状況などを的確に把握するよう徹底を図ります。また、業務量に見合った人員と予算を確保していくように努めてまいります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生労働省が各県につくらせた地域医療構想と水俣市立総合医療センターの新改革プラン（新公立病院改革プラン）について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、厚生労働省が各県につくらせた地域医療構想と水俣市立総合医療センターの新改革プラン（新公立病院改革プラン）について順次お答えします。

まず、熊本県の地域医療構想はどのようなものか。また、国と県がつくった必要病床数の推計ではどのような内容が書かれているか、との御質問にお答えします。

地域医療構想は、国の社会保障費の増加、人口減少、そして2025年問題、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる高齢社会を迎え、急激な医療介護ニーズの変化等、社会構造及び課題に対応する施策であります。

熊本県の地域医療構想では、10の構想区域が設定され、構想区域ごとに将来の病床数の必要量、居宅等における医療の必要量及び将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策が定められております。構想の中で示されている国と県がつくった芦北構想区域の2025年における必要病床数の推計では、2015年時点で報告されている病床数1,403床が、国の推計によると746床と約47%減少することとなっております。

また、県では、国とは別に独自に3つの算出方法により必要病床数が推計されております。1つ目は、1市2町の人口ビジョンをもとにした算出で861床、約39%の減、2つ目は、過去の病床数の減少率をもとにした算出で1,276床、約9%の減、3つ目は、各医療機関の聞き取り調査から見込んだ算出で1,326床、約5%の減となっております。また、機能別で見た場合、急性期病床と慢性期病床が過剰となり、高度急性期病床と回復期病床が不足するという推計となっております。

次に、これらの計画や推計の問題点はどこにあると考えているか、との御質問にお答えします。

今回の地域医療構想は県単位、構想区域単位で策定されました。しかし、芦北医療圏は、患者の流出率よりも流入率が高く、さらに県境を越えた北薩地域からの流入率が高い状況にあります。このような環境にある医療圏においては、県単位、構想区域単位での調整に加え、県境を越えた同じ生活圈域での将来につながる地域医療構想でなくてはならなかったのではないかと考えているところです。

また、将来の必要病床数の推計については、あくまで算定式に当てはめ、機械的に算出したものであり、そのとおりの病床数となった場合、この地域の救急医療体制は維持できなくなります。今後は、この地域で設置される芦北地域医療構想調整会議において、国や県の推計値を参考としながらも、地域医療の確保の視点に立ち、この地域で必要な病床数や医療機能について、関

係機関が連携して協議していかなくてはならないものと考えております。

次に、医療センターが本年3月に新しくつくったプランはどのような内容かとの御質問にお答えします。

昨日の田口議員の一般質問にも答弁いたしましたとおり、県の地域医療構想に基づき、主に3つの取り組みを掲げております。

まず1つ目に、病床機能分化の推進において、院内に回復期機能を持つ病棟と高度急性期機能を持つ病床の導入。2つ目に、経営効率化に向けた取り組みにおいて、バランススコアカードによる目標管理、後発薬品への切りかえの推進等による経費削減などの取り組み。3つ目にネットワーク化において、くまもとメディカルネットワークの活用や芦北地域医療構想調整会議などの場を通じた調整、また、当院の行動指針としてきました圏域を超えた医療連携の推進という内容となっております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

答弁ありましたように、国の構想では2025年問題があって、2015年のベッド数から2025年には何床減らすかということが数字として示されているということで、国の構想でいうと、700床くらい減るといような数字も出ております。これを見て、私も国の構想あるいは県の構想を読ませていただきましたけれども、これは大変なことだというふうに思いました。それで幾つか2回目の質問をさせていただきます。

1番目です。医療センターは、病院の機能や規模については、芦北地域医療構想調整会議での議論を経て機能とか病床規模だとかを決めるのではなくて、独自に医療センターとしては判断していけるというふうに理解していいのでしょうか。これが1点目であります。

2点目は、この国の医療構想が出てから、いろんな識者が全国で論文を書かれております。そういう論文を読みました。日本が追っかけていると言われているイギリスでは、どんな事態が起きているか。政府が機械的にベッドを減らしたことで救急患者が運ばれたのに入院できずに死亡する例が幾つも起きているそうです。先ほど坂本先生からも救急患者が運ばれたのに入院できずに死亡する、ベッドが減れば救急医療は維持できないというふうに御答弁いただきました。具体的にベッドが減ることによって、救急が維持できないというのをもう少し具体的に御答弁いただけないでしょうか。

3番目は、また、政府の構想では何回読んでも小児救急については書いてありません。これについては、今後どのように考え、どのように対応されていくと医療センターではお考えでしょうか。これが3つ目です。

4点目は、厚生労働省のねらいはベッドを減らして医療費を抑制することだと思いますけれど

も、この統計のとり方そのものが、2015年のある月のレセプト（健康保険への医療機関からの請求書）を分析して、それにどれくらいの費用の人が何人いるかということで、点数が高い人、費用が多い人を高度救急、その次に高い人を急性期、その次に高い人を回復期ということで、機械的に輪切りにして出た統計でもって出ているんですけども、これとか、あるいは今答弁ありましたように、社会問題研究所の人口統計等をもとにこういうものがつくられているんですけども、ただし、僕はこういうふうには厚労省がもくろんだとしても、勝手に医療機関のベッドを減らすことはできないというふうに思っています。

もし、ベッドを医療機関が減らすとすれば、診療報酬での誘導しかないんですけども、こういうベッドを減らすという動きについては、芦北医療構想調整会議では、どのように今後対応されていくという予定なんでしょうか。その構想としては、調整会議ではどういう議論をしていくということになっているんでしょうか。また、その構成はどのような方々で構成されるのかということなんでしょうか。わかる範囲で結構です、御答弁いただければと思います。

5点目は、基本的には減らしたベッドをどうするかというと、在宅に回すんだというのがこの医療構想の中に入っています。じゃあ、600人、700人ベッドが減ったとして、人口が減ったとして介護施設に行きなさい、在宅に行きなさいというふうになったとして、この辺の整備がほとんどできておりません。介護施設については、人員不足になっていますし、あるいは慢性期の患者さんを一定医学管理が必要な人たちが在宅に戻して管理できるのかという問題もあります。あるいは、慢性期病棟、今水俣市内にもたくさんあるんですけども、水俣、芦北で300床ぐらいあるんですけども、これをなくしてしまったら、それこそ在宅で管理できるかという問題もあります。それで、今後介護施設や在宅などについてはどのようにすると先生は聞いておられるか、その辺、おわかりのことがございましたら、御答弁いただければというふうに思います。

以上、5点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） まず、今回の地域医療構想調整会議での議論を経て、医療センター独自で判断できるかということでございますけれども、病床機能の再編につきましては、これは今回2回目となる公立病院改革プランの策定においても、地域医療構想と整合性を持たせるため、民間機関との調整において手段と目的において、そごが生じた場合には、速やかに我々の改革プランの修正を求めるといふ文言が入っております。

そういうことで、医療センターの改革においても、事前に医師会や関係機関に増床を目的としたものではなくて、現在ある我々の病床機能の再編成、そういうことで医療と介護の連携強化につながるものであるということの説明し、同意を得て進めているところでございます。

次に、小児救急でございますけれども、これは平成10年代半ば、地域医療崩壊として医師確保が困難になってきた時代がございます。そのとき、県南地域で病院機能の集約化を図るとして、八代地域に拠点病院の設置構想が起きました。そのときに、小児救急及び産婦人科が存続できなければ、若者世代の流出に歯どめがかからなくなると。そして、現在まで我々の実績を評価していただくよう強く県や大学に訴えた結果、拠点病院ではございませんが、強化病院として残すということで現在まで来ております。今後も地域の中核病院として小児救急は使命感を持って継続してまいります。

それとベッド数減少でございますが、病床数が減少するとなると、医師を初めとするスタッフは現在の数を確保できなくなります。特に医師の数が減少すると、医師1人当たりの宿日直及び診療科ごとの待機の回数がふえまして、負担が大きくなってしまふことで、救急医療を維持できなくなってくるものと考えられます。

次に、地域医療調整会議ですが、これは先般、県より通知がありました。まだ、現在芦北地域では開催されておられません。6月30日に熊本県の地域医療構想調整会議、7月3日に熊本県の在宅医療連携体制の検討協議会の開催通知が来ておりますので、その後、7月中旬までには芦北地域の調整会議が開催されると思われまふ。

協議会の構成でございますけれども、県に確認しましたところ、診療所代表、慢性期を担う医療機関代表、病院代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師協会、1市2町の首長、保健所長ほかという構成で、現在各団体へ推薦依頼中ということでございます。協議会では、限られた医療資源が競合することなく、医療と介護の一体改革を進めるための各機関との連携強化、そして少なくとも標準的なレベルの医療機能が維持存続できなければ、地方創生どころか、明らかに人口減少に歯どめがかからない地域になっていくということをお県及び国に理解していただくよう、我々は努力していかねばならないと考えております。

介護施設の問題ですけれども、介護施設や在宅医療については、まだ具体的な協議が開催されていないため、詳しい内容は存じ上げておられません。在宅医療では、当院が在宅療養国保支援病院でもありますので、今後もバックアップさせていただきたいと思っております。ただ、これは介護保険と医療保険は全くの別のもので、熊本県の担当課も違って、調整会議も別々に開かれると。医療と介護の一体改革については、今後非常に困難が予想されると私は考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 最後の質問をさせていただきます。

医療センターの改革プランにおいては、高度急性期病棟をつくるということですが、施設のハードルが高いのではないかなと思っておりますけれども、その辺については十分確保できるというお見通しでしょうか、これが1点です。

それから、高度急性期機能ができて、あるいは回復期病棟がつくられて、これから市民の方たちが治療する場合、何か変わっていくことがあるのかどうか、これまでのように治療が続けられるのかどうか。

以上、2点お聞かせいただけますか。

○議長（福田 斉君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 高度急性期機能を持つ病棟の導入については、昨年度からシミュレーションを行っておりまして、大体35人程度が常時高度急性期の対象患者だと。12床程度であれば、施設基準や採算面でクリアできると考えております。また、高度急性期機能によって、患者さんなどへの対応でございますけれども、高度急性期病床では、術後を初めとした集中管理が必要な患者さんに対して、各課連携による集中的な治療を行うことができます。また、急性期を過ぎ、症状が安定した患者さんは回復期病棟である地域包括ケア病床に移ることで退院に向けた準備や支援が行われ、患者さんの在宅復帰率の向上が期待されております。

なお、地域包括ケア病棟における入院期間は60日までと決められております。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の高岡朱美です。

本日は、時間の関係がありまして、早速通告に従いまして質問に入らせていただきます。

大項目1、国民健康保険都道府県単位化について。

- ①、国民健康保険の目的は何か。
- ②、国保は構造的問題を抱えているとよく言われるがどのような意味か。
- ③、構造的な問題を緩和するために国、県及び水俣市はどのような対策をとってきたか。
- ④、平成30年度から都道府県単位化が始まるが、その目的は何か。
- ⑤、都道府県単位化によって、県と市町村それぞれどのような権限を持つことになるのか。

大項目2、新電力供給実証実験とさらなる地域資源の活用について。

- ①、JFEエンジニアリング株式会社及びJNC株式会社の供給する電力を庁舎で利用する実

証実験について、事業概要と現在までの経過はどのようになっているか。

②、実証実験終了後の事業展開及びそのスケジュールはどのように考えているか。

③、水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランについて、プランの概要と策定した目的は何か。

大項目 3、発達障害者支援法改正と本市の取り組みについて。

①、2016年 8 月に改正発達障害者支援法が施行された。改正のポイントは何か。

②、これまでの本市による発達障害者への支援内容はどのようなものか。また改正を受けての取り組みはいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えします。

まず、国民健康保険都道府県単位化については福祉環境部長から、新電力供給実験とさらなる地域資源の活用については私から、発達障害者支援法改正と本市の取り組みについては福祉環境部長からそれぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 国民健康保険都道府県単位化について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 初めに、国民健康保険都道府県単位化について、順次お答えします。

まず、国民健康保険の目的についてお答えします。

国民健康保険法第 1 条には、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするということがうたわれております。国民健康保険は、社会保険や共済といった他の保険制度の加入者以外の全ての方に医療保険を提供する我が国の国民皆保険を支える重要な制度です。

次に、国保は構造的な問題を抱えているとよく言われるが、どのような意味か、との御質問にお答えします。

第 1 に、低所得の被保険者が多いことがあります。特に近年、定年退職された方や経済情勢等から失業によって無職になった方、非正規雇用の方等の割合がふえていることにより、その傾向は強まっています。第 2 に、少子高齢化の進行により、年齢の高い層の割合がふえ、医療費の水準が高くなってきております。第 3 に、経営主体が小規模な市町村であるため、財政基盤が脆弱な保険者が多いことが挙げられます。

次に、構造的な問題を緩和するために、国・県及び水俣市はどのような対策をとってきたか、との御質問にお答えします。

国・県においては、市町村の所得水準、医療費水準、被保険者数による調整を行う保険財政共同安定化事業、市町村間の所得水準を調整する普通調整交付金、市町村間で65歳から74歳の被保険者の加入率の差異を調整する前期高齢者交付金といった制度により、財政的な支援がなされているところです。また、本市においては、特定健診等の受診率向上や生活習慣病の重症化予防といった保健事業を実施することにより、被保険者の健康増進とあわせ医療費水準の適正化に努めております。

次に、平成30年度から都道府県単位化が始まるが、その目的は何か、との御質問にお答えします。

さきにお答えしましたとおり、国保財政においては被保険者の所得水準が低い、高医療費、市町村が経営主体であり、小規模保険者が多いといった問題があるため、これまで市町村が個別に行っていた財政運営を都道府県が責任主体となることで、一定の被保険者数を確保し、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることが都道府県単位化の目的です。

次に、都道府県単位化によって、県と市町村、それぞれどのような権限を持つことになるのかとの御質問にお答えします。

県の役割は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、保険給付に要する経費を国保事業費納付金として市町村ごとに決定します。また、医療給付の費用について、全額市町村に交付します。一方、市町村の役割としては、納付金を県に納めるとともに、資格の管理、保険給付、保険税率の決定や賦課徴収、保健事業といった地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うことになります。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

2007年にマイケルムーア監督の「シッコ」というドキュメンタリー映画が公開されました。公的保険制度のないアメリカでは、年間1万8,000人の人が無保険が原因で死亡しているそうです。

映画の中では、保険に入っていないために、切断した2本の指の手術にそれぞれ数千万を提示され、1本を諦めた人、民間の保険会社のもうけ主義により、いざというときに保険が適用されず、結果家族を失った人などが登場します。うそのような話ですけれども、入院費が払えない患者を病院の職員が道端に捨てる場面も出てきます。オバマケアが成立して多少はよくなったのかもしれませんが、アメリカでは医療は福祉ではなくお金で買うサービスという位置づけです。

一方、日本は、戦後の新しい憲法に規定された生存権のもとに、お金がない人が病気で貧困に陥らない仕組みが必要とされ、国民健康保険制度をスタートさせました。御答弁いただいたように、国民健康保険制度は社会保障であることが明記されています。そして第4条にはこれを健全に運営する責任が国にあると言っています。日本の制度が当たり前と思って「シッコ」を見ますと非常に驚きます。そして、ああ、日本に生まれてよかったと思うに違いありません。しかしながら、近年の国民健康保険にかかわるさまざまな報道を見ていると、本当に社会保障の名に値する制度になっているのか疑問が湧きます。

国保の構造的な問題についてお答えいただきました。そもそものスタートがほかの医療保険制度に加入することができない人を抱え込む保険だったわけで、低所得者対策が必要であるという構造はずっと変わっていません。しかし、近年、その構造的な問題はどんどん深刻になっています。といいますのは、制度ができた初期のころは、被保険者の世帯主のうち農林水産業の関係者が42%、自営業の方が25.4%とその大半を占めていましたが、今は農林水産業関係の方はわずか2.6%、自営業14.3%なのに対し、最も多いのが無職者で43.4%、次に多いのが被用者、いわゆる社会保険に入れない非正規の労働者で35%を占めています。厚労省の平成25年度の調査で、市町村国保の被保険者の8割を所得が200万円未満の世帯が占めていることが報告されています。

一方で、医療給付費が年々増大しており、所得に占める保険料の割合が大きくなってきています。厚労省の報告では、所得30万円未満以下の人では、保険料が占める割合が19.4%、40万円未満で12.5%、60万未満で12.6%などとなっています。これに比べ、他の医療保険加入者の負担率は、協会けんぽが7.6%、共済組合が5.5%、組合健保が5.3%、後期高齢者医療制度が8.4%です。

水俣市の国保被保険者の1人当たり平均所得は33万9,000円と県内で最低水準です。水俣の場合は、水俣病被害地域に対する特別調整交付金が繰り入れられていますので、他市町村よりは負担割合はかなり軽くなっていますが、もしこの交付金がなければ所得40万円で12.5%の保険料を納めなければなりませんので、これを単純に1カ月分に直しますと月3万3,000円の所得から4,100円の保険料を払うこととなります。しかも病院に行けば3割の自己負担があります。

今回、熊本県国民健康保険事業状況報告書、過去20年分をもらってきまして、水俣市と県全体の経年のデータを見てみました。

被保険者数がどんどん減っていく。また、所得がじわじわと減っている。その中で医療費は上がっている傾向がはっきりわかります。医療費が上がっているのはどこも同じです。1人当たりの保険料の計算式は、分子が医療費で分母が被保険者の総所得と人数になりますので、この傾向が続くと際限なく保険料が上がっていくこととなります。しかし、もう既に負担の限界は超えているというのが実態ではないでしょうか。これ以上負担を強ければ保険料を払うために食うや食わずの生活になってしまっていて、医療保険の意味がなくなってしまいます。これまでこの問題を解

決するために国、県、水俣市がやってきたことをお聞きしました。

そもそも国保は無保険の人をなくす社会保障という性格を持っています。支出の半分以上を国が持つというところからスタートしています。それに加え、地域の実情に応じて国、県がさまざまな交付金を出して調整するという支えてきました。それでも困って、自治体独自に一般会計から繰り入れを行っているところも多くあります。制度を維持する上で、公費を投入することは問題解決の根幹です。ところが、この公費投入について、国は1984年以降にどんどん後退させてきています。

具体的には、1983年まで総支出に対して60%を国が負担していましたが、現在は23%しか出していません。その分が被保険者の負担にはね返っていることがグラフではっきりあらわれています。しかし、今の国の方向は社会保障支出をいかに減らすかということですので、これをもとに戻すつもりは毛頭なさそうです。かわりに考えたのが医療費適正化という名のもとに大胆な医療費削減を都道府県に担わせようということです。それが地域医療構想だということがわかりました。そして、この地域医療構想と国保都道府県単一化はある意図をもって同時に進められてきたということもわかりました。

先ほど、国保の都道府県単一化の目的についてお答えいただきましたけれども、一定の被保険者を確保して安定的財政運営を行うためというお答えでした。これはよく言われてきたことですが、はっきり申し上げまして単なる表向きの理由です。その証拠に、国保財政が最も厳しいのは大都市であったり中核都市のほうです。そこに市町村などの小規模保険者を組み込んだところでなぜ安定するのでしょうか。

これはちょっと余談ですが、今回20年分のデータを見ていて気づきましたが、合併した市町村、例えば八代市、あさぎり町など見てみますと小さい市町村は合併前と合併後では保険料が大きな市、町に合わせて大幅に上がっています。どれも上がってはいますが、上がり方が急激です。しかも合併前に国保財政が赤字だったわけではありません。ですから、安定した財政基盤をつくるために広域化するというのは全く根拠のない話だなど思いました。

では、本当の理由は何かといいますと、地域医療構想実施に合わせて、入りと出、つまり保険料収入に見合うよう医療支出を絞る。逆に支出に合わせてしっかり保険料を集めるという仕事を都道府県に一元的にさせるためのプランだということがわかりました。単一化したら県と市はそれぞれどのような役割をするのかについて説明していただきました。これまで市は水俣市民が1年間に使う医療費を予想して、国、県からの交付金を除いて、そして1人当たりの保険料を決めて集めていましたけれども、説明では保険料を決めて集める以外のところを全部県がすることになるという説明でした。

それで、質問をいたしますが、県がそれぞれの市町村に割り当てる納付額の算定方法について

今、県で検討しているところですが、担当者レベルでは市町村への説明もされていると聞いています。これまで市で集めてきた保険料と比べて多くなるのか、少なくなるのか予想はどのようになっているのでしょうか。

それから2つ目です。もしこれまでより多くなった場合に、市としての対応はどのような選択肢があり、また水俣市はどのような対応をするお考えなのか。

そして、最後にお伺いします。

これまで市として取り組まれてきた特定検診や保健指導についてですが、これは医療費削減の手段としては私は最も合理的で、そして結果的には個人の幸せになるというふうに思っております。そこで、これまでに成果があった具体的な取り組み、また今後さらに取り組もうとしていることがありましたらお答えください。

以上、質問は3点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 高岡議員の2回目の質問にお答えします。3点あったかと思いません。

まず、県が市町村に割り当てる納付額は、現在、県において検討されていると聞くが、これまで市が集めてきた国保税よりも多くなるのか、少なくなるのかということが1点。また、もしこれまでより多くなった場合の対応として、どのような選択肢があって、市はどのように対応するのか、これが2点目だと思っています。まず、この2つの点についてお答えをしたいと思います。

財政運営の都道府県化に伴い、市にどれぐらいの財政負担が生じるのか、納付金がいまだ試算の途中であり、判然としておりません。したがって、国保税についても現時点ではお答えできませんが、もし現状より負担が多くなった場合は、基金の取り崩しや繰越金による対応等のほか、場合によっては、税改正も視野に入れなければならないと思っております。

ただ、本市といたしましては、少なくとも平成30年度から税率を変更することは考えておりません。31年度以降につきましては、今後考えられる状況の変化を見据え、長期的な財政計画の中で税負担をどのようにするのか検討する必要はあると考えております。

3点目、市として取り組んできた特定検診や保健指導についての成果と今後の取り組みについてのお尋ねです。

保健指導につきましては、特に水俣市に多い高血圧症対策を重点的に取り組んできております。特定検診を受けて、最高血圧160、最低血圧100以上の高血圧であった人には個別で一人一人に応じた保健指導、栄養指導を実施しております。その結果、平成20年度には特定検診を受けた人の13.4%が最高血圧160、最低血圧100以上の高血圧でしたが、平成28年度には6%に減少をし

ております。

また、この間医療費においても高血圧症が原因であることが多い脳血管疾患の医療機関受診件数も減少し、毎年5月の1カ月間における医療費につきましても、平成20年度は約700万円であったものが、平成28年度には約540万円と約160万円の減少傾向にあり、医療費の削減の効果も出てきております。

今後は国の動向と同様に、本市でも糖尿病がふえてくると予想されますので、糖尿病の重症化予防、特に糖尿病性腎症による人工透析がふえないように、生活習慣の改善に向けての保健指導、栄養指導を重点的に取り組む予定としております。

市民の健康維持や増進には、まず毎年の健康診断を受けてもらうことが最も大切であります。

現在、本市の特定検診受診率については、31%と少しずつふえてきてはおりますが、まだ国の目標値の60%には届いておりません。このような状況を踏まえて、今年度はデータヘルス計画、健康増進計画、食育推進計画の見直しの年となっておりますので、これらの計画を実効あるものになりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 納付額については、まだはっきりしたものがないというお答えでした。また、30年度は基金などを使って税率を上げることはないけれども、31年以降については長期的な見直しも必要になるかもしれないというお答えだったと思います。

実は、大阪府がこの制度をもう先取りして実施しております。大阪府は交付金の傾斜配分を利用して医療費削減、収納率向上、一般財源からの繰り入れの解消を強く指導しており、保険料が上がった市町村が幾つもあります。下がったところはありません。熊本県が同じかはわかりませんが、今後はますます国保の収納業務は厳しくなる可能性があります。

最初に、国民健康保険の目的が福祉の向上だということを確認していただきました。医療を受けるということは健康で文化的な最低限の生活に欠かせないものです。そして住民の生命、財産を守るというのが自治体の使命です。今後の国保行政のあり方については注視していく必要があるということを申し上げまして、3回目の質問をいたします。

最初に御答弁ありましたように、保険料率の決定権は引き続き市にあるということです。市民が払える保険料率の維持のために、一般財源からの繰り入れなども含めまして、あらゆる手を尽

くすことをお約束していただきたいと思いますが、これが1点目です。

そして2点目は、国が果たすべき役割を果たせという主張を機会あるごとにしていただきたいと思うんです。

こういう話があったと聞きました。都道府県単位化について国との協議をしていた全国知事会は、国保の構造的な問題を解決しない限り保険者にはならないと言っていたそうで、中でも社会保障常任委員会委員長の福田富一栃木県知事は、せめて協会けんぽ並みの保険料にすることが必要で、そのためには約1兆円の財政投入が必要だとして、具体的な公費活用策を示して基盤整備を訴えたそうです。しかし、結局は3,400億円のみでまとまってしまいました。この程度では今の高い保険料を下げることは望めません。私は国に対してはもっと厳しい目を向けるべきだと思います。

今、国保が抱えている構造的な問題、つまり働いているのに社会保険に入れない非正規の労働者を大量につくったのは国の規制緩和が原因です。しかも、消費税を社会保障に使うと言って低所得者からも巻き上げておきながら、お金がなくて医療を受けられないという人を本気で救おうとはしておりません。国保は保険者間の相互扶助で成り立っている制度ではなく、社会保障だということを機会あるごとに主張をして、国の財政措置をふやすように働きかけていただきたいと思うんです。ここはぜひ市長に頑張っていただきたいということで、ここは市長から答弁お願いいたします。

最後にいきいき健康課から病院にかからなくて済むための健康づくりについて今後の方針をお答えいただきました。今までも個別指導などによって、随分効果があるというお話をいただきました。やっぱり、家族が病気になると、女性はとても大変ですし、財布に響きます。病気になる前に健康に気をつけようという意識をたくさんの方が持つ、これが私は最も医療費削減の健全なやり方だというふうに思います。

私も非常に興味がありまして、少し調べてみましたら、自治体の健康増進対策も非常にユニークなものがあって、アプリを使ってポイントをためたりとか、いろいろなことをされているところがありました。市長も施政方針の中で健康増進計画を非常に重視をされていました。ぜひ担当課にはいろいろアイデアを出して頑張っていただきたいというふうに思います。これは要望です。

質問は2点です。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 3回目の御質問のうち、最初の御質問にお答えします。

市民が払える保険料率の維持のためにあらゆる手を尽くすことを約束してほしいというお尋ねだったと思います。

現在、本市の国民健康保険事業特別会計におきましては、法定繰り入れとして職員給与費及び

事務費等に係る費用、出産・育児一時金の市負担分、国保財政安定化支援事業に係る分、国保険基盤安定負担金に係る分を一般会計から繰り入れ、財政運営の安定化に努めているところでございます。

今後とも将来にわたって、被保険者の適正な負担及び国保事業の健全な維持ができるよう図っていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 国保の保険者間の相互扶助ではなく、これはやはり社会保障だということ
を主張をということでございました。

最初の答弁の繰り返しにもなりますが、国民健康保険の目的は、国民健康保険法第1条にありますとおり、社会保障及び国民保健の向上に寄与するということでございます。また、第4条には、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない、こういったことがうたわれているわけでございます。そのことを念頭に置きまして、各種の機会がありましたら、こういった主張はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、新電力供給実証実験とさらなる地域資源の活用について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、新電力供給実証実験とさらなる地域資源の活用について、順次お答えします。

まず、JFEエンジニアリング株式会社及びJNC株式会社の供給する電力を庁舎で利用する実証実験について、事業概要と現在までの経過はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

本事業は、これまで本市が続けてきた環境モデル都市づくりをさらに推進し、地球規模の課題である低炭素社会の実現に貢献することを目的に2月から着手をいたしました。事業概要としましては、市役所仮庁舎の使用電力をJFEエンジニアリング株式会社からの再生可能エネルギーを中心とした電力と、JNC株式会社からの温室効果ガスを排出しない水力発電の電力とをあわせて、JFEエンジニアリング株式会社の子会社のアーバンエナジー株式会社から供給を受けるというものでございます。

去る6月1日から、電気が安定的に供給されるのか、どの程度、電気料金が削減できるのか等を検証するための電力供給が始まったところであります。

次に、実証実験終了後の事業展開及びそのスケジュールはどのように考えているか、との御質問にお答えをいたします。

今回の検証事業では、まず、季節変動等の要因による電力供給の安定性、再生可能エネルギー比率向上によるCO₂排出量削減や、料金削減効果等の検証を行う予定となっております。その後、十分な効果があると判断できた場合には、JFEエンジニアリング株式会社、JNC株式会社、そして水俣市の共同出資による地域エネルギー供給会社設立の協議を進めることとなっております。

協議のタイミングについては、十分なデータが出そろい、本市にとっても、また電力を供給いただく2社にとってもメリットがあると判断できる適切な時期に開始されるものと考えております。

なお、将来的には、地域エネルギー会社から供給を受ける電力で水俣市保有施設全ての電力をカバーし、さらなる低炭素社会の実現を推し進めていきたいと考えております。

次に、水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランについて、プランの概要と策定した目的は何か、との御質問にお答えします。

まず、策定した目的につきましては、本市では環境モデル都市として、資源循環と低炭素化の取り組みを通じ、自然環境と共存するまちづくりを進めております。その取り組みの一つとして、地域の資源やエネルギーの有効活用により、地域のエネルギー産業を立ち上げ、地域経済の循環を創出することを目的とし、本マスタープランを策定いたしました。

次に、プランの概要につきましては、本市における新たなエネルギーを探る中で、畜産業における排せつ物処理の課題に着目し、コンセプトを「廃棄物系バイオマスの地産地消による環境モデル都市みなまづくり」と定めました。

内容といたしましては、第1段階として、中山間地のバイオマス利活用によりエネルギーをつくり、第2段階として、それらを含めた地域エネルギーの地産地消を推進することとしております。策定に当たりましては、初めに市民などへのアンケートを通じ、市のエネルギー需給など、策定に係る基礎調査を実施しております。また、学識経験者、各種団体の関係者、市関係課からなる本マスタープラン策定委員会を設置し、畜産バイオマス利活用に係る事業計画の策定、環境や経済に与える効果についての検討を行っております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 では、2回目の質問をさせていただきます。

本市でいよいよエネルギーの地産地消の取り組みが始まりました。大変うれしく思っています。自然エネルギーは、世界で急激に普及、拡大してきています。日本でも原発事故以降電力の買い取り価格制度が導入されて、2016年4月からは、電力小売自由化が始まり、その発電設備の規模は既に原発の発電容量を上回っているとのこと。さらに、普及すればするほど技術的な改良が加わり、コストも下がってきます。環境エネルギー政策研究所の飯田哲也氏によると、こ

の4年間でコストは3分の1にまで下がったといいます。

一方で、原子力発電の方はむしろ事故が起きるたびに安全基準が強化され、建設コストがとめどなく高騰しており、市場原理から言っても原発に未来はないというふうに思います。

ことし4月に無限21議員団のお世話で自治体としては日本初の電力小売会社を設立したみやま市を視察してきました。みやま市は、九州日照時間が長いという条件を生かして、企業誘致に向かなかつた市の土地に市と市内企業の出資で5.5メガワットのソーラーパネルを設置しました。そして、それ以前から独自の補助制度で多くの家庭に太陽光パネルが設置されており、それと合わせ7.5メガワットを電源として、2015年2月にみやまスマートエネルギー株式会社を設立しました。

出資金は2,000万円です。みやま市が55%、筑豊銀行が5%、九州スマートコミュニティー株式会社、これはもともと市内にあった電気会社で、主に営業部門での業務を委託される関係になっていますけれども、ここが40%です。また、新電力に必要なシステムやノウハウは、東京のエプコというコンサル会社と業務提携をしています。

2016年度の決算をお聞きしました。電力の販売額は7億6,000万円で、公共施設のほか、700世帯の家庭に売電したそうです。もちろん九州電力よりお得な料金価格を設定しています。そして、購入に際しても九電よりは1円高く買い取っていて、2016年度は200世帯と契約しています。まだ1年目で収支としては1,600万円の赤字だったそうですが、2年から3年後には黒字になると見込んでいるそうです。

みやま市役所の敷地には、みやまスマートエネルギーが経営するレストランがあります。食における地産地消にも取り組んでいます。その電力会社とレストランの経営で40名の雇用が生まれたそうです。ちなみにレストランは、2015年にグッドデザインアワードの金賞をとっています。

そのほか、IT機器により契約家庭の1日の消費電力を会社で管理しまして、そのシステムを利用して高齢者の見守りとかお買い物をするサービスなども行っていてこれがまたすごいのですが、ここでは長くなるので割愛いたします。

そして、今後の課題としては、今現在、地元太陽光電力の比率が50%で、ベースロード電源、そしてバックアップ電源を九電に頼っています。これを限りなく100%に近づけたい。そのためには、太陽光以外の安定した再生可能エネルギー、例えば水力などを供給できる近隣自治体と連携をしたいということで、水俣への期待をのぞかせていらっしゃいました。このような話をお聞きしてきて、今度の水俣市の取り組みについて大変期待をすると同時に、また、どれだけ水俣市民にメリットがもたらされるのかなというのがちょっと心配になりました。

今年度は実証実験をして検証をする。その後、エネルギー供給会社設立の協議が始まるという御答弁でした。今の計画段階では、電力供給するのはJFEエンジニアリングとJNC株式会社

ですけれども、水俣市も家庭用太陽光発電設置への補助金を出しており、既に設置している家庭が多くあります。これを使わない手はないと思います。また、市民にも出資をしてもらって、より身近な存在として応援してもらおうということも考えられると思います。そのようなお考えはないのか、これが1点目の質問です。

そして、水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランについてですけれども、突然このようなプランをいただいてびっくりしたのですが、お聞きしましたら、昨年12月に各家庭に送られてきたアンケートをもとに作成された事業計画だということでした。そういえば1年分の電気代やガス代とかを書き込んだアンケートがあったなというのを思い出しました。

内容を読ませていただきました。畜産業者の方が処理に困っていたものを利用して発電し、さらに残渣物を堆肥として利用するという大変内容的にもいい計画ですし、非常に綿密につくられているんだというのが、さっきの答弁でわかりました。

実現できれば、寒川の水力発電に続く地産地消エネルギーになりますけれども、これは実現をさせる計画があるのかどうか。これが2つ目の質問です。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

まず、エネルギー関係ですね。市民の出資をいただいたり、また市民にメリットがあるような会社にできないか、というふうな質問だと思います。

地域エネルギー会社設立を検討するに当たりましては、今回の実証実験を通しまして、市庁舎への電力の安定供給、CO₂排出量削減効果、電気料金削減効果などのデータを今からとりまして、それを精査し、まずは現段階での構想でございます市保有施設への電力供給の実現を目指すことにしております。

また、電力の調達や供給の範囲を拡大するとなりますと、どの程度の需要が見込まれ、幾らで供給するのか、安定供給の仕組みはどうするのかなど、改めて解決すべき課題も出てくるというふうに思っております。電力供給をいただく企業の意向も踏まえながら、ちょっと時間をかけて検討しなければならないというふうに思っております。そのために、まずは当面、市保有施設への電力の安定供給の実現を目指し、今回の実証実験の成果、検証を最優先に進めていきたいというふうに考えております。

2つ目の畜産のバイオマス利用計画、こういったものは実際あるのか、ということでございました。

この畜産バイオマス利用事業につきましては、今後も引き続き廃棄物系のバイオマスの地産地消による環境モデル都市水俣づくり、こういったものの実現に向けて、先進地の視察等の調査、

より具体的な事業化への支援を推し進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 新電力の供給の件はよく実証実験を見て、しっかり時間をかけて検討するというお答えでした。希望を申し上げましたので、ぜひそこを考慮して、検討いただきたいなというふうに思います。

昨年の9月議会に、私が雑草からエタノールを生成する技術を紹介したことがありました。新エネルギー関係の本ですとか、ネットを見てみますと、今、身の回りにあるあらゆる資源からエネルギーを取り出す技術研究がどんどん進んでいます。最近では、飛行機のジェット燃料についてもバイオ化する動きが出ておりますし、岡山県真庭市では、三菱自動車と共同で製材所から出るおがくずでつくったエタノールで今、走行実験をしています。

地域に根差した分散型エネルギー企業というのは、地元で多くの雇用を生んで、地域に落ちるお金をふやすというふうに書いてあります。そうだとすれば、今から水俣でも廃棄物バイオマス地域づくりをしようというお話だったけれども、そういう意味では、本当に地方は宝の山なんだろうなというふうに思います。

先日、ある林業関係の方とお話をしました。水俣の山はさほど急峻ではないので、とても作業しやすい上に新栄合板もありますし、海外向けの輸出にも立地がいいというふうに話されてきました。最近では若い人の応募もあって、定着もしているそうです。この林業関係の就職というのは、全国的にも若い人が応募しているのがふえているというのは新聞報道でも見ました。水俣の70%を占める森林の利活用というのは今から大きな可能性を秘めているのではないかなというふうに思います。ただ、地域分散型のエネルギーというのは、地元の企業ですとか、市民のやる気が絶対に必要だというふうに思います。

最後に1点だけ質問をいたしますが、今進化し続けているエネルギー分野のことについて市民や地元企業が一緒に学んで、水俣では何をやるんだらうかという考える場をつくることができなんでしょうか。環境アカデミアという格好の学び舎もできました。ぜひここは市が音頭をとっていただいて、まずは多くの人々がどんな技術があるのかということを知る機会を提供していただきたいなというふうに思いますけれども、最後1点だけ質問です。いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） エネルギーの地産地消に取り組む、検討する、そういった場を設けられないか、ということだというふうに思います。エネルギーの地産地消に関しましては、これまで久木野、寒川地区における小水力発電の設置等を進めてまいりました。そして今後、先ほど答弁いたしましたJFEエンジニアリング株式会社との新電力供給実証実験及び水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランにおいて検討しました畜産バイオマスの利用を進めて

いきたいというふうを考えているところでございます。

現時点におきましては、まずこの2つの事業を進めていくことが重要だというふうに考えております。今後、これらを進めていく中で、そのような検討の場が必要な状況となりましたら、設置を検討してまいりたい、そういった考えでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、発達障害者支援法改正と本市の取り組みについて答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、発達障害者支援法改正と本市の取り組みについて、順次お答えします。

まず、2016年8月に改正発達障害者支援法が施行された。改正のポイントは何か、との御質問にお答えします。

この発達障害者支援法は、平成17年4月に施行され、発達障害者に対する障がいの定義と理解の促進、発達障害者の自立及び社会参加への支援、国及び地方公共団体の責務や相互の連携、関係機関との協力体制の整備等が主な内容でありました。昨年8月に、制定から10年ぶりの改正となりました。

今回新たに条文に基本理念が追加されており、全ての発達障害者が、社会参加の機会が確保されること、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、社会的障壁の除去に資すること、関係機関及び民間団体相互の緊密な連携のもとに切れ目ない支援が行われなければならないことと明確に位置づけられました。

改正のポイントとして、1つ目は、ライフステージを通じた切れ目のない支援を実施すること。2つ目は、家族なども含めたきめ細やか支援を実施すること。3つ目は、地域の身近な場所で支援が受けられるよう支援体制を構築することとなっております。

具体的には、地域の実情を踏まえ、身近な地域で必要な支援が受けられるよう配慮することが求められており、都道府県では、発達障害者支援地域協議会や発達障害者支援センターの設置、地域支援マネジャーの配置など、適切な支援体制の構築に努めるよう求められております。

また、各自治体においては、巡回支援専門員の整備や発達障害のある子どもを育てた経験を持つ保護者が支援を行うペアレントメンターを養成し支援していく取り組み、保育所等訪問支援などの障害福祉の専門的な支援を活用し、児童福祉施策への後方支援を図るよう求められております。

次に、これまでの本市による発達障害者への支援内容はどのようなものか。また改正を受けての取り組みはいかがか、との御質問にお答えします。

まず、福祉分野におきましては、乳幼児の健診等で発達に不安のある乳幼児を対象に、発達相

談たんぽぼを水俣市保健センターにおいて実施しており、専門医療機関や療育機関、児童相談所への紹介を行い、早期の適切な療育支援、保護者の育児不安の軽減等を図っております。また、いきいき健康課の保健師、福祉課の家庭相談員や担当職員、教育委員会等の職員で保育園、幼稚園を訪問して、情報交換会を実施し、乳幼児健診後の経過観察や支援が必要な園児、次年度就学予定児童について情報を共有して、支援の方向性を検討し、適切な支援につなげております。

そのほか、障がいのある児童や子どもの発達等について不安や心配のある家族等に対して、身近な地域において療育指導、相談等が受けられる水俣芦北地域療育センター事業の運営を光明童園へ委託し、療育機能の充実を図っております。

一方、学校現場では、特別支援教育を推進し、発達障害児童・生徒を含めて、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善、または克服するために適切な指導及び必要な支援を行っております。

学校の具体的な取り組みとしては、発達障害のある児童・生徒等やその保護者の教育的ニーズや困り感等を面談等を重ねながら把握し、個別の教育支援計画や教育指導計画を作成し、適切な指導及び必要な支援を継続しております。面談等では、合理的配慮について確認するとともに、その提供に努めています。また、学校内で情報の共有を図るとともに、必要に応じて、専門機関や医療・療育機関への相談や受診を促す等、関係機関と連携し、自立や社会参加に向けた取り組みを行っています。

改正を受けての取り組みについては、現在実施しております水俣芦北地域療育センター事業を見直し、保育所等の施設へ巡回し、障がいの早期発見対応のため、職員や保護者に対する助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業を平成30年度からの実施に向けて検討しております。

また、発達障害のある子どもを育てた経験を持つ保護者を研修等によりペアレントメンターとして養成し、発達障害の診断を受けて間もない子どもの保護者に寄り添った支援により保護者の不安感を軽減する取り組みを水俣芦北圏域において実施を予定しております。

発達障害は、子どもの障がいや発達等について不安を抱える保護者へのサポートや心理的な負担の軽減のみならず、その周囲でかかわっている支援者等へも正しい知識や理解を求め、支援や配慮を受けやすい環境づくりに努めていくことが大事であると考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

発達障害者支援法、10年ぶりに改正をされたということです。発達障害については最近はマスコミでも取り上げられることが多くなりまして、かなり認知されるようになったかなというふうに思います。発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害、学習障

がい、注意欠陥多動性障害が含まれます。今、これらのいずれかに当てはまる、または複数当てはまると言われている子どもが15人に1人、つまり1クラスに2人程度はいるという統計結果があります。現場の先生の印象ではもっといるんじゃないかという声もあります。

今挙げた診断名それぞれに特徴的な症状はありますけれども、同じ診断名がついていてもその症状の出方は個人個人みんな違います。しかし、共通しているのは原因が脳機能の障がいであり、治療して治るものではないということと見た目ではわからないということです。

5月21日に放映されたNHKスペシャル「発達障害～解明される未知の世界～」は、当事者の困りごとを科学的に解説した今までにない番組で非常に画期的なものだったなど見て思いました。発達障害の方には感覚過敏の人が多くいます。聴覚過敏の場合は周囲の音によって気分が悪くなったり、触覚ですとか味覚が過敏な人は、肌ざわりの悪いものを避けるので同じ服ばかり着たり、食べられるものが偏ったりします。

番組では聴覚過敏の女性を取材し、この女性の耳には全ての音が同じ大ききで聞こえてくることを紹介していました。通常の人が気にもしない冷蔵庫の音が大きく聞こえたり、目の前で話している人と周りの雑音を聞き分けるのが難しくて、物すごく疲れてしまうというふうに言っていました。

御答弁いただきましたように、10年前にできた法律で、検診や保育所を訪問するなど、気になる子どもを早期に発見しやすくなり、相談窓口、支援施設などの設置が進んで、当事者が頼れる場所は確実にふえました。また、法律によって学校での支援体制が義務づけられて、特別教室で指導を受けられるようになりました。そのような中で、今回法改正が行われました。その改正のポイントについていろいろお答えいただきましたが、発達障害者への支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として行うという基本理念が明記されたのが一番大きいというふうに私は思います。

障がいというのは本人の落ち度によるものではありません。治療して治るものでもありません。障がい者への支援は、できないことも努力すれば克服できるんだという定型発達の人々の理論を当てはめてはめてはいけないということなんです。本人のできないことを知って、周囲が合わせてあげる、そういう支援を継続して行わなければならないということが社会的障壁の除去という意味です。こういう基本理念のもとで、改正法では学校に対してもできるだけ健常者とともに教育を受けられるよう配慮するとともに、個別支援計画をつくるよう求めております。

そこで、お尋ねをいたします。

今現在、水俣では発達障害、またはその疑いで特別に支援を受けている子どもはどれくらいいるのでしょうか。また、それらの子どもに専属でかかわっておられる先生は何人いらっしゃるのでしょうか。そして、個別支援計画については既に取り組みされているというお話がありましたけれ

ども、発達障害への支援というのは、できることは伸ばしできないことはそれにかわる方法で対処するということが求められると思うんですけれども、こうした計画づくりの過程に専門的知識を持った人のかかわりですとか、助言を得られているか。そして、改正を受けての新たな取り組みとして巡回支援専門員整備事業を開始するという御答弁があったんですけれども、この事業は学校現場での先生たちへのバックアップにつながるようなものなのか、4つ質問いたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 教育に関して、私のほうから御答弁させていただきたいと思いますが、水俣市内の学校には発達障害、またはその疑いで特別に支援を受けている子どもはどれぐらいいるのか。2つ目に、担当している教職員は何人ぐらいいらっしゃるのか、ということでございますけれども、各学校では特別な教育支援を必要とする児童・生徒を支援するために、現在まで164人の児童・生徒分の個別の教育支援計画を作成しています。

特別支援教育の推進に係る特別支援学級については、浜分校2学級を除いて、22学級と通級指導教室が1学級ございます。そこに在籍する児童・生徒数は79人です。担任は浜分校を除いて20人です。発達障害の疑いのある児童・生徒は、通常学級にも在籍をしており、各担任が支援を行っています。

それから、個別の教育支援計画をつくる過程で、専門的な知識を持った人とかかわりを得ているのかというお尋ねでございましたが、児童・生徒の学習面や生活面についての困り感に応じて、情報共有や手だて立案のために各学校では、福祉部局やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を交えてのケース会議を開いたり、医療機関や療育機関、特別支援学校等からの専門的な助言を得たりしていますし、そういう意味で全ての学校でかかわりを得ていることができます。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 2回目の質問の4番目の御質問にお答えします。

巡回支援専門員整備事業は、学校現場での先生たちのバックアップにつながるのか、という御質問だったと思います。

この巡回支援専門員整備事業は、保育園や幼稚園、学童クラブ、子どもセンターなど、子どもやその親が集まる施設や場所に発達障害等に関する知識を有する専門員が巡回支援を行って、施設の職員や保護者に対して助言等を行うということで、早期発見、早期対応を図る事業です。その専門員とは、医師、児童相談員、保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士などで、発達障害に関する知識経験を持っている方です。これまでの医療機関任せや専門家任せではなく、気になる子どもへのかかわり方や現場での支援の仕方について、先生方への助言指導を行って、事

例検討や講演会、研修会等を通して、スキルアップも図っていきます。この事業を実施することにより、専門家の配置が困難な学校現場では、職員体制のバックアップにつながっていくと思っております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、数字をお答えいただきました。対象となる児童、これは医師からの診断を受けている児童と、それと先生から見て気になる児童というのを含めてだと思えますけれども、それが164人いらっしゃると、医師の診断を受けて特別学級にいらっしゃる生徒は22学級で、通級が1学級ということなんですね。

診断を受けた生徒については、担任がつくということになると思うんですが、そうでない気になる子どもさんについては、通常の担任が指導するということになりますので、この数からいえば、1人の担任の先生が何人かを見ている状態かなというふうに思います。

さっきもお話ししましたように、この障がいの出方によって、子どもたちの指導というのは本当に一人一人個別に対応しなければならないので、今の学校現場にとっては、きのうの田中議員の話にもありましたけれども、通常の業務も大変な中で、そういう個別指導をするというのがとてもハードだなというふうな印象を受けております。

法改正があって、障がいを持つ当事者にとってはより支援を得られやすい環境になったのは間違いないんですけども、実際にそれを実現するような人的、財政的な裏づけがないというのが、今の現場の現状で、それでは現場が疲弊するばかりです。学校現場の仕事量に見合った人員の確保ですとか、それから先ほどソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、それから医療的助言ということであったんですけども、専門家の方が常駐しているわけではないんですね。ですから、担任の先生がその場その場で対応しなければいけない場面もあります。そういった専門家の配置というのは、今この数からいえば、常駐が必要なんじゃないかなというふうな思いもあるんですけども、ぜひ、そういう現場の声を教育長からは、しっかり県に伝えていただいて、障がいを持った子どもたちに資するような教育ができるように訴えていただきたいなというふうに思うんですけども、これが1点目です。

私、昨年の3月議会で大分県の別府市がつくった「ともに生きる条例」の話をさせていただきました。この条例制定の目的は、さまざまな障がいに対する市民の理解を高めて、空間的バリアフリーとともに、心のバリアフリーをつくるというのが目的でした。どんな障がいでも同じなんですけども、当事者にとって一番安心できる環境というのは、自分が困ったときに、すぐに隣の人がわかってくれる、そして理解をして手助けしてくれるという環境があることだと思います。

熊本地震の避難所の話ですが、聴覚過敏の方が避難所の騒音に耐えられず、カームダウンボックスという遮音空間をつくる特別な箱があるそうなんですけれども、その箱を置いたところ、邪

魔だといって撤去されたそうです。もし発達障害についての理解が周りで進んでいけば避けられたかもしれないというふうに思います。

学校の中では、子どもたちは自然と友達を手助けすることを学んでいます。しかし、学校で手助けされた子どもたちもいずれ社会に出なければなりません。そして、その社会はまだ厳しい現実があります。改正された発達障害者支援法には、障がいへのより深い理解を国民や事業者にも求めています。このような環境づくりをするにはやはり行政による啓発だとか啓蒙活動が不可欠だというふうに思います。以前にも提案しましたがけれども、条例の制定という手段も含めて、市として積極的に啓発活動に取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、これについてお考えをお聞かせください。2点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 学校現場の状況について、少しお話をさせていただきますと、通常学級においても特別な支援を必要とする児童・生徒がいらっしゃいますので、そういった児童・生徒への適切な指導、支援をしていくために、特別教育支援員を今年度32名配置させていただきました。これは市のほうの経費で配置をしたところでございます。そのほかにも専門的な人材の配置や教員の増員というのが必要であると。その点につきましては、高岡議員が申されるとおり同感でございます。

私としましても、これまでも各学校の実態をしっかりと把握した上で、同様な要望は県の教育委員会のほうにいたしておりますし、今後も強く要望していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 条例制定も含めて積極的な啓発活動に努めてほしいということであつたと思います。

昨年の4月に障害者差別解消法が施行されております。また、熊本県におきましては、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定されております。そして、平成24年4月から施行されております。このような法律や条例に基づいて、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して、関係施設や事業所等の職員、支援者、かわりのある地域の方々への周知・啓発に努めてまいりたいと思います。また、一般の市民に対しても理解を求め、広報誌等による啓発や市民が集まる場所へのパンフレットの設置など、さらに周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明22日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。
本日はこれで散会します。

午後0時6分 散会

平成29年 6 月22日

平成29年 6 月第 3 回水俣市議会定例会会議録
(第 4 号)

一般質問・質疑

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成29年6月22日（木曜日）

午前9時30分 開会

午前11時38分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

平成29年6月22日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----------|---|--|
| 1 | 牧 下 恭 之 君 | 1 | 子どもの貧困対策と学校給食無償化について |
| | | 2 | 教員の「働き方改革」と教職員の異動について |
| 2 | 藤 本 壽 子 君 | 1 | 水俣の農業振興について |
| | | 2 | 脱原発、CO ₂ 削減を指針に電力の地産地消を推進する政策について |
| | | 3 | 小、中学校等で実施されているフッ化物洗口について |
| | | 4 | グリーンスポーツみなまたの今後について |

(付託委員会)

第2 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第3 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第31号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算 (第11号) (各委)

第6 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第7 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算 (第1号) (各委)

第8 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第9 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第10 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算 (第1号) (総務産業)

第11 議第37号 工事請負契約の変更について (総務産業)

平成29年6月第3回水俣市議会定例会陳情文書表 (追加)

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町1丁目1-25 北 蘭 正人		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から議決案 1 件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情 1 件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下でございます。

希望が行き渡る水俣を目指して一般質問を行います。

まず初めに、子どもの貧困対策・学校給食無償化について。

小・中学校を中心とした貧困の状況について直近の要保護、準要保護の実態はどのようになっているか。

教師が感じている貧困の感覚、現状の認識について、どのように把握しているか。

学校給食の未納の状況はいかがか。

学校給食の必要性と子どもたちに与える影響をどう考えているか。

学校給食の無償化についての取り組みについてお尋ねいたします。

次に、教員の働き方改革と教職員の移動について。

文部科学省が 4 月28日に公表した小・中学校教員の勤務実態調査の内容と水俣市の取り組みはどうなっているか。

学校ごとの教職員の異動数の現状はどうなっているか。

県内全ての公立小・中学校と特別支援学校の児童生徒にいじめや学校生活に関して尋ねた平成28年度心のアンケート結果を5月24日に発表したが、その結果と水俣市の状況についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 牧下恭之議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、子どもの貧困対策と学校給食無償化については私から、教員の働き方改革と教職員の異動については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、子どもの貧困対策と学校給食無償化について、順次お答えします。

まず、小・中学校を中心とした貧困の状況について直近の要保護、準要保護の実態はどうなっているか、との御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、教育委員会では、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し援助を行っております。

そのうち、要保護児童生徒は、生活保護法の教育扶助を受けている世帯の児童・生徒であり、準要保護児童生徒は、保護者の申請により、要保護に準ずるものとして教育委員会が認定した世帯の児童・生徒であります。

今年度の就学援助の対象者数について、現時点では、要保護児童9人、要保護生徒6人、同じく準要保護児童99人、準要保護生徒68人となっております。昨年度と比較しますと、要保護児童生徒で5人の減少、準要保護児童生徒で28人の減少となっております。

次に、教師が感じている貧困の感覚、現状の認識について、どう把握しているか、との御質問にお答えします。

教師は、各家庭の経済状況につきまして把握はしておりませんが、毎日、子どもの様子をよく観察しています。例えば、服装や皮膚等の清潔感、頭髪の状況、顔色や目の輝き、提出物や準備物の状況等、健康面とあわせて変化している点はないか、アンテナを高くして観察しています。その上で、気になることがあれば、個別に当該児童や生徒に声をかけたり、職員間で情報共有をしたり、必要に応じて関係機関と連携するなど、当該児童生徒及び保護者へ要保護・準要保護申請等も含めた就学支援につなげています。

次に、学校給食の未納の状況はいかがか、との御質問にお答えします。

未納の状況は、平成29年2月1日現在におきまして22人で、69万6,726円であります。

次に、学校給食の必要性と子どもたちに与える影響をどう考えているのかの御質問にお答えします。

学校給食の目標として、学校給食法において、適切な栄養の摂取による児童・生徒の健康の保持増進を図ることのほか、食事についての正しい理解や望ましい食習慣を養うこと、食にかかわる自然の恩恵や人々のさまざまな活動、伝統的な食文化や食料の生産、流通及び消費についての正しい理解などが挙げられています。

学校給食の必要性としましては、その目標に列挙されている多くの要素がありますが、第1に成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスがよく、安全で豊かな食事を安価に提供することが挙げられます。最近では、子どもたちの偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが指摘されています。家庭環境による栄養格差を縮める意味からも、栄養バランスのとれた食事を1日に1食提供する学校給食の果たす役割は大きいものと思われれます。

学校給食が子どもたちに与える影響としましては、子どもたちの健康な心身を育むことはもとより、将来のよりよい食習慣の形成に大きく影響します。また、みんなで一緒に楽しく給食を体験することを通して、望ましい食習慣を身につけるとともに、好ましい人間関係を育て、かつ食を通じて地域を理解し、自然の恵みや勤労の大切さを育むことが期待できます。

次に、学校給食の無償化についての取り組みがどうなっているか、との御質問にお答えします。

学校給食は、明治22年、山形県内の私立小学校で、貧困児童のために昼食を無料で与えたのが日本の給食の始まりと言われていています。その後、各地で一部の子どもたちに対して欠食対策として徐々に広がっていった経緯があります。

学校給食法では、給食センターの施設や設備の維持管理費と運営に伴う調理などの人件費は自治体負担、それ以外の食材費は保護者が負担することと定められています。現在は、小学生1食240円、中学生280円を負担していただいております。経済的に負担が困難な保護者に対しましては、要保護児童生徒については、教育扶助費の中に給食費が措置援助されており、準要保護児童生徒については、義務教育を受けるために必要な経費の援助として給食費を含んだ援助を行っております。さらに、児童手当受給者については、市町村が受給者の申し出により、児童手当から給食費を支払うことができるようになっております。

子どもの昼食代は、どこにいても必要なものであり、給食費を無償にすることは1市で約1億円の負担が必要となり、その捻出のため他の行政サービスを縮小しなければならず、市民の理解が必要となります。また、子どもの食事は自治体の責任という意識が広がり、子どもたちの食べ物を大切にする気持ちや自然の恩恵や食にかかわる人々のさまざまな活動へ感謝する気持ちが薄れ、食育の観点から外れていくことも危惧されます。これらのことを勘案し、水俣市では、現

在、無償化は考えておりません。

1カ所、訂正させていただきます。給食費を無償にすることは市で約1億円の負担が必要となりと訂正いたします。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 給食無償化のできない理由をずらずらと並べていただきましたが、また・・・いきたいと思います。

子どもの貧困対策についてですが、厚生労働省によりますと、現在6人に1人の割合で相対的貧困の状況にあると言われております。小学校で1,203名中201名、中学校で591名中99名が相対的貧困であると言われております。相対的貧困と絶対的貧困とありますが、絶対的貧困は、食べるものも着るものも住むところも非常に困窮しているという状態を定義してあります。我が国みたいな先進国においては、絶対的貧困よりもおおむね相対的貧困の率が高くなるというのは経済学者等が言われているところであります。

育ち盛りの子どもが家庭の事情に関係なく、十分な栄養をとれる環境を整えたい。文部科学省は、公立小・中学校の学校給食の無償化に関する全国調査を今年度初めて行う方針を明らかにしました。

学校給食の無償化は、4月21日現在、58自治体が小・中学校で、3自治体が小学校で実施をしております。362自治体が一部補助を実施している状況であります。まだ、少ないが増加傾向にあります。文科省が調査に乗り出す背景には、食のセーフティーネットとしての給食に注目が集まってきたからであります。

実際、家庭の事情により、自宅で十分な食事を与えられていない子どもがいる。低所得世帯の子どもほど朝食をとらない割合が高く、野菜を食べる機会が少ないという調査もあります。家庭環境による栄養格差をどう改善するかという点で、学校給食の果たす役割は大変大きなものがあります。その上で、なぜ無償化が議論されているか。理由の一つとして、子どもの貧困があります。

全国の給食費の平均は小学校で月額約4,300円、中学校で約4,900円であります。低所得家庭ほど負担感は重く、文科省の調査では給食費未払いの原因の約3割は保護者の経済的な理由となっております。生活保護や就学援助の制度を利用する方法もありますが、申請をためらったり、制度そのものを知らないケースもあります。一方、低所得世帯に絞って無償化するという考え方もありますが、貧困のレッテル張りにつながり、子どもの心を傷つけかねないとの指摘もあります。

こうした観点から、保護者の所得にかかわらず給食費を無償化することの必要性が論議されるようになったことは十分に理解できます。無償化の実施に当たっては財源の確保を初め、解決すべき問題もあると思います。

以下、質問いたします。

準要保護・要保護児童生徒数が平成25年度から比べると、本年では減少傾向にあります。その要因は何か。

相対的貧困の定義はどうなっているか。相対的貧困率は16.1%となっています。水俣市では、約2,000世帯が該当いたします。また、市町村民所得は経済の水準をあらわす指標で、個人の年収を示すものではありませんが、1人当たり市町村民所得として水俣市平均が平成25年は208万円となっています。水俣市の相当数は相対的貧困と考えていいのではないかと思うが、いかがか。

子育て世帯にとって最大の負担は教育費です。兵庫県相生市は平成23年より、人口減に歯どめをかけるために思い切った子育て支援策を取り入れたいとして給食費無償化を実施して成果を上げています。東京都江戸川区は学校給食費の一部補助を昭和49年から東京23区で唯一実施しており、出生率は東京都平均を大きく上回っております。埼玉県小鹿野町は平成21年より過疎化対策として実施しており、成果を上げております。各地で学校給食費無償化が静かに進行する共通の背景には、少子化・過疎化を食いとめるために地方の自治体が真剣に検討し、この対策として実施されています。

児童手当制度も昭和47年地方議会で提案され、全国的に広まって国が動かざるを得なくなって、何度も拡充され、現在の児童手当制度になっています。国も動き出しました。国の制度としていくためにも自治体の広がりが必要になってきます。教育費の負担を減らし、子育て支援、経済対策として給食無償化を検討する時期が来ていると思いますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点あったというふうに思います。順次、答弁をさせていただきます。

まず1点目、要保護・準要保護児童生徒が、平成25年に比べると減少傾向にあるが、要因はどうか、ということでございます。

平成25年度と本年度を比較いたしますと、要保護児童生徒数が22人、準要保護児童生徒数が17人減っております。その減少の要因につきましては、各家庭の経済状況によるところでありますが、全児童生徒数が平成25年から200人ほど減っておりますので、その影響も考えられるところでございます。

それと2点目、相対的貧困の定義と、3点目が水俣市の相当数は相対的貧困と考えていいのではないか、という2点でございます。

厚生労働省の国民生活基礎調査で産出される相対的貧困率は、貧困線と言われる一定基準を下回る等価可処分所得しか得ていないものの割合とされております。等価可処分所得とは、世帯の可処分所得、いわゆる手取りの収入でございますが、それを世帯人数の平方根で割って調整した所得のことでございます。貧困線は、その等価可処分所得の中央線の半分の額となっており、平成25年度調査では、中央線が244万円、貧困線が122万円となっております。水俣市の1人当たり

の市町村民所得は、県内では高いほうではないというふうに思っておりますが、市町村民所得をもって相対的貧困を判断することは難しいのではないかとこのように思われます。

それと4点目、給食の無償化を検討する時期が来ているのではないかと、ということでございました。

給食費につきましては、要保護・準要保護世帯の児童生徒におきましては、給食費の措置、援助の対象となっているところでございます。児童手当受給者においても、給食費の支払いができる仕組みとなっております。このことは経済的に困難と思われる児童生徒の給食費につきましては、援助環境が整っていると捉えております。

現在の段階で全ての給食費の無償化については、市の財政面において困難と判断をしておりますが、国の政策として実現していただきたいというふうに期待をしているところでございます。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 多分に準要保護に漏れている人もかなりいるというデータの数からいくと、そういうふうに思いますので、その辺はよろしくお願いします。

子育てするなら水俣市でと言われるようにすることは水俣市の発展と活性化に大いに寄与すると思います。

平成21年6月に食育基本法が改正され、その前文には、子どもたちが豊かな人間性を育み、いきる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。今、改めて、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとしております。

教育において子どもたちに対する食育は極めて重要であり、学校給食は、まさに生きた教材です。給食の無償化が実現されますと、食に係る格差が解消されます。子どもの情操面での安定が期待できます。また、給食事業の充実が期待できます。何よりも従来から生産者を初め、多くの人々の労力に対する感謝、自然の恵みに対する感謝という心の育成につながります。さらに、無償化により、市民の皆様の温かい支えに対する感謝の気持ちが高まると思います。

子育て支援・経済対策・少子化対策として、学校給食の無償化にしっかりと取り組んでいくべきと思いますが、再度お尋ねしてこの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 牧下議員の思いは私もよくわかっております。非常に共感できるところでございます。その中で、無償化については、やはり財政、財源、非常に重要だと考えております。このままこのお金、1億円をすると、どこかのところを減らすという形になります。その中で、この辺は検討をしていきたいとは思っております。給食費無償化につきましては、国の援助なくしては、一自治体では到底できないと考えております。国の動向を見据えていきたいと思

ますが、現時点では、非常に厳しいと認識しております。

○議長（福田 斉君） 次に、教職員の働き方改革と教職員の異動について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 教職員の働き方改革と教職員の異動についての御質問に順次お答えします。

まず、文部科学省が4月28日に公表した小・中学校教員の勤務実態調査の内容と水俣市の取り組みはどうなっているのか、との御質問にお答えします。

今回の文部科学省勤務実態調査は、教職員指導体制の充実、チーム学校の推進、学校の業務改善の推進等の教育政策について、これらが教職員の勤務実態に与える量的・質的な影響を明らかにし、検証結果を活用した教育政策の推進に必要な基礎的データを得ることを目的として、平成28、29年の2カ年間で実施されています。

集計結果内容は、職種や年代別の勤務時間や業務内容、部活動と勤務時間の相関等があります。

例えば、小学校では、担任児童数が多いほど、平日の学内勤務時間全体及び成績処理に係る業務時間が長い傾向にある。部活動の活動日数が多いほど、学内勤務時間全体が長い。また、土・日の部活動については、部活動の種類により差が見られる等の結果が示されています。

本市におきましては、ここまで詳細な調査は行っていませんが、教職員の勤務実態については、常に関心を持ち、心身の健康状態把握に努めているところです。減少傾向ではあるものの超過勤務が多い現状であり、教職員の心身の健康を心配していることに変わりはありません。教職員が心身ともに健康を維持し、意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことができるよう校務改革を行い、よりよい職場環境づくりを目指すよう、今後とも各小・中学校へ指導してまいります。

次に、学校ごとの教職員の異動数の現状はどうなっているか、との御質問にお答えします。

教職員の異動につきましては、学校教育の充実振興を図り、教育の刷新とその向上を期するために行われています。

過去3年間で、臨時的任用教職員も含めた本市教職員の異動率は、平成27年度は、小学校29.2%、中学校34.6%、平成28年度は、小学校30.3%、中学校28.0%、平成29年度は、小学校39.9%、中学校49.3%となっています。異動率変動の理由としましては、児童・生徒数が減ったことによる学級減に伴う教職員減や勤務年数等の理由が考えられます。

次に、平成28年度心のアンケートの結果と水俣市の状況はどうなっているか、との御質問にお答えします。

今の学年でいじめられたことがあると回答した児童・生徒の割合は、県が11.4%で、本市は9.4%

でした。小中学生別では、小学生は、県18.2%、本市13.3%で、中学生は、県4.3%、本市2.3%でした。平成28年度と平成27年度を比較しますと、県が0.2%、本市が0.9%それぞれ減少しています。また、いじめの種類で一番多かったのは、県、本市ともに、冷やかし、からかいでした。

このような状況から、減少しているとはいえ、苦しみを抱えている児童・生徒がいる実態を鑑み、いじめの未然防止、早期発見・早期解決の継続した取り組みを、各学校に指導しているところ です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 文部科学省が公表した公立小・中学校教員の勤務実態調査で、多くの教員が過重労働に陥っている実態が裏づけされました。水俣市でも超過勤務が多い現状であります。

教員は授業以外に行事や事務、部活動などで多忙を極めている現状、土、日曜日は部活の練習や試合があったりして、年間を通じて、休みがほとんどない状態と言われております。過労死の労災認定の目安とされる月80時間以上の残業をしている人も少なくない状況、これでは教員が多忙で、子どもと向き合うゆとりがなくなれば、いじめを見抜いたり、生徒の個性や長所を引き出すことも難しくなります。

子どもが好きで、希望に胸をふくらませて教員になったものの、余りに多忙で疲弊してしまっ ては、教員だけでなく、子どもにとっても不幸であります。働き方改革が叫ばれている今、学校現場の改善に本気で取り組んでいただきたいと思 います。

教育委員会としても、校務の見直しや校務の簡素化、情報化の推進、定時退勤日の徹底など、各 学校の校務改革が推進するように指導を行ってきたと思いますが、さらなる強力な取り組み方 が必要であると思 いますが、いかがかお尋ねいたします。

岡山県は2016年度、運動部活動支援員として県内の46校に派遣しました。昨年 の12月の調査では、支援員がいる部活動の顧問を務める教員の約94%が、負担が軽くなったと感じていると答 えています。実際、中学校教員の土日の部活の指導時間が10年前の2倍になっているとの報告もあ ります。大きな負担となっております。全く改善されていません。

4月からスタートした部活動指導員制度に取り組んでみてはと思いますが、いかがかお尋ねい たします。

いじめは小学校で13.3%、中学校で2.3%の確認がありました。

また、教職員の異動ですが、小学校で学年の全教員が異動したために、いじめの相談をしてい た先生がいなくなった。誰にも相談できなかつた。いじめの相談は信頼関係があつてこそでき ると思 います。それが、誰もいなくなった、どうしたらいいんでしょうか。さらに、中学に進学し て、ことしも異動で誰もいなくなったそうです。信頼して、相談していた先生がいなくなり、御 両親はどうしようもない心境になり、怒りさえも出てきたそう であります。

新しい先生に初めから説明しなければならない、信頼関係を築くのに大変な労力があるそう
あります。異動に際しては県との調整ができないのか、お尋ねいたします。

いじめの相談の引き継ぎはできているのか、お尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、第1点目ですが、各学校の公務改革が推進するようにさらなる強
力な取り組み方が必要であると思うがいかがか、というお尋ねでございますけれども、当教育委
員会では、教職員が児童・生徒に向き合う時間を確保し、より教育効果を高めるとともに、教職
員の負担感軽減のために、これまでも議員が御指摘されたように、朝の連絡会や職員会議回数
を削減したり、日課票の見直し、公務用パソコンを配備し、業務の簡素化、さらに定時退勤日の
推進等の取り組みを各学校に指導をしてきています。

また、各職員の勤務時間についても把握するとともに、その縮減についても各学校に指導をし
てきています。これらの成果の一つとして、勤務時間につきましては、減少傾向が伺えるという
ところです。しかしながら、教職員の心身の健康面を心配している状況にかわりはございません
ので、今後とも各教職員への意識啓発を図るとともに、各学校への指導を継続してまいりたいと
考えています。

それから、4月からスタートした部活動指導員制度に取り組んでみてはいかがか、というお尋
ねですけれども、学校教育法の施行規則の改正に伴い、部活動指導員は中学校におけるスポー
ツ、文化、科学等に関する教育活動にかかわる技術的な指導に従事すると位置づけられ、同施行
規則は平成29年4月1日から施行されています。

具体的には、部活動の指導や大会の引率等を行うことを職務としています。本市内各中学校で
は、現在全ての中学校で17人を外部指導者として校長が委嘱しています。部活動の種類は、野
球、バスケットボール、サッカー等、8種目となっています。

業務は、顧問の教職員とともに技術的な指導を行うことで、単独での大会への引率ができない
などの制限があります。今後は、県教育委員会が制定している運動部活動の指針や今後の指導に
基づき、小学校運動部活動の社会体育科移行の成果を踏まえて、先進自治体の情報を収集すると
ともに、本市における中学校部活動の方向性を検討してまいりたいと考えています。

3つ目ですが、異動に関しては県との調整ができないのか。また、いじめの相談の引き継ぎは
できているのか、というお尋ねでございますけれども、教職員の異動に際しましては、校長ヒア
リングを介して各学校の現状や希望等を県教育委員会に伝えています。

県教育委員会は、全県的な視野で異動を行います。教職員や学校の希望等を可能な限りくみ
取り、実施をされています。

いじめの相談の引き継ぎについてですが、各学校は校内に対策委員会を設置し、情報共有及び

対応策を協議し、学年部間で引き継ぎを行っているところであります。

今後とも児童・生徒及び保護者が不安を感じることがないように悩みや不安を抱える児童・生徒やその保護者には親身になって寄り添うとともに、組織として温かく心の通う指導及び支援ができるよう指導してまいりたいと考えています。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 文科省が小・中学校教員の勤務実態調査結果を発表した4月28日を受けて、公明党は5月22日に安倍晋三首相に教職員の働き方改革を求める緊急提言を申し入れました。提言では、教員の待遇改善策として、①、部活動指導員の配置の抜本的充実など部活動業務の軽減、②、ICTの活用などによる学校業務の効率化や勤務時間の適正な管理、③、教員をサポートする専門スタッフの増員です。安倍首相は、提言について大変重要な提案と述べ、具体化を目指す考えを示しました。

教員の過酷勤務の改善こそがいじめ問題の解決につながる。子どもたちと向き合える環境こそが真の教員活動ができると思います。最後に教育長の改善に向けての意気込みをお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 本市においては、不登校やいじめの未然防止及び早期発見、早期解決、学力向上、部活動への対応、困り感を持つ児童・生徒及び保護者への支援及び指導、また新学習指導要領実施に向けた対応及び研修等、喫緊の課題が多数あります。

教職員の勤務状況からも勤務時間の長さに対応する業務の多さ等に起因する心身の健康への不安を心配しています。教職員が心と体にゆとりを持って、子どもたちに接することが何よりの教育環境です。その環境づくりのためにこれまでの実践の成果を生かし、できるところから一つずつ改善に向け努力していきたいと考えています。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時19分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

6月議会最後の質問となりました。無限21の藤本壽子です。

梅雨の雨の中でアジサイの花は、凜と美しく咲いています。こうあらねばと思います。今まさに国内は豪雨の状況ではないでしょうか。

安保法案が採択されて、原発が再稼働し、共謀罪法案が採択されました。私たちは、どこに向かっているのか。戦後70年の誓いは無になり、再び、暗黒の時代を迎えるのか。しっかりと声を上げなければなりません。

そんな中ですが、お隣の韓国では、新しい大統領文氏が、国の政策として、脱原発を目指すことを表明しました。昨年9月に韓国で起こった地震が契機であり、福島原発事故も大きな影響を与えました。日本にも平和で持続可能な社会をつくるための新しい政権が待ち望まれます。

子どもや孫の未来を願いつつ、質問に入りたいと思います。

1、水俣の農業振興について。

私の住んでいる18区坂口地区は休耕地が多く、休耕地の利用をできないかなと思いながら、農業振興について今回は勉強してみました。

- ①、水俣市全体の農産物出荷量は増加しているのか。
- ②、近年5年間の農業就労者の動向はどうなっているか。
- ③、休耕地の活用は、どうなっているか。
- ④、道の駅みなまたの農産物のうち、地元産はどれぐらいの割合になっているか。

2、脱原発CO₂削減を指針に電力の地産地消を推進する政策についてお尋ねします。

昨日、高岡議員のほうからも質問がありましたので、水俣市のほうには一歩ずつですけれども前に進んでいただきたいという思いで質問をしたいと思います。

- ①、再生可能エネルギーを中心とした電力の実証実験の進捗状況はいかがか。
- ②、「水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン」の基礎調査として市民アンケートをとっていますけれども、それはどのような内容でありましたか。
- ③、今後実証実験は、どのように進めていくのかお尋ねします。

次に3番目です。小・中学校などで実施されているフッ化物洗口についてお尋ねします。

- ①、教職員に行われたアンケートは、どのような目的で行われたのか。
- ②、アンケート結果は、どのようなものであったか。
- ③、これまでのフッ化物洗口の効果をどのように捉えているか。
- ④、洗口に使用する洗口液「ミラノール」の添付書を保護者に配布してほしいと要望していますが、どのようなになっているか。

最後に、グリーンスポーツの今後についてお尋ねします。

夏の初め、グリーンスポーツは、どんなふうになっているのだろうかと思い、行ってみました。

入り口に、まずごみがありました。中に入ると記帳用だったところは壊れかけていて、管理棟

のところは、草ぼうぼうでした。

そこで、質問します。

①、現在、管理の状況はどのようになっているか。

②、指定管理者の管理時と現在を比較し、利用者はどのようになっているか。

③、市民からグリーンスポーツの整備について要望書が出ていますけれども、それはどのような内容か。

本壇からの質問はこれで終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本壽子議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣の農業振興については、産業建設部長から、脱原発、CO₂削減を指針に電力の地産地消を推進する政策については私から、小・中学校等で実施されているフッ化物洗口について及びグリーンスポーツみなまたの今後については教育長からそれぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 水俣市の農業振興について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 初めに、水俣の農業振興について、順次お答えをいたします。

まず、水俣市全体の農産物出荷量は増加しているのか、との御質問にお答えします。

J Aあしきたを通じて販売される基幹作物の過去3年間の出荷状況に基づき御説明をいたします。

かんきつ類の不知火・甘夏を合わせた出荷量は、平成25年産が1,143トン、平成26年産が1,053トン、平成27年産が880トンとなっております。サラダタマネギは、平成26年産が1,674トン、平成27年産が1,511トン、平成28年産が1,305トンで、どちらも減少傾向となっております。また、J A熊本経済連茶入札場に出荷される荒茶の出荷量は、平成26年産が42トン、平成27年産が45トン、平成28年産が69トンと増加傾向となっております。

平成27年産のかんきつ類及び平成28年産のサラダタマネギは、平成28年1月の大雪、低温の影響により大きく出荷量が減少しており、荒茶につきましても、出荷量は増加しているものの、春先の霜の害や平成27年は桜島の降灰により、一番茶の品質が低下するなど、自然災害の影響を受けております。

直近の出荷状況につきましては、かんきつ類及びサラダタマネギは、例年並みに回復していると聞いております。また、お茶につきましては、発芽のおくれや芽の数の減少により昨年と比べ

出荷量は少ないものの、高値で取引されていると聞いております。しかしながら、農業者数の減少と高齢化もあり、全体としては、若干減少の傾向にあると思われま

次に、近年5年間の農業就労者の動向はどうなっているのか、との御質問にお答えします。

国の農林業センサスの調査結果を踏まえて御説明いたします。

農林業センサスについては、5年ごとに国が調査を行っており、直近では平成27年に調査が実施されております。総農家数については、前回の平成22年の1,068戸から166戸減の902戸、農業従事者数についても1,134人から254人減の880人と減少傾向にあります。また、農業従事者の平均年齢は、前回の61.0歳から62.8歳と上昇しており、農業者数の減少とともに、高齢化もさらに進んでいる状況となっております。

次に、休耕地の活用は進んでいるのか、との御質問にお答えします。

休耕地の活用につきましては、市の事業として市民農園を開設しているほか、寄ろ会みなまたなどによる菜の花の栽培など、地域での自主的な取り組みが行われております。近年では、県単事業のくまもと里モンプロジェクト推進事業の定額補助を活用した取り組みもなされており、地域と小・中学校で取り組む野菜の栽培や、保育園と地域住民が連携して行う小麦栽培、自治会による棚田の景観保全整備と景観作物の栽培などの休耕地を活用した取り組みが積極的に行われております。

そのほか、農業法人と福祉関係の一般社団法人が連携して、休耕地の再生を行いながら、障害者が野菜の栽培などの農業体験を行う取り組みもなされており、農業者以外のさまざまな団体による休耕地の活用もなされているところでございます。しかしながら、休耕地全体から見ると、ごく一部の休耕地の活用にすぎないことから、今後も休耕地の活用について、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道の駅みなまたの農産物のうち、地元産はどれぐらいの割合になっているのかとの御質問にお答えします。

道の駅みなまた観光物産館まっぼっくりでは、不知火・甘夏等のかんきつ類のほか、サラダタマネギ、お茶などの基幹作物を初め、地元の旬の農産物及び農産加工品を販売しております。

取り扱っている農産物等について、地元産とそれ以外を集計した正確な統計はとっておりませんが、およそ8割が水俣産ということでございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございます。2回目の質問に入りたいと思います。

この間、JAの方、それから農業委員会の方などにお話をお聞きいたしました。それで、JAのほうは今、農産物の生産高が落ちているということだったんですけれども、売り上げのほうとしては上がっているということでした。それではあるけれども、農業全般のことを考えると、今

の数字ございましたけれども、800人台ぐらいまで就労者が減っているという状況で、本当に厳しい状況だということをお伺いしました。JAのほうもいろいろ取り組みをしているけれども、もう農業者が減ってきたので、JA自身でもう何かを起こすというようなことで、イチゴ農園とかそういうことも始めたりしているということでありました。

それで、私も少しだけ農業にかかわっているんですけども、就農者が本当に減ってきているというのはもう身近に感じているので、ぜひですね、例えば定年退職をされた方、JAの方もおっしゃっていたんですけども、タマネギだとかかんきつ類は私も袋ですので、よくわかるんですけども、もうかんきつ類から手を引くという人が結構おられたりして、もう借らんかな、要らんかなというのが結構あるんですね。そういうことや、タマネギなどもまだこれから生産を上げていくこともできると思いますので、ぜひ就農者として定住者を定年退職された方なども含めて、誘いをできるような体制をつくっていただけないかというふうに思います。これが1つ目の質問になります。

2つ質問をしたいんですけども、もう一つは、休耕田の問題ですけども、休耕田もなかなか難しく、私ども18区のほうでもいろんな取り組みをして、できるだけ減らすようにということで、菜の花を植えてみたり、それからふれあいの家などでは今度福祉のことで福祉農園をして、それでできた野菜などを使って、お弁当とかをつくったりとかされたりとか、本当に細々いろいろいろんなところで利用はされてるんですけども、例えば坂口地区の奥などに行くと、もう本当に休耕地が広がっているという状況があります。

私は、今回少し農業センサスを見させていただいて、他市と比べて水俣市は農業の就業者がどれぐらいいらっしゃるのかということで調べてみましたら、芦北とか津奈木に比べて、芦北と津奈木は10%以上ぐらい就農者があるんですけども、水俣の場合は大体農業のほう、林業も一緒にしても、6%ぐらいしかないということを見ました。

やはり、できるだけ身近な人にも農業に親しんでもらうということが必要なんじゃないかと思っております。今回も水俣市のほうでふれあい農園というのをされていると思うんですが、そこも2カ所見させていただいて、とてもいい感じだなと思って帰ってきたんですけども、できたら、ふれあい農園などをもうちょっと広げていただけないか。私どものところは、団地を抱えているので、農業をしたくても土地がないという方もいらっしゃると思うので、ふれあい農園をふやしていただけないかということも2番目の質問にしたいと思います。

それで、JAの方や農業委員会の方もおっしゃっておられましたけれども、やっぱり初めての人には手とり足とりじゃなからんばなかなか難しかことがあるけん、機械とか水道とか、ちょっとした指導とかもしてもらえればいんだけどなということもおっしゃっておられましたので、ぜひ前に進めていただけないかと思ひまして、質問をしたいと思ひます。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の2回目の質問にお答えをいたします。2点だったと思います。

まず、就農による移住定住化策についてお答えをいたします。

定年退職後、水俣に帰ってきた方が農業に取り組んでいただいているということで、サラダタマネギとかそういった作物をつくっていらっしゃるという話をお聞きしたことがございます。水俣市の人口も減少傾向にある中で、農業就労者を確保する仕組みとして、非常に有効ではないかと考えております。市として、このような方々にどのような支援ができるのか、JAあしきたとか県など、関係機関と協議しながら進めていきたいと思っております。

次に、市民農園の拡大充実についてですが、市民農園につきましては、現在、藤本議員が言われるとおり、市内2カ所に設置をしております。そこでの区画の利用率は7割ほどとなっております。この利用状況から考えますと、新たな市民農園を開設する予定は現在のところはございません。しかしながら、今後休耕地の活用について取り組んでいく中で、必要であればふやしていくとか、そういったことも考えていきたいと思っております。

また、市民農園の充実につきましては、市民農園の管理人の御意見をお聞きしながら、レーキなどの農作業道具や有害鳥獣よけの電気柵の設置等の随時実施をしております。今後も管理人を初め、利用者の御意見をお聞きしながら、市民農園を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。

3回目の質問をします。

農業新聞をいつもとっているんですけども、なかなか読みこなさなっておりますが、先日大分県の日田市が就農と定住化策で空き家バンクとかも含めて222名の新規の就農者を得ることができたというのを読みまして、やればできるんだというふうに思ったんですけども、222人まではいなくても、何とかふやしていければいいけれどもなというふうに思いました。

それで、3回目の質問なんですけれども、できれば、水俣市の農家の方たちの所得を上げるような農産物をもうちょっと研究していただけないかというふうに思って質問したいんですが、先日、JAの婦人部の総会がありまして、JAの婦人部の総会には役員の方たちもいろいろお話をされて、農業改革のこととかなどは大変国に対して不満があるということで立たれる方、立たれる方がみんなそのようなことでありましたけれども、講演会に行きましたとき、執行部の方ももちろん御存じと思いますが、福岡県の大木町、水俣市とゼロ・ウェイストで提携しているところと

思うんですが、そこでアスパラをつくっていたという女性が講演されたんですが、女性3人でアスパラの工場を立ち上げて、今、年収が1人1,400万なんだそうです。もう自分は金は要りませんと。要らないので、ビュッフェのほうに移って、そのビュッフェのレストランの責任者をしているという方でしたけれども、本当におもしろかったのは、もともと熊本県に住んでいらっしやった方で、アスパラをたくさんつくっておられたので、大木町はその方を採用してつくり始めたんですけれども、それでかなりの収入を上げているということなどをお聞きして、水俣もこのような取り組みができないかなというふうに思いましたので、ぜひ農家の所得を上げるような仕組みみたいなことも考えていただけないかということで、1つここでは質問をさせていただきたいと思います。

それと、もし市長のほうでお考えがあれば、道の駅、海の駅が今後できるので、その大木町に私どもが行ったときに、ちょうど環境問題で勉強をして、そしてレストランでごはんを食べて、そして、畑も見させてもらい、最後にお土産物を買うという感動するようなコースがございまして、もう物を買わざるを得ないという感じになって帰ってきたなというふうに思っております。

せっかく、道の駅、海の駅をつくられるということですので、水俣ならではの人の心をつかんでいくような、そして物を買えるような、そういう道の駅、海の駅にさせていただけないかということで、もしよろしかったら御意見を伺えればと思います。

以上です。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 3回目の質問にお答えをいたします。

新たな基幹作物の導入についてだったと思いますけど、基幹作物であるサラダタマネギなどに続く新しい農産物の導入については、現在も県やJAあしきたなどの関係機関と協議をさせていただいております。今、藤本議員がおっしゃられたアスパラガスはまさに今、旬でございまして、店頭によく並んでいるの見かけます。このアスパラガスというのは、高齢者や女性も作業が可能で、高収益な作物だと聞いております。こちらもちょうどJAあしきたのほうで導入を検討しておりまして、今後生産者の御意見をお聞きしながら、さらに実用化に向けて協議を重ねていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 物産館について、地元のものを入れるのは当然でございまして、その中で水俣に来られたときに、いろんなルートでそこに寄られる、水俣病の資料館もございまして、時期になれば中尾山のコスモスもありますし、いろんな市内を回れるような形で物産館に入っただくような形を、ぜひそういったルートをつくりたいというふうに思っています。

大木町の環境センター、私も議員のときに行かせていただいて、液肥をたしか無料で配っていたのを見て、ああすごいなって思ったことがございました。いろんなところで、いろんな施策を行っていらっしゃるの、私たちの施策の中に有効なものがあったら、ぜひ勉強していきたいと思っています。

○議長（福田 斉君） 次に、脱原発・CO₂削減を指針に電力の地産地消を推進する政策について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、脱原発・CO₂削減を指針に電力の地産地消を推進する政策について、順次お答えします。

まず、再生可能エネルギーを中心とした電力の実証実験の進捗状況はいかがか、との御質問にお答えします。

昨日の高岡朱美議員の御質問でもお答えしましたとおり、今回の実証実験は、JFEエンジニアリング株式会社、JNC株式会社、水俣市の共同出資により、市保有施設にエネルギーを供給する地域エネルギー供給会社設立の可能性を探ることが目的となっております。

本事業は、市役所仮庁舎にこの2社の水力発電を含む再生可能エネルギー由来の電力供給を受けるもので、本年2月に覚書を取り交わし、6月1日から試験的に電力の供給が開始されております。

次に、水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランの基礎調査として市民アンケートをとっているが、どのような内容であったか、との御質問にお答えします。

今回の水俣市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランの策定に当たり、昨年12月からことしの1月にかけて、水俣市内の全世帯を対象に郵送にてアンケート調査を実施し、21.7%に当たる2,560世帯から回答をいただきました。

調査の内容につきましては、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、活用状況や電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーの使用状況、家庭での生ごみの分別・処理の状況などについて伺ったところでございます。

次に、今後、実証実験はどのように進めていくのか、との御質問にお答えをいたします。

昨日の答弁でもお答えしましたとおり、今後は、JFEエンジニアリング株式会社、JNC株式会社、水俣市による地域エネルギー供給会社の設立を検討するため、市役所仮庁舎に電力を供給しながら、季節変動等による電力供給の安定性、再生可能エネルギー比率向上によるCO₂排出量削減や料金削減効果等、さまざまな検証を行い、必要なデータの蓄積を進めていくこととしております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。昨日の高岡議員のほうで詳しく質問と説明がございましたので、きょうはもう簡単に、コアな部分だけ申し上げたいと思います。

このスマートエネルギー株式会社の代表の方の熱意に大変私は感動しまして、やはりこの会社を進めるに当たっては、市民もそうですし、これを進めていく核というものが大事なんじゃないかなというふうに思ひまして、水俣も環境モデル都市推進委員会ということで、各円卓会議の中でこのエネルギーのことを検討してきたわけなんですけれども、ぜひ市役所だけじゃなくて、いろんな団体が加わって、きのうも同じ質問だったと思いますけれども、これを進めていただけないかということで1つ質問をしたいと思います。あとは割愛いたします、1つだけお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 新しい会社につきまして、きのうも市民の出資を受けたり、電力を幅広くとかいろんなことに提言もいただいております。今後は、まず実証実験から得られるデータを検証し、市保有施設に安定的に電力を供給できる新会社の設立の可否の判断を電力をいただく企業とともにやりたいと思っておりますので、まずは今回の実証実験の検証を優先的に進めることに注力をしていきたいと現時点では考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。要望にいたします。

分散型エネルギーインフラプロジェクトというのが、隣は出水も手を挙げているみたいですがけれども、それから、これはバイオマスですけれども、みやまスマートエネルギーのほうは、余剰電力をどうしようかということで、いちき串木野、それから水俣にもいらっしやった。それから、長島はもうやろうかみたいな話で、この間行ってきましたけれども、そういう話もあるようです。

ここで、市長にぜひ大胆に、これは全国の潮流となっています。先日、「日本と再生」というちょっと難しいんですが、そういう映画を見たんですが、これはもう世界中の再生エネルギーをつくっているところ、それから日本でももう本当に知らなかったんですけれども、多くのところで本当に貧しい方が脱原発ということで、お金がないんですけども、この問題だったら10万円出しますよということでやっておられるという、そういう熱意のある地域もあるそうです。なので、ぜひ大胆に進めていただけないかということで、これは要望にして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、小・中学校等で実施されているフッ化物洗口について、答弁を求めます。

吉本教育長。

(教育長 吉本哲裕君登壇)

○教育長(吉本哲裕君) 次に、小・中学校等で実施されているフッ化物洗口について、順次お答えします。

まず、教職員に行われたアンケートはどのような目的で行われたのか、との御質問にお答えします。

本市では平成27年10月からフッ化物洗口事業を実施しておりますが、事業開始から約1年半を経過した平成29年3月に教職員を対象としたアンケートを実施しました。アンケートは無記名式で、実施して不都合を感じたこと、効果があったと思われること、改善が必要と思われることの3点について、該当する項目の選択と自由に記入する形での回答としました。今回のアンケートは、事業をより安全かつ効率的に行うことを目的に実施したものです。

次に、アンケートの結果はどのようなものであったか、との御質問にお答えします。

アンケートのフッ化物洗口を実施して不都合を感じたことという質問については、不都合はなかったとの回答が最も多く、回答全体の約4割を占めました。次いで、担任の負担、その他職員の負担が多く、その他の項目でも、洗口液を受け取りに行くことや、クラスごとに分けることなどの手間が挙げられていました。

フッ化物洗口を実施して効果があったと思われることについては、なしとわからないの回答を合わせると全体の約7割になりました。虫歯の減少など直接の効果は見えないものの、虫歯予防への関心が高まった、歯磨きをする児童生徒がふえたなど、虫歯予防への児童生徒や保護者の意識の高まりを挙げる回答がありました。

改善が必要と思われることについては、コップ等の衛生面に関する意見や保護者等への周知啓発に関する意見が挙げられております。

次に、これまでのフッ化物洗口の効果をどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

議員も御存じのとおり、フッ化物洗口の効果があらわれ始めるのは、2年から3年後と言われております。そのため、アンケートの結果からも、虫歯の減少といった具体的な効果は見られませんでした。

一方、効果があったものとして、虫歯予防への関心が高まった、歯磨きをする児童生徒がふえた、保護者の意識が高まった、歯科医を受診するようになったといった回答があり、児童生徒や保護者等に虫歯予防や口腔衛生に関する啓発が進んだものと考えております。

次に、ミラノールの添付書を保護者に配布してほしいと要望しているが、どのようになっているのか、との御質問にお答えします。

本市がフッ化物洗口事業で使用しております薬剤ミラノール顆粒11%の添付文書を保護者全員

に配布してほしいという要望が藤本議員からあったほか、一部の市民やPTA関係者からもなされているところです。

薬剤の添付文書は、適正使用を図るために必要な情報を医師、歯科医師、薬剤師などの医療関係者に提供する目的で作成されているもので、発売元である株式会社ビーブランド・メディコーデンタルのホームページ等から閲覧することができます。

添付文書は、医療関係者向けに作成されているため、専門的・学術的な用語や単位等を用いて記載されており、保護者に対して単に添付文書を配布するだけでは、正しい理解が得られず、誤った解釈が行われる可能性も否定できないため、専門家による解説や補足説明等が必要である旨の見解が薬品の発売元や県から示されています。このことから、添付文書の配布に際してどのような形で補足説明を行うか検討してまいりました。今回、添付文書の一部の表記についての補足説明を記載した文書を添える形でミラノールの添付文書を配布するよう進めており、学校を通じて近日中に保護者の皆様に配布する予定です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

平成28年度の学校保健統計調査というものがございます。これは、ちょうど12歳の永久歯の虫歯を平成18年度とずっと年度によってとっているわけなんですけれども、10年前がちょうどいいと思いますので、平成18年度は平均1.71本ございました。平成28年度は0.84本まで下がっています。約2人に1人が虫歯が出るという状況です。

WHO（世界保健機構）のほうでは、虫歯はなくさなきゃいけないということですが、その目標は3本というふうに置いていまして、もう日本の目標は10年前から達成しております。

今、学校でなぜフッ化物洗口をするのかということが、まず1つ疑問でございます。これが1つ。

それから、コ克蘭レポートというのがございますけれども、これはイギリスに本部に置く薬効効果に定評のある組織でして、コ克蘭レポートにはこういうふうに書いてございます。フッ素入り歯磨き剤とフッ素洗口の併用は効果がなく、ましてや水道水フッ素化の効果もないとしています。フロリデーションのことですけれども。また、WHOは、いつも申し上げておりますが、1994年から6歳未満のフッ素洗口を禁忌としています。にもかかわらず、歯科口腔保健法の成立以降、日本全国で歯科保健条例が制定され、集団フッ素洗口が推奨されるというのが今までの経過でございます。

そして、これに対し、本当にたくさんのフッ素に対する論文が出ています。フッ素の過剰摂取による副作用として、甲状腺機能低下症、糖尿病、注意欠陥多動性障害、神経毒、IQ低下などの論文があります。

3つのことを申し上げましたが、これに加えて、今本当に悩んでいるのは学校の現場ではない

かというふうに私は思っているのです。

それで、今回、アンケートをとっていただきまして、感謝を申し上げたいと思いますし、また開示していただいたことに対し、教育長にお礼を申し上げます。だけれども、この見方ですけれども、60%の方は項目は違いますけれども、やっぱり不都合を感じた。一番心配していたことに誤飲がございますけれども、9名の方が不都合を感じたというふうにあります。

実際に全国の例では間違っただ事例は多くありまして、教職員がそのことの対応に苦慮したという報告があります。一昨年でしたか、菊池のほうで、洗口液の濃度を間違えたということで新聞に大きく載っていました。それに加え、保護者への対応、担任の負担が多い、そういう職員の声がこのアンケートの中では60%ほどありました。つまり、簡単に言うと、水俣市の学校でのフッ素洗口というのは、教職員にとっては負担と責任が重く、効果についても実感が湧かないということだと私は思っています。

そこで、お尋ねしたいと思います。

1番目の質問です。

世界で一番忙しいと言われる教職員です。仕事をふやし、そして精神的にも重荷となっていると思いますが、現在のフッ化物洗口について、水俣市の教育委員会はどのような見解をお持ちでしょうか。

さらに、要望と1つだけ質問をいたしますが、答弁をいただきました中で、3つ関連のことがございます。

1つは、添付文書につける説明のことについては、わかりやすいかどうか、PTAの役員の方とぜひ話し合っただけでないかということ、これは要望です。

それから、質問になります。今回のアンケートの結果については、ぜひ学校現場のほうに返していただいて、教職員にも配付をしていただきたいと思いますということですね。その前に、さっき申し上げましたミラノールの添付書はもちろん教職員のほうにも配付をお願いしたいということがございますが、質問は2つでございます。

先ほどの教職員のアンケートの結果をぜひ学校現場にも返していただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田 齊君） 質問を整理したいと思います。2点ですね。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） アンケートの結果、不都合を感じている教職員がいるということがわかったということで、その中で事業を継続することについての教育委員会としての見解はいかがかということでございますけれども、まず今回のアンケートの結果から先生方の負担感のほか、衛生面での課題などがわかりました。

今後事業により効率的に実施できるように、アンケートの結果をもとにできるところから改善を進めてまいりたいと考えております。

それから、アンケートの結果を教職員に返されるのかというお尋ねでございますけれども、今回のアンケートの結果につきましては、校長会等を通じて、教職員にお知らせしたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。3回目の質問です。

平成28年度に水俣、芦北地域歯科保健連絡協議会というところで、フッ化物洗口についての研修会がございました。私も出席させていただきました。いろいろ勉強したと言いたいところですが、残念ながらいろいろ問題を感じてしまいました。

効果を2年後に何らかの形で教育委員会のほうでとっていただくということなんですけれども、このとき講師の筒井昭仁氏が言われて、資料が出たんですけれども、その統計の比較ですけれども、まず、統計上の数字に疑問があることと、対象者が違っていたりしています。それから、高い予防率だというふうに書いてあるんですけれども、特に高くないということを私はそのような見解を持ちまして、やはりこの効果の調査をされるというときには、かなり信憑性があるかどうかということがありますので、そのことを水俣市としてはどのように調査をされるのかということをも1つだけ3回目の質問をしたいと思っております。

そして、山形県の養護の先生と今友人になっているんですけれども、いろいろな情報交換の中で、山形県はずっと前に導入しているんですけれども、洗口による効果が感じられなくて、洗口を取りやめた学校がある。さらに、学校行事などが忙しいので洗口はやめたと。それは学校独自で決められたということなんですけれども、そういうような各地の動きなどありまして、私はやはり今、水俣市は命を大切にするという水俣だからこそ、この問題にはきちんと取り組んで、見直しをもう一度考えていただけないかというふうに思いまして、質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） フッ化物洗口の効果について、どのような調査をしていくのかということでございますが、フッ化物洗口の効果を確認するためには、児童生徒の虫歯の状況把握が当然必要でございます。児童生徒の歯科保健の状況を把握する調査として、熊本県が実施しています歯科保健状況調査がございます。この調査では、定期健康診断の結果に基づいて、学年ごとに虫歯を保有している児童生徒の数、それから治療が進んでいない歯の本数、治療済みの歯の本数などが調査されます。この調査のデータを経年比較することで、虫歯保有者や虫歯の本数の状況の推移が把握できますので、今後のフッ化物洗口の効果確認に活用していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、グリーンスポーツみなまたの今後について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、グリーンスポーツみなまたの今後について、順次お答えします。

まず、現在、管理の状況はどのようになっているか、について、お答えいたします。

グリーンスポーツみなまたの管理のうち、管理棟付近等の巡回及びトイレ清掃業務をサンビレッジみなまたスポーツクラブに委託して、週1回実施していただいております。また、年に2回程度、水俣・津奈木シルバー人材センターに管理棟付近周辺、ちびっこ広場、第一・第二キャンプ場の草刈り業務を委託し、さらに、茂道しおさい会に駐車場敷地内の草刈り業務を委託し、実施していただいております。

次に、指定管理者の管理時と現在を比較し、利用者はどのように変化しているか、についてお答えします。

現在は、団体の利用者とキャンプ場利用者についてのみ届け出をお願いしており、また、現地に管理人がいないため、無届けのまま利用されている方も想定されますので、比較するのが難しい面はございますが、平成25年度の指定管理者による管理時までの直近3年間と平成26年度から平成28年度までの3年間のキャンプ場利用者について比較しましたところ、平成25年度までの3年間の平均利用者数が1,279人、平成26年度からの平均利用者数が494人となっております。

次に、市民からグリーンスポーツの整備について要望書が出ているがどのような内容か、についてお答えします。

要望としましては、野外での生きる力や生活技術の習得、仲間づくりなど青少年期に経験しなければならない体験学習ができなくなるのでオートキャンプ・ファミリーキャンプ場として、また簡易宿泊施設として自然体験など多目的に利用できる施設として再整備してもらいたいとの内容であります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。久しぶりにグリーンスポーツに立ちまして、「夏草やつわものどもが夢のあと」という句が胸をよぎりました。

まず、現在の管理状況では、グリーンスポーツを利用したいと思っても利用するのが困難ではないかというふうに思いました。たまたま6月前でしたので、繁茂が激しかったということもあると思いますけれども、やはりでもあの状況ではなかなか小さい子どもを連れていくというのは難しいんじゃないかというふうに思いました。そんな中ですけれども、グリーンスポーツを利用したいという学校や、それからグループはまだ市内にもたくさんございます。

この間、グリーンスポーツ水俣再整備計画書、多分市長もごらんになったのかなと思います

が、そういう要望が出ていまして、30年ほど前は多くの利用者があったときと比べると、子どもの遊ぶ用具は老朽化し、建物も古くなり、昔のようにキャンプなどに利用したいが、少なくとも森でキャンプや遊ぶために整備をしてもらえないか。また、西ノ浦半島の自然林、茂道湾、恋路島を臨む風光明媚な景観を利用し、再度多くの市民が利用でき、市外の利用者を呼び込める自然体験といやしの場として再整備計画を提案したいというのが、この再整備計画書の内容でございました。

これは、近年市民の中から要望が出ているものですが、それに加え、御紹介したいのは、指定管理者がとじるときに、これは大変切実な問題だということで、九州大学の先生が要望書を出されておられます。

その内容は、九州大学院人間環境学研究院共生社会学の飯嶋秀治先生と鹿児島大学理学部地球環境学科の佐藤正典教授の両名の名前で出ている要望書なのですが、茂道という村を研究する中で、民話、伝説、生活伝承の場、そして暮らし、生活ということで、散歩やジョギングをしたり、海藻をとったり、貝の採集場がある。そんな茂道である。

九州大学とも深いつながりを持ち、学生たちとともに宿泊しながら、この地域を研究する拠点でありました。また、海中景観研究所の新井省吾さん、鹿児島大学の佐藤正典教授らの生命調査も行われ始めているとあり、地元住民、袋小・中学校、水俣の若者たちのこだわりの取り組みの場として、海の学び場として、そして水俣環境大学、諸大学との連携の場として既に水俣の公有財産としての位置を持っているのです。それゆえ、存続を強く要望したいという内容で、このとき要望をされておられます。

そのときの市長と教育長の答弁というのが、あくまでも費用対効果が望まれないという回答であったわけなんですけれども、ここで改めて市長にお尋ねしたいと思うんですが、グリーンスポーツというのは、費用対効果だけで考えられるような場所であるのかどうか、あったのかどうかということを、まず市の姿勢として一つお尋ねしたいと思います。

それと、その上で、先生は費用対効果とおっしゃるのならば、宿泊費なども出していいですよ。宿泊費が必要であるなら、その基準を明らかにしてほしいという要望もされましたけれども、やはりこの回答はなかったということでありました。現在、水俣アカデミアとか、世界の大学に向け、門戸を開く水俣のフィールドとして、世界の若者に学習の機会を与えているわけなんですけれども、現在のような施設の状況でよいのかどうかということ、このこと2つをお尋ねしたいと思います。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） では、分けて、1点目は私のほうから費用対効果の御質問についてお答え

をしたいと思います。

このグリーンスポーツ、主に青少年の野外活動施設として利用されてきておりましたので、単にその費用対効果だけで考えられる施設ではないというふうに考えております。現在は、最低限の維持管理は行っているところではあります。管理者を置いていた時期に比べれば、施設も老朽化が進んでいる状況でありますので、今後管理のあり方等、検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） いいですか、あと1点の答弁をお願いします。

確認のため、暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 2点目でございますけれども、今市長のほうからお答えしましたような内容と重なる部分もございますが、現在の状況では、やはり好ましくない状況にあることは私も感じております。管理者を置いていた時期に比べますと、老朽化が進んでいる状況、そういったことが見受けられますので、今後その管理のあり方について検討していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。ありがとうございます。

このことで、やはり要望書だけの問題ではなくて、地域をちょっと話を聞いて回りたいと思ひまして、回っていきました。茂道の方たちからも何人か話を聞いているんですが、その前に飯嶋先生が、これは市長にお渡しになったというふうに聞いているんですが、「茂道の将来」ということで本を書かれていて、九州大学の学生が茂道に入って聞き分けをずっとしているものなんですけれども、この茂道の将来という中には、グリーンスポーツを今後どうするかということを経験した人々に聞いているというのがございます。

そして、私が全部見て、正確ではないかもしれないんですが、12人ほどの方からの聞き取りをされていまして、グリーンスポーツを利用するということはどう思いますか、今後どうあればいいですかということに対し、3人ぐらいの人はグリーンスポーツに行ったこともないし、興味がないというお答えでありました。ほかの9人の方は、2人はビナ獲りにいたり、椎の実を子どもに食べさせたり、子どもが小さいときは、遊びによく行きましたよということで、閉鎖になった意味がよくわからんと。多分お金がなかったのかな、寂しかな、管理する人がいなくなれば荒れるもんなあという感想が2人の方からありました。

それから、どうすればいいですかねということで、茂道では避難所として使うのはどうだろうという話も出ているらしいんですけども、それもまとまってはいません。その意見がこの中にはありました。

ジョギングや散歩、それからドッグランなどに使えばどうだろうかというふうに思っているという、やはり存続させたほうがいいなと自分は思う、もし何かやるとなれば私も手伝うよという人もありました。

もう一人、これとは別にお聞きした方で、中尾山にコスモス園があるけれども、やはり海辺のほうの公園としてとても大事に自分は思っているので、全市を挙げてボランティアを1年に1回でもいいからするようないろんな施設として目を向けてもらえないだろうかという茂道の方たちの意見もございました。

私は、このまとまったものを見る中で、やはり地域の人たちの声も余りきちっとすくわれていない。それから、団体の方たちもばらばらで要望書を出されたりしていると思いますので、今後、諸団体を初め、地域も含めてぜひ一緒に話し合いをする場というのをまずは最初に持っただけはないかということが第1の質問です。

それから、最後にこのグリーンスポーツということをも私も知らなかったんですが、ある方に教えていただきました。林野庁のもと、九州森林管理局のほうから指定を受けているところだそうです。その説明にこうあります。

人と森とのふれあいの場を提供するため、四季折々の自然の美しさを楽しむことができる自然休養林や野外スポーツ地域などのレクリエーションの森を設定し、森林とのふれあい環境を整備していますと、今開けてみても、そのようなことが書いてございます。

このように国の指定を受けている公的な場というふうに捉えるときに、本当に今のままでいいのかということも少なくとも施設を管理する人が必要ではないだろうかというふうに思いました。

先日、今度に入っている地域協力隊の方ともお話をしたんですけども、その方が野外活動にとっても興味があるということだったので、グリーンスポーツをどう思いますかと言ったら、僕はああいうところには興味がありますというふうに言っておられましたけれども、多様な人材で多様な形で管理ができるようにもう一度考え直していただけないかというふうに思っています。3回目の質問の最後にしたいと思います。2つ質問をいたしました。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 第3回目の質問でございますけれども、どのように管理していくのかということでございますが、どのように利用できるかも含めて、市役所関係者との話し合い、それだけではなくて、地元あるいは広く地域の方々とも話し合っていきたいというぐあいに考えております。

また、管理者について管理を置くべきか、置くとしても通年なのかあるいは一時期なのか、さまざまな検討が必要になってくると思いますので、先ほど申しましたように庁内を初めとした議論を深めていきたいとそうように考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午前11時25分 休憩

午後11時31分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第28号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第29号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第30号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第31号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第31号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第32号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第7、議第33号平成29年度水俣市一般会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第8、議第34号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第35号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第

1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第36号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第37号 工事請負契約の変更について

○議長(福田 斉君) 日程第11、議第37号工事請負契約の変更についてを議題とします。

議第37号

工事請負契約の変更について

平成27年11月臨時市議会において議決された水俣市防災行政無線(同報系)整備工事の工事請負契約(平成28年12月定例会市議会及び平成29年3月定例会市議会において変更)のうち、契約金額「1,006,683,721円」を「1,000,055,902円」に変更することとする。

平成29年6月22日提出

水俣市長 西田 弘志

(提案理由)

水俣市防災行政無線(同報系)整備工事について、本事業者と交わした請負契約のうち、防災行政無線設備の親局、屋外拡声子局、戸別受信機用アンテナ設置数等が確定したため、本案のように提案するものである。

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本定例会市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第37号工事請負契約の変更について申し上げます。

水俣市防災行政無線同報系整備工事について、本事業者と交わした請負契約のうち、防災行政無線設備の親局、屋外拡声子局、戸別受信機用アンテナの設置数等が確定したため、本案のよう

に提案しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第37号について、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第37号工事請負契約の変更について質疑はありませんか。

○高岡利治君 議長。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 議第37号工事請負契約の変更についてお尋ねをいたします。この議案に関しましては、本日、追加議案ということで提案されていますので、提案理由の中で、親局、子局、そしてアンテナの数が確定したということでもありますけれども、この中には、戸別受信機そのものの予算というものが含まれているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） さきほどの変更契約に戸別受信機が含まれているか含まれていないかという御質問でございますけれども、これについては、今回、含まれておりません。

○高岡利治君 議長。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 戸別受信機そのものの予算は含まれていないということで、理解していいということですね。一昨日、塩崎達朗議員の一般質問の中で、この防災デジタル化に関して、戸別受信機等の設置状況ということで質問がありました。答弁の中で対象戸数の約67.4%が今、設置をされていると、そして、希望設置戸数の中の約79%が今、できているということでありましたが、今後、設置に向けて取り組んでいくという答弁があったかというふうに思っています。そうした場合に、場所によっては受信がしにくいところとか、そういう部分が発生するというので、今回、予算の中にアンテナを設置しなければいけないということもあったかと思うのですが、今後、設置をするにあたって、戸別受信機の予算は含まれていないけれども受信ができない、しにくい場所があったときのアンテナ設置等に対する予算措置はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） さきほどの補足でございますけれども、今回の減額の中には入っていないということが1つございます。それと、高岡議員がおっしゃいましたように、追加でアンテナの分が出た場合、これはまた別途、工事をしてまいりたいと考えています。

○議長（福田 斉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第28号から議第37号までの議案10件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月29日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、28日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時38分 散会

平成29年 6 月29日

平成29年 6 月第 3 回水俣市議会定例会会議録
(第 5 号)

表 決

平成29年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成29年6月29日（木曜日）

午後1時30分 開議

午後5時59分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 17人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）
農業委員会事務局長（坂 本 数 馬 君）	

○議事日程 第5号

平成29年6月29日 午後1時30分開議

第1 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第31号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

第5 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第7 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第8 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第9 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第10 議第37号 工事請負契約の変更について

第11 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第3号 水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について

1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について（平成28年6月）

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

（付託委員会）

第12 議第38号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

（総務産業）

- 第13 議第39号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について
- 第14 議第40号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議第41号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議第42号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議第43号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議第44号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議第45号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議第46号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議第47号 農業委員会委員の任命について
- 第22 議第48号 農業委員会委員の任命について
- 第23 議第49号 農業委員会委員の任命について
- 第24 議第50号 農業委員会委員の任命について
- 第25 議第51号 農業委員会委員の任命について
- 第26 議第52号 農業委員会委員の任命について
- 第27 議第53号 農業委員会委員の任命について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、補正予算1件、議決案1件及び人事案14件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本農業委員会事務局長の出席を求めいたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第31号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第5 議第32号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第33号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議第34号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第35号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第36号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議第37号 工事請負契約の変更について

○議長（福田 齊君） 日程第1、議第28号専決処分の報告及び承認についてから、日程第10、議第37号工事請負契約の変更についてまで、10件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第28号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、消防団員等が、公務中、事故で休業補償が発生した場合、公務災害補償の算定基礎額となる扶養親族加算額及び加算対象区分を改めるものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第29号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、個人市民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長、固定資産税における課税標準の特例で市町村条例で定める割合の制定等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、固定資産税のわがまち特例の対象資産「ノンフロン製品である冷蔵機器及び冷媒機器で、自然冷媒を利用したもの」については廃止されるのかとただしたのに対し、全国的に適用例が少なく、地方税法において廃止されたため、市においても廃止するものであるとの答弁がありました。

また、わがまち特例に追加された保育施設に対する優遇措置についてただしたのに対し、待機児童の解消を念頭に、児童福祉にかかわる事業を行う施設を優遇するものであるが、現在本市では対象となる施設はないようであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議題30号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における低所得者の軽減措置の拡充であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第31号平成28年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算における事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。その財源として、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、財政管理経費を計上している。

債務負担行為の補正として、内部情報システム使用料の廃止を計上している。地方債の補正として、過疎対策事業ほか4件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成28年度に予定されていた袋地区の防火水槽設置工事について、補助対象とならず設置できなかったが、今後設置の計画はあるのかとただしたのに対し、今年度すでに国庫補

助がついており、設置を予定しているとの答弁がありました。また、当初70基と予定していた合併浄化槽の設置について、52基になった理由はどのようなことが考えられるかとただしたのに対し、高齢化や工事費の2分の1ほどの補助を受けても、個人負担が大きいということが考えられるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に議第32号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、田平団地の一部住宅の廃止に伴う除却により、本案のとおり制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、田平団地の今後の計画についてただしたのに対し、平成24年度に策定した長寿命化計画に基づき、用途廃止という計画になっており、将来的にはなくす方向で考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号平成29年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費調整のほか、第5款農林水産業費に水産振興対策事業、第6款商工費に商店街活性化支援事業、第7款土木費に耐震改修促進事業などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として内部情報システム使用料他1件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、いきいき商店街づくり事業等支援補助金について、申請があった2件の開店場所と業種についてただしたのに対し、ともに初恋通り商店会に開店され、1件は婦人服販売、もう1件は飲食業であるとの答弁がありました。

また、水俣堂々推進事業を今年度も実施されるが、昨年度作成した冊子の配布先はどこか、また配布による問い合わせなどについてただしたのに対し、配布先は、旅行会社やマスコミを中心としている。効果については、現在配布中であり、現時点では配布先からの問い合わせはないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を12万円増額して、補正後の収益的収入の額を5億2,301万6,000円に、収益的支出の額を538万1,000円減額して、補正後の収益的支出の額を4億842万円とするものである。補正の内容としては、収益的

収入には児童手当繰入金の増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の調整等を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。
最後に議第37号工事請負契約の変更について申し上げます。

水俣市防災行政無線同報系整備工事について、本事業者と交わした請負契約のうち、主な理由として、戸別受信機用アンテナの設置数等が確定したため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行ないました。

質疑の中で、戸別受信機用のアンテナであるダイポールアンテナの設置数が当初の予定の2,100台から809台になった理由は何かとただしたのに対し、設置の際には電波の受信状況を確認したうえで設置するが、電波の受信状況が安定しており、必要な設置箇所が少なかったためであるとの答弁がありました。

また、今後設置の申請があった場合、予算を増額するのかとただしたのに対し、今年度については平成28年度からの繰越明許費で対応し、平成30年度以降は、今年度の設置状況を見ながら、予算化する計画であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第31号平成28年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。補正の内容は、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。財源としては、第14款県支出金、第20款市債をもって調整している。このほか、繰越明許費の補正として、一般事務経費（障害福祉費）を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、明水園に導入されたX線テレビシステムについて、入札残が減額されているが、本体の価格はいくらであったのかとただしたのに対し、予算額は1,134万円であったが、契約額は1,047万6,000円であったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第33号平成29年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、保育対策総合支援事業、次世代育成支援施設整備事業、第9款教育費に、市民競り舟大会開催経費、幼・保等、小、中連携実践研究事業などを計上している。

財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保育補助者雇上強化事業補助金が計上されており、主として、保育士等の負担軽減のため、人件費へ充当することを目的とした補助金である旨の説明であったが、正しく使われているのかを市が検証する方法はあるのかとただしたのに対し、定期監査だけでなく、国等の補助金でもあるので、実績報告にもとづくチェックを重ねて行う予定である。具体的には、給与明細等の個々の添付書類を確認するなかで、事業の進捗や保育士等の給与改善等の状況についても把握していきたいとの答弁がありました。

また、小・中学校の一般廃棄物収集運搬業務委託料の予算と関連して、学校側が市のクリーンセンターにごみを持ち込み、クリーンセンターが中身のチェックを行った際に、分別が不適切であったため、再度、学校にごみを持ち帰らせたということであるが、市は状況を把握し、学校にどのような指導をしたのかとただしたのに対し、状況を確認するとともに、学校に対し、ごみ分別の徹底を文書でお願いしたとの答弁がありました。

また、第二中学校において、子ども自身が着用したマスクや使用したティッシュ等のごみをビニール袋にいれ、各自宅へ持ち帰るという状況について、内容をただしたのに対し、第二中学校では、従来から学校版環境ISO等に取り組まれているなかで、教室のごみ箱でマスク等が資源ごみと混在していたため、ISO委員会の子どもたちが再度、分別している状況を衛生面から好ましくないと判断し、学校独自でこのような取り組みを行っていると聞いている。また、学校側から各保護者あてに、取り組みの趣旨の理解を図るために文書で周知されたと聞いているとの答弁がありました。

なお、各委員から、子どもたちが環境意識を高めるため、ごみ分別を徹底してできるように、学校現場で指導していくことが重要である。そのため、市においては、状況を把握し、生徒や保護者の意見等も踏まえながら、学校側と連携し、対応していく必要があるとの意見がありました。

また、今回、競り舟購入費の331万8,000円の補正予算が計上されているが、その原因は何かとただしたのに対し、当初予算を計上する際の見積りに船体製作の基礎となる木枠の作成費用が含まれておらず、その工程が納期に反映されていなかった。これは、担当者の事務手続きの認識不足及び作業工程等の事業者への確認作業が十分でなかったことに原因があった。

併せて、窓口となっていた水俣市競り舟協会でも、事業者への事前確認等の不足や、市と水俣

市競り舟協会との間の連絡調整が不十分であったことも原因であったとの答弁がありました。

また、市外業者へ発注を検討している旨の説明であったが、その理由と今後のスケジュールについてただしたのに対し、当初は、市内業者への発注を検討していたが、対応困難との申し出があったため、市外業者を検討せざるを得なくなった。

なお、スケジュールについては、今回の補正で議会の承認が得られれば、入札等の契約事務の諸手続後、8月からの契約であっても、来年3月までの納品が可能であるとの答弁がありました。

また、今回の補正で十分対応が可能かとただしたのに対し、金額的には予算の範囲内で十分対応できるとの答弁がありました。

さらに、今後、再発防止策としてどのように考えているのかとただしたのに対し、公文書の管理については規定に基づき適正に行い、事業を円滑に遂行すること、併せて管理監督の責にある者は、日頃から業務の進捗状況を把握し、担当者等への事務処理の指導管理徹底をはかる必要があるとの答弁がありました。

なお、本件については、自由討議を行い、委員から本市の厳しい財政状況等を鑑みれば、追加の補正承認は大変厳しいものであるとの意見があり、今後の増額補正は安易に行わないこと、本件が服務規程に違反がなかったかを議会へ報告することを条件に附帯決議案が提出され、全会一致で附帯決議を付することに決しました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで附帯決議を読み上げます。

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）の審査において、下記のとおり看過しがたい問題点を認めた。

第9款教育費第5項保健体育費第1項保健体育総務費について、今回の予算補正において、競り舟購入費の追加費用として3,318千円が計上された。当該競り舟購入費予算については、平成29年度当初予算において、現在市が保有する12艇の木造艇の老朽化等のため、競技の安全確保に必要であるとして、FRP（強化プラスチック）製船体建造及び舵、鐘等の備品購入費として、10,887千円を計上、当委員会への説明を経て、承認を受けたものである。

予算作成にあたっては、担当者は事業計画、算定根拠を明確にし、慎重かつ精緻に取り組むべきところである。当委員会において、執行部へ質疑を行う中で、船体製作の基礎となる木枠の作成について、工程が納期に反映されていないこと、その費用が見積りに計上されていないことが判明するなど、ずさんな事務処理が明らかとなった。このことは、担当者の事務手続きに関する認識不足と作業工程について事業者への確認作業が十分でなかったことに起因するものである。

また、窓口となっていた水俣市競り舟協会においても、事業者への事前の確認等が不足してい

たこと、また、市と水俣市競り舟協会との間の連絡調整も不十分であったことが、今回の補正に至る原因と判断される。

本市の厳しい財政状況等を鑑みれば、今回の追加補正承認については大変厳しいものであることは、明らかである。しかしながら、水俣市民の伝統行事である市民競り舟大会を実施するうえで、下記の条件を附して認めるものとする。

なお、今後の予算管理及び事業執行にあたっては、慎重かつ真摯に対応することを強く求める。

記

- 1 本件については、今後、増額の補正は安易に行わないこと。
- 2 予算計上に際しては、担当者は事業を遂行するにあたり積極的な情報収集を行い、対象物件の仕様、積算根拠、工期等について理解して取り組むこと。
- 3 事業者と打ち合わせ等を行う際は、担当者自らが現場へ赴く等、行政としての説明責任を果たすとともに、相手方へも十分な配慮を行うこと。
- 4 公文書については、規定に基づいた管理を行うこと。人事異動等における事務引継ぎにおいても、支障がないようにしておき、事業を円滑に推進すること。
- 5 本件が服務規程に違反がなかったかを速やかに調査し、議会へ報告すること。
- 6 管理監督の責にある者は本件を重く受け止め、日頃から業務の進捗状況を把握すること。また、再発の防止策として、課内だけでなく全庁的に情報共有をはかるとともに、担当者等へ事務処理の指導管理の徹底をはかること。

以上決議する。

平成29年6月26日

水俣市議会厚生文教常任委員会

議第33号に対する附帯決議として、本委員会の審査において出された各意見等を真摯に受け止め、今後の予算管理及び事業執行にあたっては、慎重に対応することを強く求めます。

次に、議第34号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ762万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,212万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に人事異動による人件費の増額、第4款前期高齢者納付金及び第6款介護納付金の増額を計上している。財源としては、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第35号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1千118万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の増額及び後期高齢者医療保険料軽減特例見直しに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上している。財源としては、第1款保険料、第3款繰入金をもって、調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年6月23日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第28号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第29号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第30号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第31号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）付託分	承 認	全員賛成
議第32号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第33号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成
議第36号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第37号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年6月26日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第31号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）付託分	承 認	全員賛成

議第33号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成
議第34号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第35号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）の審査において、下記のとおり看過しがたい問題点を認めた。

第9款教育費第5項保健体育費第1項保健体育総務費について、今回の予算補正において、競り舟購入費の追加費用として3,318千円が計上された。当該競り舟購入費予算については、平成29年度当初予算において、現在市が保有する12艇の木造艇の老朽化等のため、競技の安全確保に必要であるとして、FRP（強化プラスチック）製船体建造及び舵、鐘等の備品購入費として、10,887千円を計上、当委員会への説明を経て、承認を受けたものである。

予算作成にあたっては、担当者は事業計画、算定根拠を明確にし、慎重かつ精緻に取り組むべきところである。当委員会において、執行部へ質疑を行う中で、船体製作の基礎となる木枠の作成について、工程が納期に反映されていないこと、その費用が見積りに計上されていないことが判明するなど、ずさんな事務処理が明らかとなった。このことは、担当者の事務手続きに関する認識不足と作業工程について事業者への確認作業が十分でなかったことに起因するものである。

また、窓口となっていた水俣市競り舟協会においても、事業者への事前の確認等が不足していたこと、また、市と水俣市競り舟協会との間の連絡調整も不十分であったことが、今回の補正に至る原因と判断される。

本市の厳しい財政状況等を鑑みれば、今回の追加補正承認については大変厳しいものであることは、明らかである。しかしながら、水俣市民の伝統行事である市民競り舟大会を実施するうえで、下記の条件を附して認めるものとする。

なお、今後の予算管理及び事業執行にあたっては、慎重かつ真摯に対応することを強く求める。

記

- 1 本件については、今後、増額の補正は安易に行わないこと。
- 2 予算計上に際しては、担当者は事業を遂行するにあたり積極的な情報収集を行い、対象物件の仕様、積算根拠、工期等について理解して取り組むこと。
- 3 事業者と打ち合わせ等を行う際は、担当者自らが現場へ赴く等、行政としての説明責任を果たすとともに、相手方へも十分な配慮を行うこと。
- 4 公文書については、規定に基づいた管理を行うこと。人事異動等における事務引継ぎにおいても、支障がないようにしておき、事業を円滑に推進すること。
- 5 本件が服務規程に違反がなかったかを速やかに調査し、議会へ報告すること。
- 6 管理監督の責にある者は本件を重く受け止め、日頃から業務の進捗状況を把握すること。また、再発の防止策として、課内だけでなく全庁的に情報共有をはかるとともに、担当者等へ事務処理の指導管理の徹底をはかること。

以上決議する。

平成29年6月26日

水俣市議会厚生文教常任委員会

○議長（福田 齊君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」「議長」という者あり）

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいま厚生文教委員会の委員長報告にありました平成29年度一般会計補正予算第1号の第9款教育費、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費の競り舟購入費追加費用についてお尋ねいたします。

今の委員長報告及び附帯決議で、この予算の編成に当たっては様々な事務的な不具合等々があつて、結局このような事態になつたのは理解できましたけれども、委員長にお尋ねしたいのは、この件について市内の事業者は断念しざる終えない状況にいたり、市外の業者に発注することになつたときいておりますが、私もちょっと聞いた話によりますと、その市内業者さんについてはもう水俣市の仕事は受注できない、請けたくないというふうなお話をされていると聞いたりしておりますので、市の行政に対する信頼を失つたという意味で、速やかにその関係を再度構築すべきだと思ひまして、ぜひ委員会のほうでその市長か又は市のトップのほうから、業者さんに対して謝罪などがあつたのかどうかという確認がされたのか。もしなければ、委員長のほうから謝罪等を求めていただけないか、そして、この追加予算について謝罪した上でぜひ市内業者としてもう一度、参加していただけないかということをお願いすべきだと思ひますが、委員長のほうに委員会で謝罪なりなんりの質疑があつたかどうか、もしなければ、ぜひそうしていただけないかということをお尋ねいたします。

○厚生文教委員長（牧下恭之君） 業者さんが型枠を作つていて、途中でもう腹かいて壊したということもあつたそうですので、ぜひ、西田市長に申入れをしたいと思ひます。

○議長（福田 斉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

○議長（福田 斉君） これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

○議長（福田 斉君） これから採決します。

議第28号専決処分の報告及び承認についてから、議第31号専決処分の報告及び承認についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本4件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第32号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第37号工事請負契約の変更についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第3号 水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について（平成28年6月）
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年6月23日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について	慎重審査を要するため
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年6月26日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について（平成28年6月）	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年6月22日

議会運営委員長 野中 重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第12 議第38号 平成29年度水俣市一般会計補正予算第2号

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第38号平成29年度水俣市一般会計補正予算第2号についてを議題とします。

議第38号

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,666,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
18 繰越金		31,414	22,375	53,789
	1 繰越金	31,414	22,375	53,789
補正されなかった款に係る額		14,613,001		14,613,001
歳入合計		14,644,415	22,375	14,666,790

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
10 災害復旧費		42	22,375	22,417
	2 公共土木施設災害復旧費	41	22,375	22,416
補正されなかった款に係る額		14,644,373		14,644,373
歳出合計		14,644,415	22,375	14,666,790

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第38号平成29年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,237万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ146億6,679万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第18款繰越金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第38号について、提案理由を御説明申し上げます。

したが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、議案調査のため休憩します。

午後2時2分 休憩

午後2時2分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました議第38号について質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第38号は、議事日程記載のとおり総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後2時3分 休憩

午後5時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日、牧下恭之議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

○議長（福田 斉君） この際、お諮ります。

牧下恭之議員から、本日の本会議における発言の中で、不適當な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、牧下恭之議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成29年6月29日の本会議における私の発言の中で、不適當な発言があったので取り消したいから、議会の許

可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成29年6月29日

水俣市議会議員 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福 田 齊 様

○議長（福田 斉君） 先ほど委員会に付託しておりました議案について、総務産業委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄議員登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

議第38号平成29年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,237万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ146億6,679万円とするものである。

補正の内容としては、去る6月25日の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧に対して、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上している。

なお、財源としては、第18款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、湯の児海岸線の和田岬公園と明水園の間の路側法面が幅約10メートル、高さ約30メートルにわたり決壊したため、通行止めになっているとのことであるが、その周知についてただしたのに対し、水天荘に登る地点から迂回路を作り、明水園と斉藤旅館には通り抜けできる旨の表示をしているとの答弁がありました。

また、湯の児海岸線について、本予算が可決された場合、完全復旧はいつ頃になるかとただしたのに対し、公共事業であるため、国の災害査定を受けることになる。順調に行けば、約2ヵ月後に災害査定があり、その後、工事の実施設計を行う。9月か10月頃に発注できるとして、工期が約半年であるため、3月か4月になる見込みであるとの答弁がありました。

また、農業用施設の被害はあっていないのかとただしたのに対し、初野の水路への土砂の流入、葛渡、深川の水田の石積み崩落の被害があっている。これらの水路と水田について、受益者負担が発生するため、受益者と相談のうえ、必要があれば早急に対応したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年6月29日

総務産業常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第38号	平成29年度水俣市一般会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成

○議長(福田 斉君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第38号について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

○議長(福田 斉君) 議第38号平成29年度水俣市一般会計補正予算第2号についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第13 議第39号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに
関する同意について

○議長(福田 斉君) 日程第13、議第39号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに
準ずる者とするに
関する同意についてを議題とします。

議第39号

農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の規定に基づき、本市の農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めるようにする必要があるが、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、本市の農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするため、市議会の同意を得ようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第39号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めるようにする必要がありますが、同条同項ただし書きで規定する農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、本市の農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするため、市議会の同意を得ようとするものです。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第39号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました議第39号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました議第39号は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって議第39号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

議第39号について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

○議長（福田 斉君） 議第39号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

日程第14 議第40号 農業委員会委員の任命について

日程第15 議第41号 農業委員会委員の任命について

日程第16 議第42号 農業委員会委員の任命について

日程第17 議第43号 農業委員会委員の任命について

日程第18 議第44号 農業委員会委員の任命について

日程第19 議第45号 農業委員会委員の任命について

日程第20 議第46号 農業委員会委員の任命について

日程第21 議第47号 農業委員会委員の任命について

日程第22 議第48号 農業委員会委員の任命について

日程第23 議第49号 農業委員会委員の任命について

日程第24 議第50号 農業委員会委員の任命について

日程第25 議第51号 農業委員会委員の任命について

日程第26 議第52号 農業委員会委員の任命について

日程第27 議第53号 農業委員会委員の任命について

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第40号農業委員会委員の任命についてから、日程第27、議第53号農業委員会委員の任命についてまで14件を一括して議題とします。

議第40号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市古城1丁目2番6号

氏 名 松田 時義

生年月日 昭和19年3月17日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第41号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市丸島町2丁目13番11号

氏 名 坂本 隆司

生年月日 昭和27年10月16日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第42号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市大園町1丁目5番3号

氏 名 苗床 勝美

生年月日 昭和23年6月6日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第43号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市古賀町1丁目3番21号

氏 名 廣島 康雄

生年月日 昭和29年1月12日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第44号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市袋2975番地

氏 名 田畑 和雄

生年月日 昭和28年9月22日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第45号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市袋1842番地

氏 名 元村 善二

生年月日 昭和21年7月25日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第46号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市月浦137番地3
氏 名 田上 哲人
生年月日 昭和24年12月2日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第47号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市湯出1325番地
氏 名 戸次 治夫
生年月日 昭和31年5月9日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第48号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市江添1072番地80
氏 名 友田 勝久
生年月日 昭和53年9月30日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第49号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市深川1492番地
氏 名 森口 信二

生年月日 昭和20年12月6日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第50号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市宝川内8番地2

氏 名 池田 郁雄

生年月日 昭和19年7月4日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第51号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市葛渡548番地

氏 名 松本 公昭

生年月日 昭和26年11月19日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第52号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市大川742番地3

氏 名 中村 清治

生年月日 昭和30年2月22日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第53号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成29年6月29日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市越小場726番地

氏 名 山澤 親徳

生年月日 昭和20年8月28日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第40号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市古城に在住する松田時義氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

松田時義氏は昭和19年3月17日生まれの73歳で、長年にわたり農業に従事されています。平成20年7月20日からは農業委員として活動され、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第41号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市丸島町に在住する坂本隆司氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

坂本隆司氏は昭和27年10月16日生まれの64歳で、長年にわたり農業に従事されています。以前は認定農業者であったため、認定農業者に準ずる者となります。平成21年12月15日から平成28年3月30日まで農業委員として活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第42号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市大園町に在住する苗床勝美氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

苗床勝美氏は昭和23年6月6日生まれの69歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者として活動されています。平成23年7月20日からは農業委員としても活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第43号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市古賀町に在住する廣島康雄氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

廣島康雄氏は昭和29年1月12日生まれの63歳で、市内建設会社の代表取締役を務め、水俣商工会議所の代議員をされています。これまで農業はされておらず、農業に関して利害関係を有していないことから、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する中立委員として、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第44号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市袋に在住する田畑和雄氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

田畑和雄氏は昭和28年9月22日生まれの63歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者として活動されています。JAあしきたの理事を2期務め、株式会社モアファームの代表取締役を務める傍ら、JAサラたまちゃん部会長、指導農業士として若手農業者の育成等にも取り組んでおられます。農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第45号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市袋に在住する元村善二氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

元村善二氏は昭和21年7月25日生まれの70歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者として活動されています。平成20年7月20日からは農業委員としても活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第46号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市月浦に在住する田上哲人氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

田上哲人氏は昭和24年12月2日生まれの67歳で、長年にわたり兼業で農業に従事されていま

す。平成14年7月20日から農業委員として活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第47号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市湯出に在住する戸次治夫氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

戸次治夫氏は昭和31年5月9日生まれの61歳で、長年にわたり兼業で農業に従事されています。平成26年7月20日からは農業委員として活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第48号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市江添に在住する友田勝久氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

友田勝久氏は昭和53年9月30日生まれの38歳で、長年畜産業に従事され、認定農業者として活動されています。平成28年3月31日からは農業委員としても活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第49号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市深川に在住する森口信二氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

森口信二氏は昭和20年12月6日生まれの71歳で、長年にわたり農業に従事されています。平成23年7月20日からは農業委員として活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第50号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市宝川内に在住する池田郁雄氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

池田郁雄氏は昭和19年7月4日生まれの72歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者として活動されています。平成20年7月20日からは農業委員としても活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えています。

次に、議第51号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市葛渡に在住する松本公昭氏を

農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

松本公昭氏は昭和26年11月19日生まれの65歳で、長年にわたり農業に従事されています。平成20年7月20日からは農業委員として活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第52号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市大川に在住する中村清治氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

中村清治氏は昭和30年2月22日生まれの62歳で、長年にわたり農業に従事されており、本市の農業振興に関する計画に位置付けられた中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者であるため、認定農業者に準ずる者となります。平成26年7月20日からは農業委員として活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第53号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市越小場に在住する山澤親徳氏を農業委員会の委員として任命したく御提案申し上げる次第であります。

山澤親徳氏は昭和20年8月28日生まれの71歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者として活動されています。農事組合法人本井木生産組合の役員を務めておられ、平成20年7月20日からは農業委員としても活動されており、農業に関する高い識見と豊富な知識、経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

以上、14名のうち、認定農業者が6名、認定農業者に準ずる者が2名であり、議第39号で提案いたしました過半数の基準を満たすものであります。

なお、任期については、平成29年7月20日から3年間であります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第40号から53号について、提案理由を御説明申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました本14件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本14件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本14件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本14件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第40号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第41号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第42号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第43号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第44号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第45号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第46号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第47号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第48号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第49号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第50号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第51号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第52号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第53号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成29年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午後5時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 斉

署名議員 中村 幸治

署名議員 藤本 壽子

平成29年6月第3回水俣市議会定例会（6月9日～6月29日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第28号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	総務産業	6月29日 承認	
議第29号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	総務産業	6月29日 承認	
議第30号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	総務産業	6月29日 承認	
議第31号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	6月9日	各 委	6月29日 承認	
議第32号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第33号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6月9日	各 委	6月29日 原案可決	
議第34号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月9日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第35号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月9日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第36号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月9日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第37号	工事請負契約の変更について	6月22日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第38号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月29日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第39号	農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について	6月29日	省 略	6月29日 同意	
議第40号	農業委員会委員の任命について （松田 時義君）	6月29日	省 略	6月29日 同意	
議第41号	農業委員会委員の任命について （坂本 隆司君）	6月29日	省 略	6月29日 同意	
議第42号	農業委員会委員の任命について （苗床 勝美君）	6月29日	省 略	6月29日 同意	
議第43号	農業委員会委員の任命について （廣島 康雄君）	6月29日	省 略	6月29日 同意	
議第44号	農業委員会委員の任命について （田畑 和雄君）	6月29日	省 略	6月29日 同意	

議第45号	農業委員会委員の任命について (元村 善二君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第46号	農業委員会委員の任命について (田上 哲人君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第47号	農業委員会委員の任命について (戸次 治夫君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第48号	農業委員会委員の任命について (友田 勝久君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第49号	農業委員会委員の任命について (森口 信二君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第50号	農業委員会委員の任命について (池田 郁雄君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第51号	農業委員会委員の任命について (松本 公昭君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第52号	農業委員会委員の任命について (中村 清治君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	
議第53号	農業委員会委員の任命について (山澤 親徳君)	6月29日	省 略	6月29日 同 意	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第3号	繰越明許費の報告について	6月9日
報告第4号	繰越明許費の報告について	6月9日
報告第5号	予算の繰越しの報告について	6月9日
報告第6号	事故繰越しの報告について	6月9日
報告第7号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月9日
報告第8号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月9日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月29日	総務産業	6月29日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月29日	厚生文教	6月29日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月29日	議会運営	6月29日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	水俣市の光回線（インターネット回線）全面開通に向けた陳情について	水俣市深川 940-3 山本 尚哲	総務産業	6月9日	6月29日 継続審査
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町1丁目 1-25 北菌 正人	総務産業	6月22日	6月29日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	水俣市洗切町 18-17 廣田 孝	厚生文教	平成28年 6月10日	6月29日 継続審査

(参考)

水俣市議会構成一覧表

議長	福田 斉	平成27年 5 月13日当選
副議長	谷口 眞次	平成27年 5 月13日当選
監査委員	高岡 利治	平成27年 5 月13日同意

常任委員会

(平成29年 6 月 9 日選任)

委員会名	正副委員長	委 員				担当書記
総務産業 定数 8 人	(正) 田口 憲雄	福田 斉	塩崎 達朗	谷口 明弘	上田	
	(副) 藤本 壽子	桑原 一知	高岡 朱美	谷口 眞次		
厚生文教 定数 8 人	(正) 牧下 恭之	小路 貴紀	松本 和幸	岩阪 雅文	前垣	
	(副) 田中 睦	高岡 利治	中村 幸治	野中 重男		

議会運営委員会

(平成29年 6 月 9 日選任)

正副委員長	委 員			担当書記
(正) 野中 重男	桑原 一知	田中 睦		岡本 鎌田
(副) 岩阪 雅文	田口 憲雄	高岡 利治		

特別委員会

(平成27年 5 月13日設置・選任) (庁舎建替 平成28年 6 月23日設置・選任)

委員会名	正副委員長	委 員					担当書記
公害環境対策 定数 7 人	(正) 松本 和幸	小路 貴紀	田中 睦	野中 重男		岡本 前垣	
	(副) 藤本 壽子	桑原 一知	高岡 利治				
高速交通対策 定数 8 人	(正) 中村 幸治	塩崎 達朗	高岡 朱美	岩阪 雅文		鎌田 上田	
	(副) 牧下 恭之	田口 憲雄	谷口 明弘	谷口 眞次			
庁舎建替等対策 定数 9 人	(正) 高岡 利治	小路 貴紀	藤本 壽子	中村 幸治	野中 重男	岡本 鎌田	
	(副) 松本 和幸	田口 憲雄	谷口 明弘	谷口 眞次			